

清水町地域防災計画 資料編

清水町地域防災計画 資料編 目次

資料

1 組織

1-1	防災関係機関一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1-2	清水町災害警戒（対策）本部の組織・・・・・・・・	4
1-3-1	清水町地震災害警戒本部条例・規則・・・・・・・・	5
1-3-2	清水町災害対策本部条例・規則・・・・・・・・	10
1-3-3	清水町地震災害警戒本部員一覧・・・・・・・・	14
1-3-4	清水町防災会議条例・要綱・・・・・・・・	16
1-4	標識及び腕章・・・・・・・・	19
1-5	地震発生時の職員参集基準・・・・・・・・	20

2 職員及び本部組織の行動

2-1-1	清水町地震災害警戒本部組織事務分掌・・・・・・・・	21
2-1-2	清水町災害対策本部組織事務分掌・・・・・・・・	24

3 町有防災資機材

3-1	町有防災資機材一覧表・・・・・・・・	29
3-2	救急医療セット一覧表・・・・・・・・	31

4 自主防災会関係

4-1	自主防災組織及び地区一次避難地一覧表・・・・・・・・	41
4-2	自主防災倉庫設置場所一覧表・・・・・・・・	43
4-3	自主防災組織標準装備資機材一覧表・・・・・・・・	44
4-4	地区防災計画策定地区一覧・・・・・・・・	45
4-5	自主防災組織の編成と役割の例示・・・・・・・・	46
4-6	自主防災組織規約（例）・・・・・・・・	47

5 災害危険区域関係

5-1	災害危険地区・・・・・・・・	49
5-2	水防法第15条に規定する事項・・・・・・・・	55
5-3	砂災害防止法第8条に基づく土砂災害警戒避難体制・・・・	56
5-4	土砂災害(特別)警戒区域内の要配慮者利用施設一覧・・・・	59

6	救出・避難関係	
6-1-1	避難の勧告または指示権者	59
6-1-2	避難対象地区及び警戒宣言発令時避難地	60
7	被害報告	
7-1	被害程度の認定基準	61
7-2	災害概況速報及び被害状況速報	65
8	通信関係	
8-1	行政無線配備一覧表	69
8-2-1	同時通報用無線配備状況	74
8-2-2	同時通報用無線子局一覧表	75
8-3-1	情報通信系統図	76
9	輸送交通関係	
9-1	町有車両一覧表	77
9-2	緊急輸送路一覧表	78
9-3	交通規制表示	80
9-4-1	ヘリポート設置予定場所一覧表	81
9-4-2	ヘリコプター離着陸時における安全確保について	82
9-4-3	公共建築物番号一覧表	86
10	要員の確保	
10-1	清水町消防団員動員計画表	87
10-2	町内土木建設業者一覧表	87
11	物資の調達・供給	
11-1-1	物資集積所の指定	88
11-1-2	物資集積所運営計画	88
11-2	食料備蓄計画	89

12 避難地・避難場所関係

12-1	指定緊急避難場所(広域避難地)及び 指定避難所(広域避難所) 一覧表	90
12-2	福祉避難所一覧表	108
12-3	地区避難所一覧表	109

13 医療救護関係

13-1	医療機関一覧表	110
------	---------	-----

14 衛生関係

14-1	し尿処理施設及びし尿処理業者	112
14-2	ごみ処理施設	112
14-3-1	遺体収容所一覧表	113

15 ライフライン関係

15-1	ライフライン事業所一覧表	114
15-2-1	耐震性貯水槽(飲料水兼用100m ³ 型) 一覧表	116
15-2-2	応急給水計画	117

16 災害協定関係

16-1	清水町との協定等一覧	119
------	------------	-----

17 様式

17-1	災害り災者調査原票	122
------	-----------	-----

資料 1 - 1

防災関係機関一覧表

町

名 称	所 在 地	電 話	F A X	防災行政無線 (衛星系8-)	備 考
清水町役場	411-8650 清水町堂庭210-1	055 (973) 1111	055(973)1711	5-241-9000 5-241-9001 5-241-9002	本部
清水町防災センター	411-0917 清水町徳倉1603-40	055 (932) 3333	055(932)2266		福祉避難所
清水町地域交流センター	411-0903 清水町堂庭6-1	055 (972) 6678	055(981)0424		福祉避難所
清水町福祉センター	411-0903 清水町堂庭221-1	055 (981) 1665	055(981)0025		福祉避難所
清水町温水プール	411-0904 清水町柿田166-1	055 (976) 8711	055(976)8712		福祉避難所
静岡県立看護専門学校	411-0905 清水町長沢212-1	055 (971) 2135	055(976)2943		福祉避難所
清水中学校	411-0903 清水町堂庭267	055 (975) 1073			指定避難所
南中学校	411-0917 清水町徳倉2222-4	055 (932) 3030	055(932)3099		指定避難所
清水小学校	411-0903 清水町堂庭87	055 (975) 2744	055(975)2544		指定避難所
西小学校	411-0905 清水町長沢220	055 (972) 6673	055(972)6674		指定避難所
南小学校	411-0918 清水町湯川182-1	055 (971) 1180	055(971)0126		指定避難所
清水保育所	411-0907 清水町伏見47-1	055 (975) 8935			地区避難所
南保育所	411-0917 清水町徳倉345-1	055 (932) 5016			地区避難所
清水幼稚園	411-0903 清水町堂庭95-1	055 (975) 2494			地区避難所
北幼稚園	411-0907 清水町伏見647-2	055 (975) 7325			地区避難所
南幼稚園	411-0916 清水町中徳倉30	055 (931) 0299			地区避難所
西幼稚園	411-0905 清水町長沢238-1	055 (973) 2320			地区避難所
総合運動公園	411-0907 清水町伏見52-17	055 (973) 6123	055(976)5531		指定避難所
町体育館	411-0903 清水町堂庭287-1	055 (971) 0160			
清水町交番	411-0903 清水町堂庭212-1	055 (975) 0627			
徳倉駐在所	411-0903 清水町徳倉974-1	055 (933) 0744			

※防災行政無線は、地上系が 5 発信、衛星系が 8 発信

一部事務組合

名 称	所 在 地	電 話	F A X	備 考
駿東伊豆消防本部	410-0053 沼津市寿町2-10	055(920)0119	055(923)9911	
清水町消防署	411-0903 清水町堂庭212-1	055(973)0119	055(975)1180	

県

名 称	所 在 地	時間内	時間外	F A X	防災行政無線 (衛星系8-)
静岡県危機管理部総務課	420-8601 静岡市葵区追手町9-6	054(221)2071	054(221)2072		
東部地域局	410-8543 沼津市高島本町1-3	055(920)2180	055(920)2180 (災害時臨時電話) 055(924)1430 ・1188・0438	055(920)2009	5-100-2592
東部健康福祉センター	410-8543 沼津市高島本町1-3	055(920)2075		055(920)2191	
静岡県沼津土木事務所	410-0055 沼津市高島本町1-3	055(920)2120	055(920)2383	055(920)2383	
沼津警察署	410-0036 沼津市平町19-11	055(952)0110		055(963)6662	

※防災行政無線は、地上系が5発信、衛星系が8発信

国

名 称	所 在 地	時間内	時間外	F A X	防災行政無線 (衛星系8-)
陸上自衛隊富士学校	410-1431 駿東郡小山町 須走481-27	0550(75)2311		0550(75)2311	5-151-8001
陸上自衛隊板妻駐屯地	412-0048 御殿場市板妻40-1	0550(89)1310			5-150-8001
陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地	412-0006 御殿場市中畑 2902-1	0550(89)0711			
中部地方整備局 沼津河川国道事務所	410-0822 沼津市下香貫 外原3244-2	055(934)2001		055(931)4711	
同沼津河川出張所	410-0817 沼津市本郷町33-1	055(931)4370		055(931)4396	
同沼津国道維持出張所	411-0943 長泉町下土狩 1027-1	055(986)1122		055(988)7632	

※防災行政無線は、地上系が5発信、衛星系が8発信

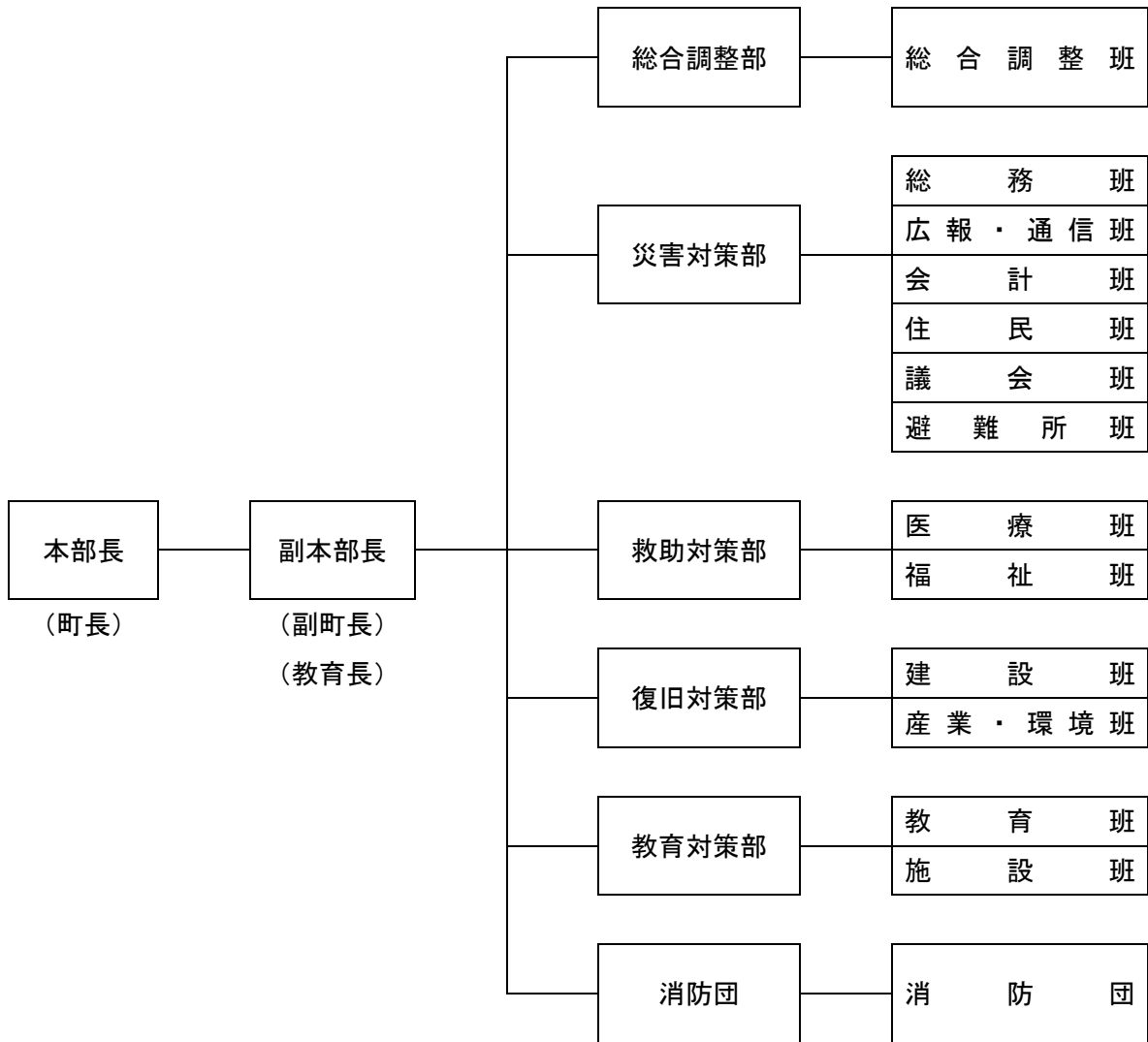
その他

名 称	所 在 地	電 話	F A X	備 考 (災害時電話)
静岡医療センター	411-08611 清水町長沢762-1	055 (975) 2000	055(975)2725	
日本赤十字社静岡県支部	420-0853 静岡市葵区追手町44-17	055 (252) 8131	055(254)5830	
NTT西日本㈱静岡支店	420-8685 静岡市葵区城東町5-1 NTT城東ビル3階	054 (205) 9122	054(205)9691	
株式会社ドコモCS東海 (静岡支店)	420-0813 静岡市葵区長沼716-11 ドコモ静岡ビル2階	054 (265) 7201	054(920)2005	054 (265) 7182
東京電力パワーグリッド㈱静岡総支社	411-0801 沼津市大手町3-7-25	055 (915) 5866	055(951)3403	055 (915) 5400
静岡ガス㈱東部支社	410-0012 沼津市岡一色809	055 (927) 2811	055(927)2850	055 (927) 2814
静岡県エルピーガス協会東部支部	410-0056 沼津市高島本町4-1	055 (923) 1070	055(923)1069	055 (923) 1071
岡村記念病院	411-0904 清水町柿田293-1	055 (973) 3221	055(973)3404	
清水町社会福祉協議会	411-0903 清水町堂庭221-1	055 (981) 1665	055(981)0025	
東海旅客鉄道㈱沼津駅	410-0801 沼津市大手町1-1-1	055 (962) 2078	055(962)2078	090 (9022) 4267

資料 1 - 2

清水町災害警戒（対策）本部の組織

清水町災害警戒（対策）本部については、清水町役場（清水町堂庭 210 番の 1）に設置する。



※ 水防組織は水防計画書による

清水町地震災害警戒本部条例

〔昭和 54 年 12 月 21 日〕
〔 条 例 第 2 3 号 〕

最終改正 平成29年 3 月23日 条例第 8 号

(目的)

第 1 条 この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第18条第 4 項の規定に基づき、清水町地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、警戒本部の事務を統括し、部署の職員を指揮監督する。

2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）、地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）、その他の職員を置くことができる。

3 副本部長は、本部員のうちから町長が任命する。

4 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げる者とする。

(1) 副町長

(2) 教育長

(3) 町の職員のうちから町長が任命する者

(4) 消防団長

(5) その他町長が必要と認める者

6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）は、町の職員のうちから町長が任命する。

8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部)

第 3 条 本部長が必要と認めるときは警戒本部に部を置くことができる。

2 前項の部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 第 1 項の部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。

4 前項の部長に事故あるときは、第 1 項の部に属する職員うちから前項の部長があらかじめ指名する者が職務を代理する。

(雑則)

第 4 条 前 3 項に定めるもののほか警戒本部の組織等に関し、必要な事項は本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 10 年 6 月 18 日条例第 17 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 23 日条例第 5 号）

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 23 日条例第 7 号）

この条例は、公布の日から施行する。

清水町地震災害警戒本部規則

〔昭和56年3月31日〕
規則第4号

最終改正 令和3年6月15日規則第19号

(目的)

第1条 この規則は、清水町地震災害警戒本部条例（昭和54年条例第23号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(本部長室の所掌事務)

第2条 本部長室は、次の事項について清水町地震災害警戒本部（以下「本部」という。）の基本方針を審議策定する。

- (1) 本部の警戒態勢及びその廃止に関する事。
- (2) 地震予知情報の収集及び伝達に関する事。
- (3) 避難の指示に関する事。
- (4) 消防、水防その他の応急措置に関する事。
- (5) 応急の救護を要すると認められる者の救護及び保護に関する事。
- (6) 緊急輸送の確保に関する事。
- (7) 県及び防災関係機関等に対する応援の要請に関する事。
- (8) 公用令書による公用負担に関する事。
- (9) 犯罪の予防、交通の規制及び社会秩序の維持に関する事。
- (10) 地震が発生した場合における食料、医薬品その他の物資の確保及び応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、地震災害の発生防止又は軽減を図るための措置に関する事。

(本部長室の構成)

第3条 本部長室は、次の者をもって構成する。

- (1) 地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）
- (2) 地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）
- (3) 地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）

(副本部長)

第4条 副本部長は、副町長及び教育長をもって充てる。

2 条例第2条第4項の規定により副本部長が本部長の職務を代理する場合は、副町長及び教育長の順序による。

(町職員の本部員)

第5条 本部員は、総務課長、くらし安全課長、福祉介護課長、建設課長及び教育総務課長をもって充てる。

2 前項に定める者のほか、本部長は、必要があると認めるときは、町の職員のうちから本部員を指名する。

(部及び班)

第6条 部に班を置く。

2 部及び班の名称は、別表のとおりとする。

3 部及び班に属すべき職員は、別表に定める者のほか、当該部及び班に対応する平常の町の組織における課に属する職員のうちから本部長が指名する。

4 前2項に定める者のほか、各部の編成等に関し必要な事項は、部長が定める。

(部・班長会議)

第7条 本部長は、地震防災応急対策の推進を図るため必要があると認めるときは、部・班長会議を招集することができる。

(職務権限)

第8条 本部の職員は、特に定める場合又は特に指示された場合を除き、平常の町の組織における職務権限の例により本部の事務を処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年3月7日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成5年4月1日規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年3月28日規則第13号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月31日規則第6号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月31日規則第8号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日規則第2号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年9月29日規則第18号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成12年10月1日から施行する。

附 則 (平成15年4月1日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年6月23日規則第21号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
附 則（平成 19 年 3 月 28 日規則第 6 号）
この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
附 則（平成 21 年 3 月 30 日規則第 4 号）
この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
附 則（平成 28 年 3 月 23 日規則第 3 号）
この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
附 則（平成 29 年 3 月 23 日規則第 7 号）
この規則は、公布の日から施行する。
附 則（令和 2 年 6 月 22 日規則第 28 号）
この規則は、令和 2 年 7 月 13 日から施行する。
附 則（令和 3 年 6 月 15 日規則第 19 号）
この規則は、公布の日から施行する。

○ 清水町災害対策本部条例

〔昭和44年10月27日〕
条例第21号

最終改正 平成24年9月26日条例第15号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第8項の規定に基づき、清水町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し災害対策本部員その他の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け災害対策本部長に事故あるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命をうけ災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する者がこれにあたる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月21日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月26日条例第15号抄）

この条例は、公布の日から施行する。

○清水町災害対策本部規則

昭和56年3月31日
規則第 5 号

最終改正 令和3年6月15日規則第18号

(目的)

第1条 この規則は、清水町災害対策本部条例（昭和44年条例第21号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(本部長室の所掌事務)

第2条 本部長室は、次の事項について、清水町災害対策本部（以下「本部」という。）の基本方針を審議策定する。

- (1) 本部の配備態勢及びその廃止に関すること。
- (2) 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
- (3) 避難の指示に関すること。
- (4) 静岡県及び防災関係機関等に対する応援の要請に関すること。
- (5) 隣接市町との相互応援に関すること。
- (6) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用要請及び自衛隊の派遣要請に関すること。
- (7) 公用令書による公用負担に関すること。
- (8) 災害対策に要する経理の処理方法に関すること。
- (9) その他重要な災害対策に関すること。

(本部長室の構成)

第3条 本部長室は、次の者をもって構成する。

- (1) 災害対策本部長（以下「本部長」という。）
- (2) 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）
- (3) 災害対策本部員（以下「本部員」という。）

(副本部長)

第4条 副本部長は、副町長及び教育長をもって充てる。

2 条例第2条第2項の規定により、副本部長が本部長の職務を代理する場合は、副町長及び教育長の順序による。

(本部員)

第5条 本部員は、副町長、教育長、総務課長、くらし安全課長、福祉介護課長、建設課長、教育総務課長及び消防団長をもって充てる。

2 前項に定める者のほか、本部長は、必要があると認めるときは、町の職員のうちから本部員を指名する。

(部及び班)

第6条 部に班を置く。

2 部及び班の名称は、別表のとおりとする。

3 部及び班に属すべき職員は、別表に定める者のほか、当該部及び班に対応する平常の町の組織における課に属する職員のうちから本部長が指名する。

4 前2項に定める者のほか、各部の編成等に関し必要な事項は部長が定める。

(部・班長会議)

第7条 本部長は、災害対策の推進を図るため必要があると認めるときは、部・班長会議を招集することができる。

(職務権限)

第8条 本部の職員は、特に定める場合又は特に指示された場合を除き、平常の町の組織における職務制限の例により、本部の事務を処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年3月7日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成5年4月1日規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年3月28日規則第13号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月31日規則第6号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月31日規則第8号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日規則第2号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 12 年 9 月 29 日規則第 18 号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 12 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 15 年 4 月 1 日規則第 5 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 18 年 6 月 23 日規則第 21 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(清水町地震災害警戒本部規則の一部改正)

- 2 清水町地震災害警戒本部規則 (昭和 56 年規則第 4 号) の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則 (平成 19 年 3 月 28 日規則第 6 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 21 年 3 月 30 日規則第 4 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 11 月 1 日規則第 25 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 23 日規則第 2 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 12 月 26 日規則第 52 号)

この規則は、公布の日から施行する。

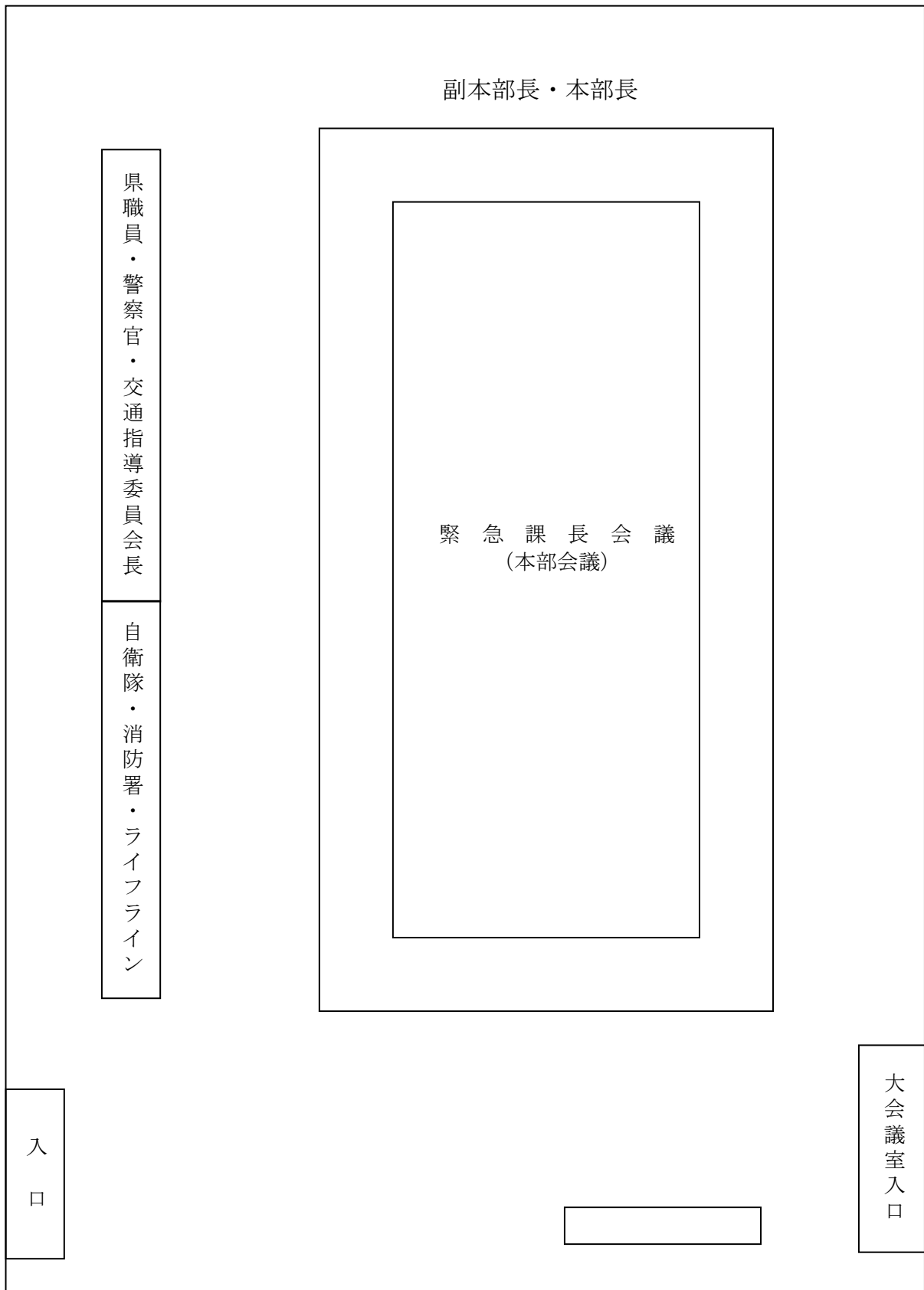
附 則 (令和 2 年 6 月 22 日規則第 28 号)

この規則は、令和 2 年 7 月 13 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 6 月 15 日規則第 18 号)

この規則は、公布の日から施行する。

警戒・災害対策本部配置図



清水町防災会議条例

昭和37年10月22日
条例第14号

最終改正 平成28年3月23日条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、清水町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 清水町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は次に掲げる者とする。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が委嘱する者
 - (2) 静岡県職員のうちから町長が委嘱する者
 - (3) 静岡県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者
 - (4) 副町長
 - (5) 教育長
 - (6) 町職員のうちから町長が任命する者
 - (7) 駿東伊豆消防組合の職員のうちから町長が委嘱する者
 - (8) 消防団長
 - (9) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が委嘱する者
 - (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が委嘱する者
 - (11) その他町長が必要と認める者
- 6 委員の定数は、25名以内とする。
- 7 第5項第1号から第6号までの委員の任期は、当該職務にある期間とする。

8 第5項第7号から第9号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

9 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、静岡県の職員、清水町の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が委嘱又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が、防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和37年10月22日から施行する。

附 則 (平成元年3月30日条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(清水町水防協議会条例の一部改正)

2 清水町水防協議会条例(昭和35年条例第34号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則 (平成12年3月29日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成19年6月18日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年9月26日条例第15号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に改正前の清水町防災会議条例第3条第5項第7号及び第8号の規定により委嘱されている委員の任期は、改正後の清水町防災会議条例(以下「新防災会議条例」という。)第3条第8項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

3 この条例の施行の日以後において新防災会議条例第3条第5項第8号の規定により新たに委嘱する委員の任期は、同条第8項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

附 則 (平成28年3月23日条例第5号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

○ 清水町防災会議運営要綱

〔 昭和56年3月31日
要綱第2号 〕

最終改正 平成21年3月31日告示第33号

(主旨)

第1条 この要綱は、清水町防災会議条例（昭和37年条例第14号）第5条の規定に基づき清水町防災会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 会議は、必要の都度、会長が招集する。

2 会議の招集は、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項をあらかじめ各委員に通知して行う。

(委員の代理出席)

第3条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

2 委員又は代理者が共に出席できないときは、あらかじめ、その旨を会長に届け出なければならない。

(会議の議決)

第4条 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専決処分)

第5条 会長は、会議を招集するいとまがなく、その他、やむを得ない事情があると認めるときは、会議の権限に属する事項のうち軽易なものについて、専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の会議にこれを報告し、承認を求めなければならない。

(委員以外の者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある町職員を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(議事録)

第7条 会議については、議事録を調製しなければならない。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、くらし安全課において処理する。

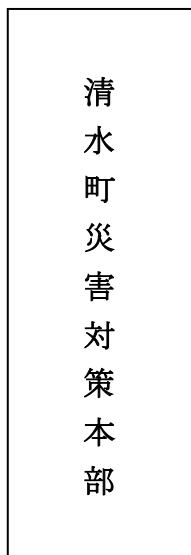
附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

一部改正〔平成元年告示4号・8年28号・20年39号・21年33号〕

標識及び腕章

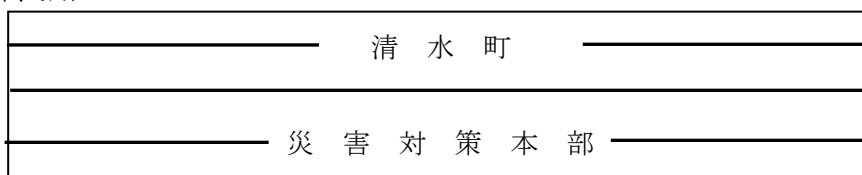
1 本部の標識



2 腕章

(1) 本部長用

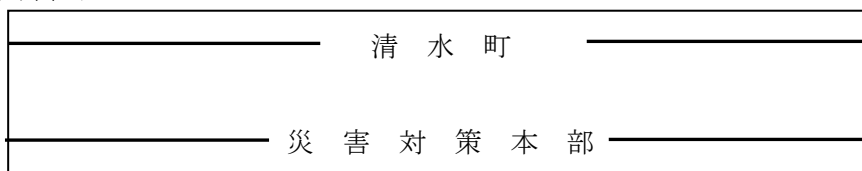
40 cm



10 cm

(2) 副本部長用

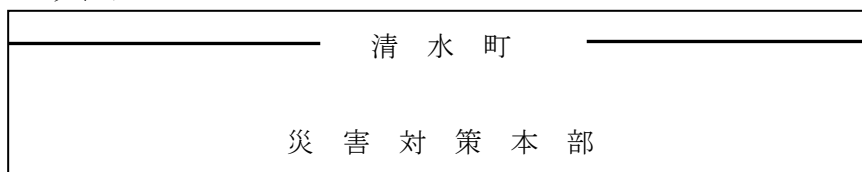
40 cm



10 cm

(3) 部長・班長用

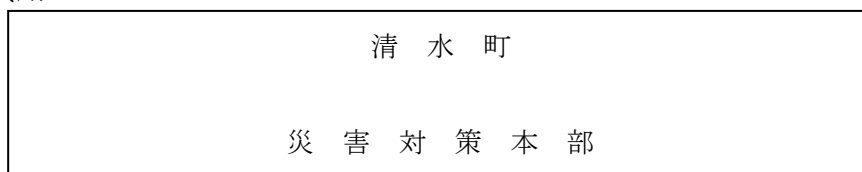
40 cm



10 cm

(4) 班員用

40 cm



10 cm

資料 1-5

地震発生時の職員参集基準

1 職員参集基準

配備体制の参考条件	行 動	参 集 範 囲
震度 4	被害の確認 対策本部設置準備	各班長以上 総合調整班 総務班 建設班 各課施設管理担当者 ※必要に応じ、その他の班
震度 5 弱以上	対策本部設置	全 員

- (1) 震度はテレビ、ラジオ等により気象庁が発表する震度とする。
- (2) 勤務時間内は、くらし安全課の指示のもと緊急課長会議を開催する。(参集基準に照らし合わせ状況により同時に災害対策本部設置)
なお、全職員には庁舎内放送で連絡する。
- (3) テレビ、ラジオ等により地震発生 of 情報を入手した場合、自らの判断で参集するものとする。

2 職員参集伝達手段

- (1) 電話による連絡（緊急連絡網）
- (2) メール配信システム（事前登録が必要）による連絡※返信機能有り

総合調整部	総合調整班(くらし安全課) *優先度は、A・B・Cで記入		
	災害警戒時業務	優先度	業務内容
	1 災害警戒本部の設置(総務班と合同)に関する事	A	災害本部パソコン設置・無線準備等
	2 災害警戒本部の運営に関する事	A	対策本部の開設及び運営
	3 災害警戒活動の総括、総合調整に関する事	A	災害時の応急対策の総括及び調整
	4 職員の非常招集に関する事	A	登庁職員の把握及び配置等(総務班と協働)
	5 本部長命令及び本部決定事項の具体化に関する事	A	決定事項等を各各班へ振分け・指示等
	6 国県など関係行政機関との連絡調整に関する事	A	国交省、県危機管理局、東電等との連絡調整及び応援要請等
	7 消防、警察及び自衛隊等との連絡調整に関する事	A	清水町消防署、沼津警察署、自衛隊第34連隊第5中隊等との連絡調整
	8 被害概要の把握に関する事	A	町内及び近隣市町等の被害概要の把握
	9 防災センターの安全措置及び利用者の安全確保と避難誘導に関する事	A	防災センターの安全措置及び利用者の安全確保と避難誘導
	10 交通指導員の非常招集に関する事	B	交通指導員に対する業務指示
11 交通渋滞箇所における交通整理に関する事	B	渋滞箇所の交通規制	
災害対策部	総務班(総務課) *優先度は、A・B・Cで記入		
	災害警戒時業務	優先度	業務内容
	1 災害警戒本部の設置(総合調整班と合同)に関する事	A	庁舎施設状況確認やTKCシステム災害用無線通信切替等
	2 職員の参集状況に関する事	A	職員の参集状況
	3 職員の配備調整に関する事	A	職員の配備調整(勤務時間調整含む)等
	4 車両の確保及び配車に関する事	A	鍵・運行簿の回収と運行管理・協定先からの貸借
	5 バイク隊の出動準備に関する事	A	バイク隊の出動準備
	6 パトロール班の編成に関する事	A	パトロール班の編成
	7 電算機器(個人番号事務系、内部情報系、インターネット系)の安全確保に関する事	A	電算機器(個人番号事務系、内部情報系、インターネット系)の安全確保
	8 緊急時用システムの使用環境構築支援に関する事	A	緊急時用システムの使用環境構築支援
	9 外部との電話対応に関する事	A	外部との電話対応
	10 災害警戒本部要員の食料等確保に関する事	A	食料・水・トイレ等の準備
	11 備蓄資材の管理及び配分に関する事	A	備蓄資材の管理及び配分
	12 他市町村やライフライン関係等の応援協定要請準備に関する事	A	他市町村やライフライン関係等の応援協定要請準備
	13 被災者支援システムの設置等準備に関する事	A	被災者支援システムの使用環境構築等
	14 町有財産の緊急措置に関する事	B	町有財産の緊急措置
15 町長・副町長の秘書業務に関する事	A	町長・副町長の秘書業務	
16 災害警戒活動に伴う手当てに関する事	B	災害対策活動に伴う手当て	
災害対策部	広報・通信班(企画課) *優先度は、A・B・Cで記入		
	災害警戒時業務	優先度	業務内容
	1 広報車や同報無線等による町内広報活動に関する事	A	広報車等による町内広報活動の調整をすること。
	2 通信機器の準備、起動確認等に関する事(同報無線及び行政無線)	A	同報無線及び行政無線の準備、起動確認等
	3 行政無線による指令、情報収集に関する事	A	行政無線による指令、情報収集
	4 災害警戒情報の受発信に関する事	A	災害警戒情報の受発信に関する事
	5 警戒情報の集計に関する事	A	警戒情報の記録、集計
	6 報道機関との対応に関する事	A	報道機関との対応に関する事
	7 事業所との連絡調整に関する事	A	事業所との連絡調整に関する事
	8 自主防災会等の本部との通信確認に関する事	A	自主防災会等の本部との通信確認に関する事
9 非常災害時情報発信協定先への要請に関する事	A	非常災害時情報発信協定先への要請に関する事	
10 災害警戒活動に伴う予算措置に関する事	B	災害警戒活動に伴う予算措置に関する事	
災害対策部	会計班(会計課) *優先度は、A・B・Cで記入		
	災害警戒時業務	優先度	業務内容
	1 応急物資・食糧の配分計画に関する事	A	必要物資の確保及び避難所等への供給準備
	2 物資集積所の準備に関する事	A	集積場の準備及び必要物資の数量確認等
	3 協定先企業からの生活必需品等応急物資の確保、配分あっせんに関する事	C	協定先企業との連絡及び生活必需品等応急物資の確保、配分あっせん等についての打合せ等
	4 災害警戒活動に伴う現金、有価証券、物品等の出納及び保管に関する事	A	現金、物品等の把握及び出納
5 災害警戒活動時における経理に関する事	A	現金確保及び支出確認	
6 災害対策に伴う支払いに関する事	B	災害対策に伴う支払いに関する事	
災害対策部	住民班(住民課) *優先度は、A・B・Cで記入		
	災害警戒時業務	優先度	業務内容
	1 来庁者の避難、保護に関する事	A	対象者把握と避難所との連携
	2 遺体安置所の開設に関する事	A	遺体安置所の開設準備
	3 遺体収容、安置に関する関係機関や協定先との連絡調整に関する事	A	警察や歯科医師会及び葬儀会社等関係協定先との連絡調整に関する事
	4 検視、検案医師の補助及び検案医師の調整に関する事	A	警察等との連携
5 被災者支援システム(犠牲者・遺体管理システム)の運用に関する事	A	被災者支援システム(犠牲者・遺体管理システム)の運用	
6 その他遺体収容、処理に関する事	A	その他遺体収容、処理等	

災害対策部	議会班(議会事務局) *優先度は、A・B・Cで記入		
	災害警戒時業務	優先度	業務内容
	1 その他議会活動に関する事	A	その他議会活動に関する事
	2 警戒時の臨時議会に関する事	C	警戒時の臨時議会に関する事
	3 町議会議員に関する事	B	町議会議員に関する事
	避難所班(税務課) *優先度は、A・B・Cで記入		
	災害警戒時業務	優先度	業務内容
	1 指定緊急避難所の設置・運営補助に関する事	A	避難者と物資の受け入れ態勢の補助 ※発災時は、他課の職員を動員し増員対応
	2 被災者支援システム(避難所管理システム)の運用に関する事	A	被災者支援システム(避難所管理システム)の運用
	3 避難者名簿の作成に関する事	A	避難者数の把握・入退所の管理の補助
4 リ災証明に関する事	A	住家被害認定調査の実施、リ災証明の交付 ※発災時は、他市町応援職員等により増員対応	
救助対策部	医療・福祉班(福祉介護課・健幸づくり課) *優先度は、A・B・Cで記入		
	災害警戒時業務	優先度	業務内容
	1 福祉センター、保健センター等の所管施設の安全措置及び利用者の安全確保と避難誘導に関する事	A	福祉センター、保健センター等の所管施設の安全措置と利用者の安全確保と避難誘導
	2 町社会福祉協議会、福祉団体との連絡調整に関する事	B	町社会福祉協議会、福祉団体との連絡調整
	3 医療救護対策本部の設置準備に関する事	A	医療救護対策本部の設置準備に関する事
	4 救護所の設置準備に関する事	A	仮設救護所(2箇所)の設置準備
	5 収容可能医療機関の把握に関する事	A	収容可能医療機関の把握等
	6 医療及び助産に関する事	A	発災後の医療及び助産業務についての打合せ等
	7 DMAT(災害派遣医療チーム)等医療支援の派遣要請準備に関する事	A	DMAT(災害派遣医療チーム)等医療支援の派遣要請準備及び調整
	8 介護施設の連絡調整に関する事	A	施設及び入所者との連絡調整
	9 介護サービス事業者との連絡調整に関する事	A	事業所等との連絡調整
	10 協定先福祉避難所指定施設への受入依頼、調整に関する事	A	協定先福祉避難所指定施設への事前受入依頼、調整
	11 福祉避難所(福祉センター等)の開設、運営準備に関する事	A	福祉避難所(福祉センター等)の開設、運営準備 ※発災時は、他市町応援職員等により増員対応
	12 医師会等及び医療施設との連絡調整に関する事	A	医師会等及び医療施設との連絡調整
	13 血液製剤等の確保に関する事	A	血液製剤等の確保に関する事
	14 関係協定先からの応急医療薬品及び衛生資機材の調達に関する事	A	応急医療薬品、衛生資機材の調達業務
	15 災害時要援護者の支援に関する事	A	要援護者の安否確認及び自主防等との連携等
	16 人工透析、精神科等医療機関の情報提供に関する事	A	人工透析、精神科等医療機関の情報提供に関する事
	17 精神科入院患者の移送支援に関する事	A	精神科入院患者の移送支援に関する事
	18 災害VC(ボランティアコーディネーター)との調整に関する事	A	災害ボランティアコーディネーターとの調整
	19 DPAT(災害派遣精神医療チーム)の派遣調整に関する事	A	DPAT(災害派遣精神医療チーム)の派遣調整
20 DCAT(災害福祉派遣チーム)の派遣調整に関する事	A	DCAT(災害福祉派遣チーム)の派遣調整	
復旧対策部	建設班(建設課・都市計画課) *優先度は、A・B・Cで記入		
	災害警戒時業務	優先度	業務内容
	1 パトロール隊の編成に関する事	A	パトロール隊編成・状況確認
	2 指定緊急避難所の安全確認に関する事	A	判定士の召集及び派遣準備
	3 応急危険度判定士との連絡、招集準備に関する事	A	応急危険度判定士との連絡、招集準備に関する事
	4 下水道対策本部の立ち上げ準備に関する事	A	下水道対策本部の立ち上げ準備に関する事
	5 下水道管渠、施設等の被災状況の調査確認準備に関する事	A	下水道管渠、施設等の被災状況の調査確認準備
	6 マンホールトイレの設置の事前確認等に関する事	A	マンホールトイレの設置の事前確認等
	7 建設業者等関係協定先への要請に関する事	A	緊急輸送路等の道路啓閉及び道路河川等の応急復旧要請準備
	8 緊急輸送路、幹線道路の確保に関する事	A	道路啓閉(障害物等の移動・除去)の業者連絡対応
	9 復旧資材の装備、確保に関する事	B	復旧用資材の調達準備
	10 応急給水に関する事	B	泉水源地へ車載用給水タンク(1t)の水汲み
	11 復旧用車両借上げ、配車計画に関する事	B	復旧用車両借上げ、配車計画に関する事
	12 被災宅地危険度判定に関する事	A	判定士の召集及び派遣準備
	13 所管施設の安全措置に関する事	B	都市計画課管理施設の安全対策措置
14 下水道事業関連情報の確保	B	下水道事業関連情報の確保	

復旧対策部	産業・環境班(産業観光課・くらし安全課)		*優先度は、A・B・Cで記入
	災害警戒時業務	優先度	業務内容
	観光客及び通勤者の避難誘導に関すること	A	対象者把握と避難所との連携
	町内企業からの生活必需品等応急物資の確保、配分あっせんに関すること(会計課と連携)	A	生活必需品等応急物資の確保、配分あっせん体制の確立及び会計班との連携
	避難所等における愛玩動物対策に関すること	A	避難所等における愛玩動物対策
	し尿浄化槽収集運搬許可業者との調整に関すること	A	し尿浄化槽収集運搬許可業者との調整
	外国人対策に関すること	A	被災・避難生活や生活必需品の分配状況把握及び対応等
	商工業団体との連絡応援要請に関すること	A	応援を要する業務と対応可能な人員及び提供労務の把握等
	商工会及び農協との連携に関すること	B	地域災害計画に基づく商工会及び農協の災害応急対策の行動状況等の把握、支援
	し尿処理計画の立案、実施及び業者との調整に関すること	A	し尿処理の安定実施
ガレキ、廃棄物の処理計画及び処理等に関すること	B	ガレキ、廃棄物の処理計画及び処理の実施	
市場流通及び生活必需品等の価格安定に関すること	C	市場流通及び生活必需品等の価格安定等、生活再建及び復興に係る調査、情報提供等	
教育対策部	教育班(教育総務課・こども未来課)		*優先度は、A・B・Cで記入
	災害警戒時業務	優先度	業務内容
	1 園児、児童、生徒の避難誘導に関すること(教職員)	A	園児、児童、生徒の避難誘導における報告受付
	2 児童、生徒の引渡しに関すること(教職員)	A	児童、生徒の引渡し状況の報告受付
	3 非常持出し品(鍵・重要書類等)の搬出に関すること(教職員)	A	非常用品の搬出
	4 避難所運営協力(避難者の受け入れ、誘導補助)に関すること	A	避難者受け入れ及び避難者誘導等の協力
	5 幼保施設等の安全指直及び利用者の安全確保と避難誘導に関すること	A	町内幼稚園保育所園児の安否確認、避難誘導、保護者への引渡し
	6 園児の安否確認に関すること	A	園児の安否確認に関すること
	7 国県教育関係機関との連絡調整に関すること	A	国県教育関係機関との連絡調整
	施設班(社会教育課)		*優先度は、A・B・Cで記入
災害警戒時業務	優先度	業務内容	
1 所管施設の安全措置及び利用者の安全確保と誘導に関すること (地域交流センター)	A	避難誘導等の確認	
(図書館)	A	避難誘導等の確認	
2 福祉避難所(交流センター)運営、避難者の受け入れに関すること (地域交流センター)	B	福祉避難所運営協力	
(図書館)→(地域交流センター)	A	地域交流センターでの福祉避難所運営	
3 炊出しガスコンロ設備の点検準備(交流センター)に関すること	B	地域交流センターでの炊出しガスコンロ設備の点検準備	
消防団本部	消防団		*優先度は、A・B・Cで記入
	災害警戒時業務	優先度	業務内容
	1 団員の非常召集に関すること	A	団員の非常召集
	2 分団員の安全措置に関すること	A	分団員の安全の確保
	3 分団詰所の安全措置に関すること	A	詰所の安全措置
	4 地域住民の避難地への誘導に関すること	A	地域住民の避難地への誘導
	5 地域の治安に関すること	A	地域の治安維持
	6 危険区域からの避難の確認に関すること	A	危険区域からの避難誘導等
	7 火災予防の広報に関すること	A	発災による火災予防
	8 自主防災組織との連携、指導、支援に関すること	A	自主防災組織との連携、指導、支援

総合調整部	総合調整班(くらし安全課)		*優先度は、A・B・Cで記入						
	災害時緊急業務	優先度	業務内容	業務開始時期					
				3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1月以内	
	災害対策本部の設置(総務班と合同)に関すること	A	本部設置準備	⇒					
	災害対策本部の運営に関すること	A	対策本部の開設及び運営	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	概括的被害状況の収集に関すること	A	概括的被害状況を把握する	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	災害応急対策の総括、総合調整に関すること	A	災害時の応急対策の総括及び調整	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	職員の非常招集に関すること	A	登庁職員の把握及び配置等(総務班と協働)	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	本部長命令及び本部決定事項の具体化に関すること	A	決定事項等を各部班へ振分け・指示等	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	国県など関係行政機関との連絡調整に関すること	A	国交省、県危機管理局、東電等との連絡調整及び応援要請等	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	消防、警察及び自衛隊等との連絡調整に関すること	A	清水町消防署、沼津警察署、自衛隊第34連隊第5中隊等との連絡調整	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	消防団との連絡調整に関すること	A	消防団の召集・配置等	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	被害概要の把握に関すること	A	町内及び近隣市町等の被害概要の把握	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	防災センターの安全措置及び利用者の安全確保と避難誘導に関すること	A	防災センター等の安全措置と利用者の安全確保と避難誘導	⇒	⇒				
	交通指導員の非常招集に関すること	B	交通指導員に対する業務指示	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	交通渋滞箇所における交通整理に関すること	B	渋滞箇所の交通規制	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	通常業務(1か月以内の対応が必要なもの)		優先度	業務内容	業務開始時期				
	自主防災会との連絡調整に関すること	A	自主防災会等との連絡調整		3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1月以内
	防災行政無線に関すること	A	防災行政無線での通信・維持管理等		⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	防災センターの管理に関すること	A	防災センター(福祉避難所)の維持管理運営						通信連絡係へ 避難所係へ
	防犯対策に関すること	B	犯罪被害防止のための巡回・警察との連携					⇒	⇒
	交通指導員に関すること	B	交通混乱地域への派遣					⇒	⇒
	交通安全対策推進に関すること	B	交通事故防止のための巡回						⇒
災害対策部	総務班(総務課)		*優先度は、A・B・Cで記入						
	災害時緊急業務	優先度	業務内容	業務開始時期					
				3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1月以内	
	庁舎施設等の安全確認に関すること	A	庁舎施設状況確認やTKCシステム災害用無線通信切替等	⇒					
	災害対策本部の設置(総合調整班と合同)に関すること	A	災害本部・パソコン設置・無線準備等	⇒					
	職員の参集状況及び安否確認に関すること	A	職員の参集状況及び安否確認	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	職員の配備調整に関すること	A	職員の配備調整(勤務時間調整含む)等	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	被害状況等の災害応急活動の記録集計に関すること	A	被害状況等の災害応急活動の記録集計	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	車両の確保及び配車に関すること	A	鍵・運行簿の回収と運行管理・協定先からの貸借	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	バイク隊による被害状況の把握及び緊急連絡に関すること	A	バイク隊による被害状況の把握及び緊急連絡	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	調査及びパトロール班の編成に関すること	A	調査及びパトロール班の編成	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	電算機器(個人番号事務系、内部情報系、インターネット系)の安全確保に関すること	A	電算機器(個人番号事務系、内部情報系、インターネット系)の安全確保	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	緊急時用システムの使用環境構築支援に関すること	A	緊急時用システムの使用環境構築支援	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	外部との電話対応に関すること	A	外部との電話対応	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	災害対策本部要員の食料等確保に関すること	A	食料・水・トイレ等の準備	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	備蓄資材の管理及び配分に関すること	A	備蓄資材の管理及び配分	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	他市町村やライフライン関係等の応援協定要請準備に関すること	A	他市町村やライフライン関係等の応援協定要請準備	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	被災者支援システムの設置、入力に関すること	A	被災者支援システムの設置、入力	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	町有財産の緊急措置に関すること	B	町有財産の緊急措置	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	インターネット通信復旧に関すること	A	インターネット通信復旧	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	災害対策活動に伴う手当てに関すること	B	災害対策活動に伴う手当て	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	通常業務(1か月以内の対応が必要なもの)		優先度	業務内容	業務開始時期				
	町長・副町長の秘書業務に関すること	A	町長・副町長の秘書業務		3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1月以内
	公印の管理に関すること	A	公印の確認、管理		⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	基幹システムに関すること	A	基幹システム運用管理等		⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	重要行事等の延期調整に関すること	C	重要行事等の延期調整		⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	庁内ネットワーク(個人番号事務系、内部情報系、インターネット系)に係る機器(サーバ、端末、プリンタ等)に関すること	A	庁内ネットワーク(個人番号事務系、内部情報系、インターネット系)に係る機器(サーバ、端末、プリンタ等)		⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	情報セキュリティに関すること	A	情報セキュリティ対策		⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	基幹システム管理に関すること	A	基幹システム管理		⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	公用車の安全確認、運行管理に関すること	A	公用車の安全確認、運行管理		⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	文書の收受、発送に関すること	B	文書の收受、発送		⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	情報記憶媒体の保管に関すること	A	情報記憶媒体の保管		⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	インターネットの接続管理に関すること	A	インターネットの接続管理		⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	職員の衛生管理(安全と健康の確保)に関すること	A	職員の衛生管理(安全と健康の確保)		⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	職員等の公務災害に関すること	A	職員等の公務災害対応		⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	職員の人事、給与等に関すること	B	職員の人事、給与等に関すること		⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	職員共済組合に関すること	C	職員共済組合に関すること		⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	条例、規則その他諸規定に関すること	B	条例、規則その他諸規定に関すること		⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	総合賠償保険等に関すること	A	総合賠償保険等に関すること		⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	職員の任免、進退、賞罰、服務及び身分その他人事に関すること	C	職員の任免、進退、賞罰、服務及び身分その他人事関係		⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	工事請負、業務委託、物品等に係る入札及び契約等に関すること	C	工事請負、業務委託、物品等に係る入札及び契約等		⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	建物・自動車共済に関すること	C	建物・自動車共済に関すること		⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	情報公開、個人情報保護に関すること	C	情報公開、個人情報保護に関すること		⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	議会の招集に関すること	C	議会の招集に関すること		⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

広報・通信班(企画課)		*優先度は、A・B・Cで記入					
災害時緊急業務	優先度	業務内容	業務開始時期				
			3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1月以内
広報車や同報無線等による町内広報活動に関する事	A	広報車等による町内広報活動の調整をすること。	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
通信機器の準備、起動確認等に関する事(同報無線及び行政無線)	A	同報無線及び行政無線の準備、起動確認等	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
行政無線による指令、情報収集に関する事	A	行政無線による指令、情報収集	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
災害情報の受発信に関する事	A	災害情報の受発信に関する事	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
報道機関との対応に関する事	A	報道機関との対応に関する事	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
事業所との連絡調整に関する事	A	事業所との連絡調整に関する事	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
自主防災会等の本部との通信確認に関する事	A	自主防災会等の本部との通信確認に関する事	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
非常災害時情報発信協定先への要請に関する事	A	非常災害時情報発信協定先への要請に関する事	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
災害対策に伴う予算措置に関する事	B	災害対策に伴う予算措置に関する事					⇒
通常業務(1か月以内の対応が必要なもの)	優先度	業務内容	業務開始時期				
町ホームページ管理に関する事	B	町ホームページの維持管理	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
町政の情報発信に関する事	A	広報、広聴及び町制の情報発信			⇒	⇒	⇒
予算編成及び執行管理に関する事	A	予算編成及び執行管理			⇒	⇒	⇒
基本的施策の企画・調整に関する事	B	復旧・復興計画の調整及び通常業務の正常化に向けた調整				⇒	⇒
町債・地方交付税に関する事	B	町債及び地方交付税に関する事				⇒	⇒
財政町政基金等の管理に関する事	C	財政町政基金等の管理に関する事					⇒
会計班(会計課)		*優先度は、A・B・Cで記入					
災害時緊急業務	優先度	業務内容	業務開始時期				
			3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1月以内
応急物資・食糧の配分計画に関する事	A	必要物資の確保及び避難所等への供給		⇒	⇒	⇒	⇒
物資集積所の運営に関する事	A	必要物資の数量確認		⇒	⇒	⇒	⇒
協定先企業からの生活必需品等応急物資の確保、配分あっせんに関する事	C	協定先企業との連絡及び生活必需品等応急物資の確保、配分あっせんに関する事		⇒	⇒	⇒	⇒
災害対策活動に伴う現金、有価証券、物品等の出納及び保管に関する事	A	現金、物品等の把握及び出納			⇒	⇒	⇒
災害応急対策時における経理に関する事	A	現金確保及び支出確認			⇒	⇒	⇒
災害対策に伴う支払いに関する事	B	災害対策に伴う支払いに関する事				⇒	⇒
災害義援金口座の開設に関する事	B	災害義援金口座の開設に関する事				⇒	⇒
金融機関との通信機器の点検整備に関する事	A	通電及び銀行等への接続確認				⇒	⇒
義援金品の受付、保管、配分に関する事	C	金額、物資数量の把握					⇒
通常業務(1か月以内の対応が必要なもの)	優先度	業務内容	業務開始時期				
現金及び物品の出納ならびに保管に関する事	B	収入・支払い事務				⇒	⇒
小切手の振出しに関する事	B	収入・支払い事務				⇒	⇒
収入及び支出命令の審査等に関する事	B	収入・支払い事務				⇒	⇒
口座振替等の収入に関する事	B	口座振替等の収入事務				⇒	⇒
国庫金等の収入に関する事	B	国庫金等の収入事務				⇒	⇒
有価証券の保管に関する事	B	有価証券の保管事務					⇒
住民班(住民課)		*優先度は、A・B・Cで記入					
災害時緊急業務	優先度	業務内容	業務開始時期				
			3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1月以内
来庁者の避難、保護に関する事	A	対象者把握と避難所との連携	⇒				
遺体安置所の開設に関する事	A	遺体安置所の開設準備	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
遺体収容、安置に関する関係機関や協定先との連絡調整に関する事	A	警察や歯科医師会及び葬儀会社等関係協定先との連絡調整に関する事	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
検視、検案医師の補助及び検案医師の調整に関する事	A	警察等との連携	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
被災者支援システム(犠牲者・遺体管理システム)の運用に関する事	A	被災者支援システム(犠牲者・遺体管理システム)の運用	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
その他遺体収容、処理に関する事	A	その他遺体収容、処理等	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
身元不明者等の住民基本台帳に基づく調査に関する事	A	身元不明者等の住民基本台帳に基づく調査	⇒	⇒	⇒		
通常業務(1か月以内の対応が必要なもの)	優先度	業務内容	業務開始時期				
戸籍に関する事	A	出生、死亡等の届出受理等			⇒	⇒	⇒
埋火葬の許可に関する事	A	埋火葬許可証の発行			⇒	⇒	⇒
個人番号カードの交付に関する事	B	個人番号カードの交付			⇒	⇒	⇒
住民基本台帳ネットワークシステムに関する事	A	広域交付サービス、コンビニ交付サービス等			⇒	⇒	⇒
住民基本台帳に関する事	A	転出、出生、死亡等の処理			⇒	⇒	⇒
印鑑登録に関する事	B	印鑑証明の発行等			⇒	⇒	⇒
国民健康保険被保険者の資格管理に関する事	B	国保異動処理			⇒	⇒	⇒
後期高齢者医療被保険者の資格管理に関する事	B	後期高齢者保険事務			⇒	⇒	⇒
旅券法に関する事	B	旅券の申請受理及び交付等				⇒	⇒
公的個人認証サービスに関する事	B	マイナンバーに関する事務				⇒	⇒
国民健康保険給付事務に関する事	C	保険給付支給等				⇒	⇒
国民年金事務に関する事	C	年金異動処理					⇒
保険料の賦課、徴収、還付、充当、軽減措置等に関する事	C	国民健康保険料に関する事務					⇒
附票記載に関する事務(転入・転居)	B	戸籍及び住民票に関する事務					⇒
議会班(議会事務局)		*優先度は、A・B・Cで記入					
災害時緊急業務	優先度	業務内容	業務開始時期				
			3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1月以内
町議会議員の安否確認等に関する事	A	安否確認、議会対策室の設置等	⇒	⇒			
その他議会活動に関する事	A	その他議会活動に関する事					⇒
災害時の臨時議会に関する事	C	災害時の臨時議会に関する事					⇒
町議会議員に関する事	B	町議会議員に関する事					⇒
通常業務(1か月以内の対応が必要なもの)	優先度	業務内容	業務開始時期				
公印の管守に関する事	A	公印の管守業務	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
議会の本会議、委員会に関する事	A	議会の本会議、委員会業務					⇒
議員の身分及び人事の記録に関する事	B	議員の身分及び人事の記録業務					⇒

災害対策部	避難所班(税務課)		*優先度は、A・B・Cで記入					
	災害時緊急業務	優先度	業務内容	業務開始時期				
				3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1月以内
	指定緊急避難所の設置・運営補助に関すること	A	避難者と物資の受け入れ態勢の補助 ※他課の職員を動員し増員対応	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	避難所の維持管理に関すること	A	避難所の維持管理に関すること	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	被災者支援システム(避難所管理システム)の運用に関すること	A	被災者支援システム(避難所管理システム)の運用	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	避難者名簿の作成に関すること	A	避難者数の把握・入退所の管理の補助	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	り災調査に関すること	A	被害調査・証明書の発行 ※他市町応援職員等により増員対応				⇒	⇒
	り災証明発行に関すること	A	り災証明発行業務 ※他市町応援職員等により増員対応				⇒	⇒
	通常業務(1か月以内の対応が必要なもの)		業務開始時期					
	優先度	業務内容	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1月以内	
	C	町税に係る諸証明の発行及び公簿の閲覧に関すること					⇒	
	B	町・県民税、法人町民税、軽自動車税及び町たばこ税の賦課、納税通知、納期限の延長及び減免に関すること					⇒	
	B	固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の賦課、納税通知、納期限の延長及び減免に関すること					⇒	
	A	町民税の実態調査及び資料の整備に関すること					⇒	
	A	土地、家屋及び償却資産の調査、評価及び課税台帳等の整備に関すること					⇒	
	医療・福祉班(福祉介護課・健幸づくり課)		*優先度は、A・B・Cで記入					
	災害時緊急業務	優先度	業務内容	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1月以内
	福祉センター、保健センター等の所管施設の安全措置及び利用者の安全確保と避難誘導に関すること	A	福祉センター、保健センター等の所管施設の安全措置と利用者の安全確保と避難誘導	⇒	⇒			
	町社会福祉協議会、福祉団体との連絡調整に関すること	B	町社会福祉協議会、福祉団体との連絡調整	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	医療救護対策本部の設置に関すること	A	医療救護対策本部の設置に関すること	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	救護所の設置に関すること	A	仮設救護所(2箇所)の設置運営	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	収容可能医療機関の把握に関すること	A	収容可能医療機関の把握等	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	医療及び助産に関すること	A	医療及び助産業務補助	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	DMAT(災害派遣医療チーム)等医療支援の派遣要請に関すること	A	DMAT(災害派遣医療チーム)等医療支援の派遣要請及び調整	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	介護施設の連絡調整に関すること	A	施設及び入所者の被災状況等の連絡調整	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	介護サービス事業者との連絡調整に関すること	A	事業所及び利用者の被災状況等の連絡調整	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	協定先福祉避難所指定施設への受入依頼、調整に関すること	A	協定先福祉避難所指定施設への受入依頼、調整	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	福祉避難所の開設、運営に関すること	A	福祉避難所の開設、運営	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	医師会等及び医療施設との連絡調整に関すること	A	医師会等及び医療施設との連絡調整	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	血液製剤等の確保に関すること	A	血液製剤等の確保に関すること	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	関係協定先からの応急医療薬品及び衛生資機材の調達に関すること	A	応急医療薬品、衛生資機材の調達業務	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	災害時要援護者の支援に関すること	A	要援護者の安否確認及び自主防等との連携等	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	被災者に対する生活相談・救済に関すること	A	被災者に対する生活相談・救済	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	災害時健康支援に関すること	A	災害時の健康支援業務	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	人工透析、精神科等医療機関の情報提供に関すること	A	人工透析、精神科等医療機関の情報提供に関すること	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	精神科入院患者の移送支援に関すること	A	精神科入院患者の移送支援に関すること	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	ボランティア団体の受入に関すること	A	ボランティア団体の受入	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	災害VC(ボランティアコーディネーター)との調整に関すること	A	災害ボランティアコーディネーターとの調整	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	DPAT(災害派遣精神医療チーム)の派遣調整に関すること	A	DPAT(災害派遣精神医療チーム)の派遣調整	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	DCAT(災害福祉派遣チーム)の派遣調整に関すること	A	DCAT(災害福祉派遣チーム)の派遣調整	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	災害弔慰金等の支給に関すること	A	災害弔慰金等の支給に関すること	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	通常業務(1か月以内の対応が必要なもの)		業務開始時期					
	優先度	業務内容	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1月以内	
	A	障がい者からの相談に関すること		⇒	⇒	⇒	⇒	
	B	感染症予防に関すること		⇒	⇒	⇒	⇒	
	A	献血に関すること		⇒	⇒	⇒	⇒	
	B	福祉施設、団体との連携に関すること		⇒	⇒	⇒	⇒	
	C	行旅病人、死亡人に関すること			⇒	⇒	⇒	
	C	民生児童委員との連絡調整に関すること			⇒	⇒	⇒	
	A	高齢者在宅福祉サービスに関すること			⇒	⇒	⇒	
	C	介護保険サービスに関すること			⇒	⇒	⇒	
	A	介護保険被保険者の資格管理に関すること			⇒	⇒	⇒	
	A	要介護認定事務に関すること			⇒	⇒	⇒	
	C	福祉センター業務に関すること			⇒	⇒	⇒	
	C	保健センター事業の調整に関すること			⇒	⇒	⇒	
	C	生活保護に関すること			⇒	⇒	⇒	
	C	更生医療に関すること			⇒	⇒	⇒	
	C	障害者(児)医療費助成に関すること			⇒	⇒	⇒	
	C	24時間電話相談に関すること			⇒	⇒	⇒	
	A	新生児・妊産婦及び乳児訪問に関すること			⇒	⇒	⇒	
	A	母子手帳交付に関すること			⇒	⇒	⇒	
	B	障がい者の地域生活支援に関すること			⇒	⇒	⇒	
	B	特別養護老人ホームの入退所等に関すること			⇒	⇒	⇒	
	B	地域包括支援センターに関すること			⇒	⇒	⇒	
	C	介護保険料の賦課、徴収、還付、充当、軽減措置等に関すること			⇒	⇒	⇒	
	C	DV、ストーカー行為等の被害者保護に関すること			⇒	⇒	⇒	
	C	住宅手当緊急特別措置に関すること			⇒	⇒	⇒	
	A	障害者福祉に関すること			⇒	⇒	⇒	
	C	精神入院医療費助成に関すること			⇒	⇒	⇒	
	C	自立支援医療に関すること			⇒	⇒	⇒	
	B	補装具、日常生活用具に関すること			⇒	⇒	⇒	
	A	障がい者福祉サービスに関すること			⇒	⇒	⇒	
	B	高齢者生活支援事業に関すること			⇒	⇒	⇒	
	B	母子及び成人の健康相談に関すること			⇒	⇒	⇒	
	C	栄養指導に関すること			⇒	⇒	⇒	
	A	予防接種事業に関すること			⇒	⇒	⇒	
	B	介護保険給付事務に関すること			⇒	⇒	⇒	
	C	養護老人ホーム措置に関すること			⇒	⇒	⇒	

建設班(建設課・都市計画課)		*優先度は、A・B・Cで記入		業務開始時期				
災害時緊急業務	優先度	業務内容	業務開始時期					
			3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1月以内	
パトロール隊の編成に関する事	A	パトロール隊編成・状況確認	⇒	⇒	⇒			
指定緊急避難所の安全確認に関する事	A	判定士の召集及び派遣	⇒	⇒	⇒			
応急危険度判定士との連絡、招集に関する事	A	応急危険度判定士との連絡、招集に関する事	⇒	⇒				
道路状況の確認に関する事	A	道路状況の確認に関する事	⇒	⇒				
被災建築物の応急危険度判定に関する事	A	判定士による判定	⇒	⇒				
下水道対策本部の立ち上げに関する事	A	下水道対策本部の立ち上げに関する事	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
下水道管渠、施設等の被災状況の調査確認に関する事	A	下水道管渠、施設等の被災状況の調査確認	⇒	⇒				
マンホールトイレの設置の事前確認等に関する事	A	マンホールトイレの設置の事前確認等	⇒	⇒				
町営住宅の安全確認に関する事	A	施設の被災状況確認等	⇒	⇒	⇒			
工作作業隊の編成及び出勤に関する事	A	作業隊編成・状況確認	⇒	⇒	⇒			
道路等にある障害物の除去に関する事	A	道路上の簡易な障害物等の移動・除去 ※他課の職員を動員し増員対応		⇒	⇒			
建設業者等関係先への要請に関する事	A	緊急輸送路等の道路啓開及び道路河川等の応急復旧要請		⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
緊急輸送路、幹線道路の確保に関する事	A	道路啓開(障害物等の移動・除去)の業者対応		⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
復旧資材の整備、確保に関する事	B	復旧資材の調達		⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
道路橋梁、河川の応急復旧に関する事	B	復旧業務の業者対応		⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
応急給水に関する事	B	泉水源地へ車載用給水タンク(1t)の水汲み		⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
復旧用車両借上げ、配車計画に関する事	B	復旧用車両借上げ、配車計画に関する事		⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
資機材等の運搬に関する事	B	業者との資機材等の運搬調整		⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
交通規制に関する事	A	道路被災状況に応じ交通規制実施		⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
建築物等の被災状況調査に関する事	A	判定士の召集及び派遣		⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
被災宅地危険度判定に関する事	A	判定士の召集及び派遣		⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
上水道施設の復旧に係る連絡調整に関する事	B	上水管理者へ道路の被災状況等連絡及び復旧等の確認			⇒	⇒	⇒	⇒
町有施設の応急復旧に関する事	B	町有施設の応急復旧に関する事			⇒	⇒	⇒	⇒
所管施設の安全措置に関する事	B	都市計画課管理施設の安全対策措置			⇒	⇒	⇒	⇒
下水道事業関連情報の確保	B	下水道事業関連情報の確保			⇒	⇒	⇒	⇒
応急仮設住宅建設及び民間賃貸住宅借上げに関する事(協定先企業との連絡調整含む)	A	応急仮設住宅の建設(被災後20日以内に着手)及び民間賃貸住宅の借上げ				⇒	⇒	⇒
道路橋梁、河川の応急復旧に関する事	A	道路橋梁、河川の応急復旧に関する事					⇒	⇒
建築物の解体に関する事	B	建築物の解体に関する事						⇒
通常業務(1か月以内の対応が必要なもの)		優先度	業務内容	業務開始時期				
水閘門に関する事	A	水閘門の管理		⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
土地の境界確認に関する事	A	土地の境界確認				⇒	⇒	⇒
町営住宅に関する事	A	町営住宅の管理					⇒	⇒
道路、橋梁及び河川等の維持及び補修に関する事	C	工事業務の発注・現場管理監督						⇒
町営住宅使用料の徴収に関する事	C	委託業務の発注・管理						⇒
建築基準法に関する事	C	建築確認に関連する防災施設等の確認						⇒
建築防災に関する事	B	応急危険度判定結果に対する対策						⇒
土地利用対策に関する事	C	土地利用に関連する防災施設等の確認						⇒
開発行為に関する事	C	開発行為に関連する防災施設等の確認						⇒
宅地防災に関する事	B	応急危険度判定結果に対する対策						⇒
排水設備検査に関する事	B	排水設備検査						⇒
排水設備確認申請等(行為・占用)に関する事	C	排水設備の設置、検査等						⇒
下水道使用料の賦課徴収に関する事	C	賦課徴収						⇒
下水道工事に関する事(履行前の工事)	C	設計						⇒
下水道流入水質、水量に関する事(特定事業場等)	C	水質測定、水量確認						⇒
下水道事業計画等に関する事	C	整備計画等						⇒
産業・環境班(産業観光課・くらし安全課)		*優先度は、A・B・Cで記入		業務開始時期				
災害時緊急業務	優先度	業務内容	業務開始時期					
			3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1月以内	
観光客及び通動者の避難誘導に関する事	A	対象者把握と避難所との連携	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
町内企業からの生活必需品等応急物資の確保、配分あっせんに関する事(会計課と連携)	A	生活必需品等応急物資の確保、配分あっせん体制の確立及び会計課との連携		⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
避難所等における愛玩動物対策に関する事	A	避難所等における愛玩動物対策		⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
し尿浄化槽収集運搬許可業者との調整に関する事	A	し尿浄化槽収集運搬許可業者との調整		⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
衛生環境の復旧及び維持に関する事	A	衛生環境の復旧及び維持		⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
大平徳倉排水機場対策に関する事	A	排水機場の機能確認等		⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
外国人対策に関する事	A	被災・避難生活や生活必需品の分配状況把握及び対応等		⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
商工業団体との連絡応援要請に関する事	A	応援を要する業務と対応可能な人員及び提供労務の把握等		⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
商工会及び農協との連携に関する事	B	地域災害計画に基づく商工会及び農協の災害応急対策の行動状況等の把握、支援		⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
防疫活動、防疫資機材等の調達配分に関する事	B	防疫活動、防疫資機材等の調達配分		⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
し尿処理計画の立案、実施及び業者との調整に関する事	A	し尿処理の安定実施		⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
中小企業被災者に対する生活相談等に関する事	B	状況把握及び情報提供等		⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
ガレキ、廃棄物の処理計画及び処理等に関する事	A	ガレキ、廃棄物の処理計画及び処理の実施				⇒	⇒	⇒
市場流通及び生活必需品等の価格安定に関する事	C	市場流通及び生活必需品等の価格安定等、生活再建及び復興に係る調査、情報提供等					⇒	⇒
生活支援窓口の開設に関する事	B	住民生活支援に関する事						⇒
廃棄物の受入れに関する事	B	廃棄物の受け入れ実施						⇒
通常業務(1か月以内の対応が必要なもの)		優先度	業務内容	業務開始時期				
治山に関する事	A	崩落危険箇所の把握及び情報提供				⇒		
ごみ、し尿処理に関する事	A	ごみ処理の安定実施				⇒	⇒	⇒
一般廃棄物処理に関する事	A	一般廃棄物処理の安定実施				⇒	⇒	⇒
防疫、防除作業に関する事	C	衛生状態の確保				⇒	⇒	⇒
動物の遺体回収処理に関する事	C	衛生状態の確保				⇒	⇒	⇒
自治振興に関する事	B	各自治会の機能回復支援					⇒	⇒
農業用水施設整備事業に関する事	B	用水設備等損壊状況の把握及び対応					⇒	⇒
中小企業金融に関する事	B	企業活動再開支援等					⇒	⇒
生活環境保全事業に関する事	B	生活環境保全事業に関する事						⇒
消費生活相談業務に関する事	C	消費生活相談業務に関する事						⇒
農業用水施設に関する事	B	農業用水施設に関する事						⇒
農地農業用施設災害復旧に関する事	C	災害状況確認及び復旧計画策定等						⇒

復旧対策部

教育班(教育総務課・こども未来班)		*優先度は、A・B・Cで記入					
災害時緊急業務	優先度	業務内容	業務開始時期				
			3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1月以内
園児、児童、生徒の避難誘導に関する事(教職員)	A	園児、児童、生徒の避難誘導における報告受付	⇒	⇒			
児童、生徒の救出・救命の報告受付に関する事	A	児童、生徒の救出・救命の報告受付	⇒	⇒	⇒	⇒	
負傷者の把握と報告に関する事(主に教職員)	A	学校等からの負傷者の報告受付と把握	⇒	⇒			
児童、生徒の引渡しに関する事(教職員)	A	児童、生徒の引渡し状況の報告受付	⇒				
非常持出し品(鍵・重要書類等)の搬出に関する事(教職員)	A	非常用品の搬出	⇒				
施設の安全点検に関する事	A	施設の安全点検	⇒	⇒	⇒		
施設の応急復旧に関する事	A	施設の応急的な復旧	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
施設の危険箇所の処置に関する事	A	施設内危険箇所の立入り制限	⇒	⇒	⇒		
施設のライフラインの確認に関する事	A	電気・ガス・水道等の確認	⇒	⇒			
避難所の安全確認に関する事	A	避難所開設のための安全確認	⇒	⇒			
避難所運営協力(避難者の受け入れ、誘導補助)に関する事	A	避難者受け入れ及び避難者誘導等の協力	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
幼保施設の安全措置及び利用者の安全確保と避難誘導に関する事	A	町内幼稚園保育所園児の安否確認、避難誘導、保護者への引渡し	⇒	⇒	⇒		
医療福祉等への人員編入(教諭、保育士)に関する事	A	医療福祉等への人員編入(教諭、保育士)	⇒	⇒	⇒		
園児の安否確認に関する事	A	園児の安否確認に関する事	⇒	⇒	⇒		
国県教育関係機関との連絡調整に関する事	A	国県教育関係機関との連絡調整	⇒	⇒	⇒		
トイレの汚物処理等に関する事	A	避難所運営のための汚物処理	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
教育保育再開に向けての準備に関する事	B	被害状況・衛生状況等の確認			⇒	⇒	
心のケアに関する事	C	児童、生徒の心のケア				⇒	⇒
教育及び保育の再開に関する事	B	幼稚園、保育所、放課後児童教室の施設補修等				⇒	⇒
通常業務(1か月以内の対応が必要なもの)		*優先度は、A・B・Cで記入					
公印の管理に関する事	優先度	業務内容	業務開始時期				
			3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1月以内
学校及びその他教育機関の環境衛生の指導に関する事	B	学校及びその他教育機関の環境衛生の指導	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
通学路の安全確認に関する事	B	通学路の安全確認			⇒	⇒	⇒
小中学校施設の管理に関する事	A	小中学校施設の管理			⇒	⇒	⇒
児童、生徒の就学、入学、転学及び退学に関する事	A	児童、生徒の就学、入学、転学及び退学			⇒	⇒	⇒
小中学校等のパソコン管理・運営に関する事	B	小中学校等のパソコン管理・運営			⇒	⇒	⇒
幼稚園、保育所等の施設管理に関する事	A	幼稚園、保育所等の施設管理			⇒	⇒	⇒
児童手当、こども医療費等児童福祉に関する事	B	児童手当、こども医療費等児童福祉			⇒	⇒	⇒
母子家庭等医療助成、児童扶養手当等母子福祉に関する事	B	母子家庭等医療助成、児童扶養手当等母子福祉			⇒	⇒	⇒
子育てに関する相談等子育て支援に関する事	B	子育てに関する相談等子育て支援			⇒	⇒	⇒
学校給食施設の維持管理に関する事	B	学校給食施設の維持管理			⇒	⇒	⇒
教職員の勤務・服務に関する事	C	教職員の勤務・服務			⇒	⇒	⇒
学校・教職員の評価、人事に関する事	C	学校・教職員の評価、人事			⇒	⇒	⇒
県費負担教職員の給与、厚生及び福利に関する事	B	県費負担教職員の給与、厚生及び福利			⇒	⇒	⇒
校長会・教頭会に関する事	C	校長会・教頭会の開催			⇒	⇒	⇒
任用(常勤・非常勤)に関する事	C	任用(常勤・非常勤)事務			⇒	⇒	⇒
教育委員会の会議等に関する事	B	教育委員会の開催			⇒	⇒	⇒
学校事務等の雇用・調整に関する事	C	学校事務等の雇用・調整			⇒	⇒	⇒
育英事業に関する事	B	育英金の貸付等の事務			⇒	⇒	⇒
児童、生徒の就学援助に関する事	C	児童、生徒の就学援助に関する事			⇒	⇒	⇒
教員の健康診断に関する事	B	教員の健康診断の実施			⇒	⇒	⇒
就学時健康診断に関する事	B	就学時健康診断の実施			⇒	⇒	⇒
児童、生徒の健康診断に関する事	A	児童、生徒の健康診断の実施			⇒	⇒	⇒
放課後児童教室の業務に関する事	C	放課後児童教室の業務			⇒	⇒	⇒
施設班(社会教育課)		*優先度は、A・B・Cで記入					
災害時緊急業務	優先度	業務内容	業務開始時期				
			3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1月以内
所管施設の安全措置及び利用者の安全確保と誘導に関する事 (地域交流センター)	A	避難誘導、負傷者等の確認	⇒	⇒			
(図書館)	A	避難誘導、負傷者等の確認	⇒	⇒			
福祉避難所(交流センター)運営、避難者の受け入れに関する事 (地域交流センター)	B	福祉避難所運営協力		⇒	⇒	⇒	⇒
(図書館)→(地域交流センター)	A	地域交流センターでの福祉避難所運営協力			⇒	⇒	⇒
炊出しガスコンロ設備の点検準備(交流センター)に関する事	B	地域交流センターでの炊出しガスコンロ設備の点検準備			⇒	⇒	⇒
通常業務(1か月以内の対応が必要なもの)		*優先度は、A・B・Cで記入					
文化財の保護に関する事	優先度	業務内容	業務開始時期				
			3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1月以内
地域交流センターの維持管理・運営に関する事	C	包蔵地確認、文化財保護法届出受付				⇒	⇒
図書館の維持管理・運営に関する事	C	地域交流センターの維持管理・運営業務				⇒	⇒
返却貸出業務、施設点検補修等	C	返却貸出業務、施設点検補修等				⇒	⇒
体育施設の維持管理・運営に関する事	C	利用受付業務、施設点検補修等				⇒	⇒
消防団(消防団)		*優先度は、A・B・Cで記入					
災害時緊急業務	優先度	業務内容	業務開始時期				
			3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1月以内
団員の非常招集に関する事	A	団員の非常招集	⇒	⇒			
分団詰所の安全措置に関する事	A	分団詰所の安全措置に関する事	⇒	⇒			
消火活動、水防活動及び救急救助活動に関する事	A	消火活動、水防活動及び救急救助活動	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
地域住民の避難地への誘導に関する事	A	地域住民の避難地への誘導	⇒	⇒			
地域の治安に関する事	A	地域の治安維持	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
危険区域からの避難の確認に関する事	A	危険区域からの避難誘導等	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
火災予防の広報に関する事	A	2次災害である火災予防の広報	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
自主防災組織との連携、指導、支援に関する事	A	自主防災組織との連携、指導、支援	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
消防水利の確保に関する事	A	消防水利の確保	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

資料3-1 防災資機材一覧表

区分	品目	規格	単位	整備 目標	保管	役場5階 無線室	役場 防災倉庫	庁舎第二 駐車場 防災倉庫	柿田 防災倉庫	温水アル 防災倉庫	複合 施設	防災 センター	
情報伝達用	電池メガホン	12W	個	13	13	0	0	0	0	0	0	0	
無線・通信用	行政無線	充電器付	台	18	19	0	0	0	0	0	0	3	
	電話機(NTT災害用電話)		台	28	28	0	0	0	0	0	0	0	
救助用	折り畳みリヤカー		個	12	12	0	5	0	0	0	0	0	
	ロープ	300M	巻	12	1	0	1	0	0	0	0	0	
	三脚	スライド式	台	28	24	0	0	0	0	0	0	0	
	巻担架		台	58	58	0	16	0	0	0	0	9	
	救護所用セット		式	2	2	0	0	0	0	0	0	0	
	救急セット	50人用	式	12	12	0	3	0	0	0	0	2	
	三角巾		枚	2,000	1,940	0	1,000	0	0	0	0	0	
	不織布マスク		枚	23,400	23,400	0	12,000	11,400	0	0	0	0	
	布マスク		枚	100,000	100,000	0	0	100,000	0	0	0	0	
	防護服		式	428	428	0	428	0	0	0	0	0	
	エアーテント	一式(発電機含む)	式	3	3	0	0	0	0	0	0	0	
	車椅子	福祉避難所用	台	6	6	0	6	0	0	0	0	0	
	防災船	アルミ折畳み	台	1	1	0	0	0	1	0	0	0	
	船外機		台	1	1	0	0	0	1	0	0	0	
	救命胴衣		着	5	5	0	0	0	5	0	0	0	
避難生活用	パーテーション(ニード)	H120cm	基	1,000	240	0	0	58	0	0	0	0	
	パーテーション(ニード)	H180cm	基		775	0	0	208	0	0	0	2	
	避難所用マット		枚	1,000	900	0	200	100	0	0	0	352	
	アスパック簡易マット	真空パック	枚	1,000	250	0	0	200	0	0	0	50	
	アスパックシート	真空パック	枚	1,000	250	0	0	200	0	0	0	50	
	防災用ベット		台	800	676	0	0	0	0	0	150	16	
	防災用ベット(段ボール)		台		40	0	0	0	0	0	0	40	
	毛布(ベージュ色)	15個・6箱/10個・1箱	枚	8,000	8,085	0	5,765	0	0	0	0	660	
	圧縮毛布(オレンジ色)	10枚入/箱	枚		400	0	0	0	0	0	0	400	
	備蓄用食料	アルファ米	食	75,000	66,500	0	16,500	0	0	0	0	22,750	
	備蓄用飲料水	水(500ml)	本	20,000	26,688	0	5,112	0	0	3,120	0	1,680	
	使い捨て哺乳瓶		個	2,450	1,800	0	0	0	0	0	0	1,800	
	レスキューミルク		個	2,450	500	0	0	0	0	0	0	500	
	ミルクキューブ式	1箱(27g×20袋)	箱	66	36	0	0	0	0	0	0	36	
	防災用大鍋	ステンレス900L	個	1	1	0	1	0	0	0	0	0	
	大鍋用強力バーナー	LP用	個	2	2	0	2	0	0	0	0	0	
	釜	3升	個	9	9	0	0	0	0	0	0	0	
	移動炊飯機	1台最大10kg炊飯可能	台	7	7	0	0	0	0	0	0	1	
	LPガス容器	20kg鉄製	本	6	6	0	0	0	0	0	0	1	
	業務用コンロ	2重鋳物コンロ	子	12	12	0	0	0	0	0	0	2	
	調整器	単段式	子	6	6	0	0	0	0	0	0	1	
	ガスホース	プロパンガス用	m	36	36	0	0	0	0	0	0	6	
	ガス関係付属品	ニップル	個	6	6	0	0	0	0	0	0	1	
	ガス関係付属品	ヒューズ	個	6	6	0	0	0	0	0	0	1	
	非常用缶ローソク		個	50	50	0	50	0	0	0	0	0	
	生理用品(昼用)		枚	47,100	31,602	0	0	2,400	0	9,330	0	19,872	
	生理用品(夜用)		枚		2,160	0	0	1,080	0	1,080	0	0	
	紙オムツ		個	41,000	29,544	0	0	0	0	5,016	0	24,528	
	アルコール消毒液		ℓ	200	550	0	550	0	0	0	0	0	
	次亜塩素酸ナトリウム	詰替え(5L×2個)	ℓ	700	260	60	200	0	0	0	0	0	
	嘔吐物凝固剤	1箱×12袋×4箱	個	7	7	0	7	0	0	0	0	0	
	液体ハミガキ	250ml×24本入/箱(12ml/回)	回	110,000	60,000	0	60,000	0	0	0	0	0	
		12ml×50個/箱(12ml/回)			5,400	5,400	0	0	0	0	0	0	
	トイレ用品	仮設トイレ(S型)	和式タイプ	台	20	20	0	0	0	0	0	0	0
		仮設トイレ(H型)	身障者用	台	11	11	0	1	0	0	0	0	0
仮設トイレ(W型)		洋式タイプ	台	11	11	0	0	0	0	0	0	0	
マンホールトイレ 台座			台	50	44	0	0	0	0	0	3	4	
マンホールトイレ 一般用ブース		組立建屋付き	基	40	32	0	0	0	0	0	0	2	
マンホールトイレ 身障者用ブース		組立建屋付き	基	13	13	0	0	0	0	0	3	2	
マンホールトイレ 小便器セット		一体成型2台セット	台	6	6	0	0	0	0	0	0	1	
マンホールトイレ排水用水槽			台	10	5	0	0	0	0	0	0	0	
マンホールトイレ排水用水中ポンプ			台	10	8	0	0	0	0	0	1	1	
簡易トイレ(自動ラップ式)		トパックII	台	43	33	0	0	0	0	0	0	5	
簡易トイレ(自動ラップ式)消耗品			回	80,000	22,800	0	3,000	0	0	0	0	6,900	
簡易トイレ		ニード P型	台	44	44	0	6	0	0	0	0	3	
オストメイトトイレ			台	6	6	0	0	0	0	0	0	0	
携帯トイレ			回	80,000	36,800	0	15,100	0	0	0	0	13,600	
備蓄用トイレトペーパー		1箱12ロール	箱	100	105	0	0	0	0	0	0	32	
給水用	給水タンク	アルミ車載式1t	式	10	10	0	5	0	1	0	0	0	
	組み立て式水槽		式	8	8	0	0	0	0	0	0	0	
	ろ水機	2t/h	台	6	6	0	6	0	0	0	0	0	
	水中ポンプ(100t貯水槽用)	手動	台	3	3	0	0	0	0	0	0	0	
	水中ポンプ(100t貯水槽用)	電動	台	3	3	0	0	0	0	0	0	0	
給水容器	10L用	個	3,025	3,025	0	180	0	0	0	0	1,600		
その他	テント	2間×3間	式	30	28	0	2	0	0	0	0	0	
	テント	四方幕	式	20	19	0	0	0	0	0	0	0	
	テント	コールマン4人用	台	50	50	0	0	0	0	0	0	0	
	テント	プライベートテント	台		11	0	0	0	0	0	0	0	
	発電機設備	軽油式・太陽光発電	式	10	9	0	0	0	0	0	0	1	
	発電機(小型)		台	32	31	0	0	0	1	0	0	1	
	投光機	500W	台	28	26	0	2	0	0	0	0	0	
	バルーンライト		台	20	20	0	0	0	0	0	0	2	
	コードリール	16A	個	18	18	0	0	0	0	0	0	0	
	強カライト	予備電池あり	個	14	14	0	0	0	0	0	0	0	
	ビニールシート	2間×3間	枚	3,000	2,260	0	1,110	0	0	0	0	0	
	燃料	ガソリン・軽油・灯油	式	10	8	0	0	0	0	0	0	1	
	チェーンソー		台	2	2	0	0	0	0	0	0	2	
	情報受付旗	のぼり旗	枚	7	7	0	0	0	0	0	0	0	
	遺体処理袋		枚	90	90	0	0	0	0	0	0	0	
応急危険度判定資機材		式	60	60	0	0	0	0	0	0	0		

資料3-1 防災資機材一覧表

令和8年4月30日 時点

区分	品目	規格	単位	福祉センター	地域交流センター	消防署駐車場	町体育館	清水小学校	西小学校	南小学校	清水中学校	南中学校	沼津商業	総合運動公園
情報伝達用	電池メガホン	12W	個	0	0	0	0	2	2	2	2	2	2	1
無線・通信用	行政無線	充電器付	台	1	1	0	1	2	2	2	2	2	2	1
	電話機(NTT災害用電話)		台	0	0	0	0	5	6	3	4	2	5	3
救助用	折り畳みリヤカー		個	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1
	ロープ	300M	巻	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	三脚	スライド式	台	0	0	0	0	4	2	3	4	3	4	4
	巻担架		台	0	0	0	0	5	5	5	5	5	4	4
	救護所用セット		式	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
	救急セット	50人用	式	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1
	三角巾		枚	0	0	0	0	100	120	120	140	120	140	200
	不織布マスク		枚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	布マスク		枚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	防護服		式	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	エアータント	一式(発電機含む)	式	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1
	車椅子	福祉避難所用	台	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	防災船	アルミ折畳み	台	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	船外機		台	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	救命胴衣		着	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
避難生活用	パーテーション(ニード)	H120cm	基	0	0	0	142	0	0	0	0	40	0	0
	パーテーション(ニード)	H180cm	基	0	0	0	0	280	280	0	0	5	0	0
	避難所用マット		枚	0	248	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	アスパク簡易マット	真空パック	枚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	アスパクシート	真空パック	枚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	防災用ベット		台	0	0	510	0	0	0	0	0	0	0	0
	防災用ベット(段ボール)		台	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	毛布(ベージュ色)	15個・6箱/10個・1箱	枚	0	50	0	0	250	400	200	200	150	210	200
	圧縮毛布(オレンジ色)	10枚入/箱	枚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	備蓄用食料	アルファ米	食	0	0	0	0	0	0	0	27,250	0	0	0
	備蓄用飲料水	水(500ml)	本	720	1,680	0	0	2,160	2,160	2,136	2,160	2,160	2,160	1,440
	使い捨て哺乳瓶		個	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	レスキューミルク		個	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ミルク(キューブ式)	1箱(27g×20袋)	箱	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	防災用大鍋	ステンレス900L	個	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大鍋用強カバーナー	LP用	個	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	釜	3升	個	0	0	0	0	0	1	0	1	1	3	3
	移動炊飯機	1台最大10kg炊飯可能	台	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	0
	LPガス容器	20kg鉄製	本	0	0	0	0	1	1	1	1	1	0	0
	業務用コンロ	2重鍋物コンロ	子	0	0	0	0	2	2	2	2	2	0	0
	調整器	単段式	子	0	0	0	0	1	1	1	1	1	0	0
	ガスホース	プロパンガス用	m	0	0	0	0	6	6	6	6	6	0	0
	ガス関係付属品	ニップル	個	0	0	0	0	1	1	1	1	1	0	0
	ガス関係付属品	ヒューズ	個	0	0	0	0	1	1	1	1	1	0	0
	非常用缶ローソク		個	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	生理用品(昼用)		枚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	生理用品(夜用)		枚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	紙オムツ		個	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	アルコール消毒液		ℓ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	次亜塩素酸ナトリウム	詰替え(5L×2個)	ℓ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	嘔吐物凝固剤	1箱×12袋×4箱	個	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	液体ハミガキ	250ml×24本入/箱(12ml/回)	回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		12ml×50個/箱(12ml/回)	回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	仮設トイレ(S型)	和式タイプ	台	0	0	0	0	7	1	3	3	3	0	3
	仮設トイレ(H型)	身障者用	台	0	0	0	0	0	2	3	3	1	0	1
仮設トイレ(W型)	洋式タイプ	台	0	0	0	0	0	0	3	4	3	0	1	
マンホールトイレ 台座		台	0	0	0	0	12	13	4	3	4	0	1	
マンホールトイレ 一般用ブース	組立建屋付き	基	0	0	0	0	10	11	3	2	3	0	1	
マンホールトイレ 身障者用ブース	組立建屋付き	基	0	0	0	0	2	2	1	1	1	0	1	
マンホールトイレ 小便器セット	一体成型2台セット	台	0	0	0	0	1	1	1	1	1	0	0	
マンホールトイレ排水水槽		台	0	0	0	0	1	0	1	1	1	0	1	
マンホールトイレ排水水中ポンプ		台	0	0	0	0	1	1	1	1	1	0	1	
簡易トイレ(自動ラップ式)	トパックII	台	1	1	0	1	2	2	2	2	5	12	0	
簡易トイレ(自動ラップ式)消耗品		回	0	0	0	0	2,400	1,800	1,200	600	1,500	5,400	0	
簡易トイレ	ニード P型	台	0	0	0	0	14	4	4	4	4	5	0	
オストメイトトイレ		台	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	0	
携帯トイレ		回	0	0	0	0	0	4,100	0	0	0	4,000	0	
備蓄用トイレトペーパー	1箱12ロール	箱	0	0	0	0	21	10	5	15	17	0	5	
給水用	給水タンク	アルミ車載式1t	式	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	
	組み立て式水槽		式	0	0	0	0	2	2	0	2	2	0	
	ろ水機	2t/h	台	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	水中ポンプ(100t貯水槽用)	手動	台	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	
	水中ポンプ(100t貯水槽用)	電動	台	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	
給水容器	10L用	個	0	0	0	0	120	90	100	290	360	85	200	
その他	テント	2間×3間	式	0	0	0	0	4	4	4	4	4	3	3
	テント	四方幕	式	0	0	0	0	3	3	3	3	3	2	2
	テント	コールマン4人用	台	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50
	テント	プライベートテント	台	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0
	発電機設備	軽油式・太陽光発電	式	0	1	0	1	1	1	1	1	1	0	1
	発電機(小型)		台	0	0	0	0	4	4	4	6	4	4	3
	投光機	500W	台	0	0	0	0	4	2	4	3	4	4	3
	バルーンライト		台	0	0	0	8	2	2	1	1	2	2	0
	コードリール	16A	個	0	0	0	0	1	3	3	4	2	4	1
	強カライト	予備電池あり	個	0	0	0	0	2	2	2	2	2	2	2
	ビニールシート	2間×3間	枚	0	400	0	0	160	120	60	60	40	110	200
	燃料	ガソリン・軽油・灯油	式	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1
チェーンソー		台	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
情報受付旗	のぼり旗	枚	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	
遺体処理袋		枚	0	0	0	90	0	0	0	0	0	0	0	
応急危険度判定資機材		式	0	0	0	60	0	0	0	0	0	0	0	

救急医療セット一覧表

1 医療資機材購入数及び備蓄場所

資材名	セット数	備蓄場所
救護所用セット	1	防災センター
救護所用セット	1	図書館・保健センター複合施設
救急箱	1	総合運動公園
救急箱	1	清水小学校
救急箱	1	西小学校
救急箱	1	清水中学校
救急箱	1	南小学校
救急箱	1	沼津商業高校
救急箱	1	南中学校
救急箱	1	保健センター
救急箱	2	防災センター
救急箱	2	役場南防災倉庫

救急箱 14箱

2 救急箱内容表(約50人対応)

更新年度(計12セット)

No.	品名	仕様規格	単位	数量	滅菌	入替年	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
機器用具													
1	携帯型浄水器(スーパーデリオス)	0.1ミクロン中腔系膜フィルター付ボトル	箱	1	-	-	●						
2	ケーパイン消毒液	75ml	個	3	-	2	●		●		●		●
3	パンパス軟膏	15g	個	10	-	2	●		●		●		●
4	止血帯	ブルー	個	2	-	-	●						
5	呉氏副木	小(35*240mm)	枚	2	-	-							
6	呉氏副木	中(45*290mm)	枚	2	-	-							
7	呉氏副木	大(55*330mm)	枚	2	-	-							
8	体温計	平型1分計	本	1	-	2(電池)	●		●		●		●
9	1mガーゼ	フック式	枚	10	-	6	●		●		●		●
10	サージンハット	No.60 ハット3*6cm	枚	10	○	2	●		●		●		●
11	サージンハット	No.110 ハット5*15cm	枚	10	○	2	●		●		●		●
12	プラスチック救急絆創膏	3サイズ33枚入り	箱	2	-	2	●		●		●		●
13	救急絆創膏	55mm*2.5m(2枚入り)	箱	1	-	2	●		●		●		●
14	清浄綿ハイレディ	25包入り	箱	1	-	2	●		●		●		●
15	フェイタス(パップ剤)	20枚(140*100mm)	箱	2	-	2	●		●		●		●
16	絆創膏(紙)	1/2int*9m	巻	3	-	2	●		●		●		●
17	救急包帯	小15*10cm	個	6	-	6	●		●		●		●
18	伸縮包帯	L9.0cm	巻	5	-	4	●		●		●		●
19	三角巾	105cm*105cm*150cm	枚	20	-	6	●		●		●		●
20	ハサミ	-	丁	3	-	-							
21	とげ抜きピンセット	13cm(ステンレス)	本	3	-	-							
22	安全ピン	5個入り	袋	5	-	-							
23	メモ用紙	白	冊	2	-	-	●						
24	救急お手当法	-	冊	1	-	-							
25	油性ボールペン	黒	本	3	-	2	●		●		●		●
収納ケース													
26	アルミケース	43*31*18cm(外径)	ケース	1	-	-							
27	ダンボール	No.3(災害用医療資材)	枚	1	-	2	●		●		●		●

* 次回R9年度

3 救護所用セット内容表(1カ所分)

1次トリアージ

No.	必要物品名	規格等	数量	単位	滅菌	入替年
1	ガウン	アイソレーションガウン	20	枚	-	6
2	マスク	サージカルマスク	1	箱	-	6
3	ペンライト	瞳孔ゲージ付	3	本	-	電池2年
4	ペンライト用電池	単4	6	本	-	4
5	トリアージタグ	50枚入	3	箱	-	6
6	折りたたみ担架 YDC1A1	8-2252-01	2	台	-	-
7	ウエルパス手指消毒液	500ml	2	本	-	2
8	救護所運営マニュアル		1	冊	-	-
9	各種様式	ファイル	1	式	-	-
10	案内掲示		1	式	-	-
11	筆記用具	マジックなど ケース入	1	式	-	-
12	ガムテープ	50cm*25m 布製	3	巻	-	-
13	セロテープ		1	巻	-	-
14	ビニールテープ	赤、黄、緑、黒、白	5	巻	-	-
15	油性マジック	黒、赤、青	3	本	-	4
16	ボードマーカー	黒、赤、青、緑	4	本	-	4
17	はさみ		1	本	-	-
18	のり		2	個	-	-
19	ラップ	22cm*50m	2	個	-	-
21	チャック付袋	2サイズ(H・J) 各100枚入1袋	1	組	-	-
20	ゴミ袋	可燃20、埋立10	30	枚	-	-
22	文書板		3	枚	-	-
23	段ボールゴミ箱		1	箱	-	-
24	どこでもシート		1	箱	-	-
25	ダンボール	No.3 災害用医療資機材	1	枚	-	-

緑エリア

No.	必要物品名	規格等	数量	単位	滅菌	入替年
1	プラスチックグローブ(パウダーフリー)	S 100枚入	2	箱	-	4
2	プラスチックグローブ(パウダーフリー)	M 100枚入	4	箱	-	4
3	プラスチックグローブ(パウダーフリー)	L 100枚入	5	箱	-	4
4	アイソレーションガウン	フリーサイズ	10	枚	-	6
5	サージカルマスク	50枚入	2	箱	-	6
6	聴診器 ダブルヘッド	ケース入	1	本	-	4
7	ペンライト	瞳孔ゲージ付	2	本	-	-
8	ペンライト用電池	単4	4	本	-	4
9	ヘッドライト	LEDホータブルヘッドライト(充電式)	3	式	-	-
10	電子血圧計	上腕式	1	台	-	-
11	電子血圧計用電池	単3	4	本	-	4
12	非接触型体温計	HPC-01	2	個	-	-
13	非接触型体温計用電池	CR2032	2	個	-	2
14	打診器	吉村式	2	本	-	-
15	駆血帯	プロシエーターニケット FV8200-25	1	箱	-	-
16	注射器針付	2.5ml 22G 100本	2	箱	○	4
17	注射器針付	5ml 22G 100本	2	箱	○	4
18	注射器針ナシ	20ml 50本	2	箱	○	4
19	注射針	22G 100本	1	箱	○	4
20	ディスプレイ盆	330*200*55	20	枚	-	-
21	綿球	#14 50g	1	包	-	4
22	綿球	#20 50g	1	包	-	4
23	綿棒	2号 100本	2	個	-	4
24	救急絆創膏	4サイズ50枚入り	2	缶	-	2
25	ポリネックハード	頸椎用コルセット S	2	箱	-	4

緑エリア

No.	必要物品名	規格等	数量	単位	滅菌	入替年
26	ポリネックハード	頸椎用コルセット M	2	箱	-	4
27	ポリネックハード	頸椎用コルセット L	2	箱	-	4
28	サムスプリント	ロール型副子 10.8×90cm	1	個	-	6
29	ソフトシーネ	Sサイズ	1	枚	-	4
30	ソフトシーネ	Mサイズ	1	枚	-	4
31	ソフトシーネ	Lサイズ	1	枚	-	4
32	アルミシーネ	No.2(腕用)(6枚)	1	箱	-	4
33	アルミシーネ	No.8(指用)(12枚)	1	箱	-	4
34	アルミシーネ	No.10(指用)(24枚)	1	箱	-	4
35	弾性包帯	2号(5cm*4.5m)(6巻)	1	箱	-	4
36	弾性包帯	3号(7.5cm*4.5)(6巻)	1	箱	-	4
37	弾性包帯	4号(10cm*4.5m)(6巻)	1	箱	-	4
38	包帯	3裂(耳付)(30cm*9m)(反巻)	2	本	-	6
39	包帯	4裂(耳付)(30cm*9m)(反巻)	2	本	-	6
40	包帯	5裂(耳付)(30cm*9m)(反巻)	2	本	-	6
41	清浄綿	20包入	2	箱	-	2
42	ペーパータオル	200枚	1	個	-	6
43	滅菌尺角ガーゼ 4つ折	2枚×50入	2	箱	○	2
44	滅菌尺角ガーゼ 8つ折	2枚×50入	2	箱	○	2
45	サージカルテープ	1/2int×9m(24巻入)	1	箱	-	2
46	サージカルテープ	2int×9m(6巻入)	1	箱	-	2
47	網包帯	プレスネット(No.2)	1	箱	-	4
48	網包帯	プレスネット(No.3)	1	箱	-	4
49	網包帯	プレスネット(No.4)	1	箱	-	4
50	サルバLLD	30×72cm 10枚	2	包	-	6
51	救急シート	(G/S)保温用	10	枚	-	4
52	金切バサミ	アルフェンス切断用	1	丁	-	-
53	救急剪刀	14cm	1	丁	-	-
54	雑剪刀(洋裁ハサミ)	ステンレス(24cm)	1	丁	-	-
55	オスバン消毒液10%	500ml	2	本	-	2
56	折りたたみ担架	YDC1A1	1	台	-	-
57	ウエルパス手指消毒液	500ml	4	本	-	2
58	ダンボール	No.3 災害用医療資機材	4	枚	-	2

黄エリア

No.	必要物品名	規格等	数量	単位	滅菌	入替年
1	プラスチックロープ(パウダーフリー)	S 100枚入	2	箱	-	4
2	プラスチックロープ(パウダーフリー)	M 100枚入	4	箱	-	4
3	プラスチックロープ(パウダーフリー)	L 100枚入	4	箱	-	4
4	手術用手袋	No.6.5 20枚入	1	箱	○	2
5	手術用手袋	No.7.0 20枚入	1	箱	○	2
6	アイソレーションガウン	フリーサイズ	10	枚	-	6
7	サージカルマスク	50枚入	1	箱	-	6
8	聴診器 ダブルヘッド	ケース入	2	個	-	4
9	ペンライト	瞳孔ゲージ付	2	本	-	-
10	ペンライト用電池	単4	4	本	-	4
11	ヘッドライト	LEDポータブルヘッドライト(充電式)	3	式	-	-
12	電子血圧計	上腕式	1	台	-	-
13	電子血圧計用電池	単3	4	本	-	4
14	非接触型体温計	HPC-01	1	個	-	-
15	非接触型体温計用電池	CR2032	1	個	-	2
16	駆血帯	フロシエーターニケット FV8200-25	1	箱	-	-
17	パルスオキシメーター		1	台	-	-
18	パルスオキシメーター用電池	単4	2	本	-	4

黄エリア

No.	必要物品名	規格等	数量	単位	滅菌	入替年
19	ステープラー(カイザープラス)	ZHK-15W 6個入	1	箱	○	2
20	スキンステープラー	レギュラー(35針入)	1	個	○	2
21	1mガーゼ	30cm*1m	20	枚	-	4
22	滅菌ドレープ	穴開き 90*90cm	2	枚	○	4
23	タオル	滅菌済み 白	5	枚	○	6
24	救急ガウンセット	フリーサイズ 3ツ組	5	式	○	6
25	乳白ビニールシート	2m	5	枚	○	2
26	シャーレ	Φ90mm	1	個	○	-
27	膿盆	21cm	2	枚	○	-
28	瓶立	ウレタン(4本入)	1	個	○	-
29	救急剪刀		1	丁	-	-
30	トランスポアサージカルテープ	1/2インチ×9.1m 12巻	1	箱	-	2
31	滅菌ドレープ	穴開き 90*90cm	10	枚	○	4
32	滅菌ドレープ	穴ナシ 90*90cm	10	枚	○	4
33	滅菌尺角ガーゼ 4つ折	2枚×50入	5	箱	○	2
34	滅菌尺角ガーゼ 8つ折	2枚×50入	5	箱	○	2
35	注射器針付	2.5ml 22G	30	本	○	4
36	注射器針付	5ml 22G	30	本	○	4
37	注射器針ナシ	20ml	20	本	○	4
38	注射針	22G	20	本	○	4
39	検診用ロールシート	37×30cm	1	箱	-	4
40	ディスポ膿盆	330*200*55	30	枚	-	-
41	針付縫合糸	青ナイロン 3-0 40cm 17mm	1	包	-	2
42	イソジンスクラブ7.5%	500ml	1	本	-	2
43	消毒用エタノール	500ml	1	本	-	2
44	ヘキサック水R0.05%	500ml	1	本	-	2
45	ヘキサック水R0.5%	500ml	1	本	-	2
46	オスバン消毒液10%	500ml	1	本	-	2
47	精製水	500ml	3	本	-	2
48	オキシドール	500ml	1	本	-	2
49	ウエルパス手指消毒液	500ml	2	本	-	2
50	折りたたみ担架	YDC1A1	1	台	-	-

外科縫合セット(黄エリア用)

No.	必要物品名	規格等	数量	単位	滅菌	入替年
1	止血鉗子	コッヘル 14cm	4	本	○	-
2	止血鉗子	ペアン 14cm	4	本	○	-
3	止血鉗子	モスキート(有鉤)	4	本	○	-
4	止血鉗子	モスキート(無鉤)	4	本	○	-
5	持針器	マッチュー 16cm	4	本	○	-
6	持針器	ヘガール 16cm	2	本	○	-
7	外科ピンセット	無鉤 直 13cm	3	本	○	-
8	外科ピンセット	有鉤 直 13cm	3	本	○	-
9	外科剪刀	片尖直 14cm	3	本	○	-
10	外科剪刀	両鈍反 14cm	3	本	○	-
11	消息子	18cm	1	本	○	-
12	メスホルダー	No.3	1	本	○	-
13	替刃メス	No.10	20	枚	○	4
14	縫合糸	白ブレイドシルク 1-0(40cm)10入	2	包	○	2
15	縫合糸	白ブレイドシルク 2-0(40cm)10入	2	包	○	2
16	縫合糸	白ブレイドシルク 3-0(40cm)10入	2	包	○	2
17	縫合針	弱弯 1号 10入	1	包	○	2
18	縫合針	弱弯 3号 10入	1	包	○	2
19	縫合針	弱弯 5号 10入	1	包	○	2

外科縫合セット(黄エリア用)

No.	必要物品名	規格等	数量	単位	滅菌	入替年
20	縫合針	強弯 1号 10入	1	包	○	2
21	縫合針	強弯 3号 10入	1	包	○	2
22	縫合針	強弯 5号 10入	1	包	○	2
23	両頭鋭匙	ホルクマン 1-2	1	本	○	-
24	ステンレス消毒盤(蓋付)	24×18×4cm	1	組	○	2
25	オイフ EOG対応	75×75cm	1	枚	○	2
26	ダンボール	No.3 災害用医療資機材	4	枚	-	2

赤エリア

No.	必要物品名	規格等	数量	単位	滅菌	入替年
1	プラスチックグローブ(パウダーフリー)	S 100枚入	2	箱	-	4
2	プラスチックグローブ(パウダーフリー)	M 100枚入	4	箱	-	4
3	プラスチックグローブ(パウダーフリー)	L 100枚入	4	箱	-	4
4	手術用手袋	No.6.5 (20入)	1	箱	○	2
5	手術用手袋	No.7.0 (20入)	1	箱	○	2
6	手術用手袋	No.7.0	5	双	○	2
7	手術用手袋	No.7.5	5	双	○	2
8	アイソレーションガウン	フリーサイズ	10	枚	-	6
9	サージカルマスク	50枚入	1	箱	-	6
10	救急ガウンセット	フリーサイズ 3ツ組	5	セット	○	6
11	ペンライト	瞳孔ゲージ付	4	本	-	-
12	ペンライト用電池	単4	8	本	-	4
13	ヘッドライト	単3 1本型	2	個	-	-
14	ヘッドライト用電池	単3	2	本	-	4
15	電子血圧計	上腕式	2	台	-	-
16	電子血圧計用電池	単3	8	本	-	4
17	電子体温計	MC-141W-HP	3	本	-	-
18	電子体温計電池	LR41	3	個	-	2
19	聴診器	リットマン ステツスコブ(クラシックⅢ)	3	本	-	4
20	パルスオキシメーター		2	台	-	-
21	パルスオキシメーター用電池	単4	4	本	-	4
22		成人用	1	セット	-	4
23	シリコンレサシテーター	シリコンマスク	1	個	-	4
24		リザーバーバック	1	個	-	4
25		リザーバー弁	1	個	-	4
26	シリコンレサシテーター	小児用	1	セット	-	4
27		シリコンマスク	1	個	-	4
28		リザーバーバック	1	個	-	4
29		リザーバー弁	1	個	-	4
30	足踏式吸引器	FP-300	1	個	-	12
31	中濃度酸素マスク チューブ付	成人用 10個入	1	箱	-	2
32	中濃度酸素マスク チューブ付	小児用 10個入	1	箱	-	2
33	マッキントッシュ喉頭鏡ハンドル	-	1	個	-	-
34	マッキントッシュ喉頭鏡プレート	L	1	個	-	-
35	マッキントッシュ喉頭鏡プレート	M	1	個	-	-
36	マッキントッシュ喉頭鏡プレート	S	1	個	-	-
37	喉頭鏡用電池	単2	2	本	-	4
38	ハーマンエアウェイ	40mm	1	個	○	2
39	ハーマンエアウェイ	50mm	1	個	○	2
40	ハーマンエアウェイ	60mm	1	個	○	2
41	ハーマンエアウェイ	70mm	1	個	○	2
42	ハーマンエアウェイ	80mm	1	個	○	2
43	ハーマンエアウェイ	90mm	1	個	○	2
44	ハーマンエアウェイ	100mm	1	個	○	2

赤エリア

No.	必要物品名	規格等	数量	単位	滅菌	入替年
45	カフ付気管内チューブ	6.0	1	本	○	4
46	カフ付気管内チューブ	7.0	1	本	○	4
47	カフ付気管内チューブ	8.0	1	本	○	4
48	経鼻エアウェイ	内径6.0mm	1	本	○	4
49	経鼻エアウェイ	内径7.0mm	1	本	○	4
50	経鼻エアウェイ	内径8.0mm	1	本	○	4
51	吸引カテーテル	10Fr(口腔鼻腔)	2	本	○	2
52	吸引カテーテル	18Fr(口腔鼻腔)	2	本	○	2
53	サクシヨコネクター	端部3mm	3	個	○	4
54	サクシヨコネクター	端部5mm	3	個	○	4
55	ネフロンカテーテル	Fr4	1	本	○	2
56	ネフロンカテーテル	Fr6	1	本	○	2
57	ネフロンカテーテル	Fr8	1	本	○	2
58	吸引カテーテル	Fr18(アダプター付)	2	本	○	2
59	チーマンカテーテル	Fr12	1	本	○	2
60	チーマンカテーテル	Fr14	1	本	○	2
61	開口器	エスマル	1	個	○	12
62	舌鉗子	コラン	1	本	○	-
63	舌圧子	木製(ディスプレイ)	10	本	○	2
64	ハケ	消毒用	3	本	-	-
65	メディカルシート	1,000×1,200mm	25	枚	-	4
66	滅菌ドレープ	穴開き 90*90cm	15	枚	○	4
67	滅菌ドレープ	穴ナシ 90*90cm	10	枚	○	4
68	乳白ビニールシート	2m	5	枚	○	2
69	タオル	滅菌済み 白	5	枚	○	6
70	膿盆	21cm(ステンレス)	3	枚	○	-
71	シャーレ	Φ90mm	1	個	○	-
72	三角巾	特大(105*105*150cm)	10	枚	○	6
73	滅菌尺角ガーゼ 4つ折	2枚×50入	2	箱	○	2
74	滅菌尺角ガーゼ 8つ折	2枚×50入	2	箱	○	2
75	滅菌尺角ガーゼ 8つ折	5枚	30	袋	○	4
76	スキンステプラー	レギュラー(35針入)	3	個	○	2
78	注射器針付	2.5ml 22G	10	本	○	4
79	注射器針付	5ml 22G	10	本	○	4
80	注射器針付	10ml 22G	10	本	○	4
81	注射器針ナシ	20ml	10	本	○	4
82	注射針	21G	10	本	○	4
83	注射針	23G	10	本	○	4
84	注射器針付	2.5ml 22G	50	本	○	4
85	注射器針付	5ml 22G	50	本	○	4
86	注射器針付	10ml 22G	30	本	○	4
87	注射器針ナシ	20ml	30	本	○	4
88	注射針	22G	30	本	○	4
89	輸液セット(成人用)	ディスプレイ	10	包	○	2
90	輸液セット(小児用)	ディスプレイ	5	包	○	2
91	留置針	16G	5	本	○	2
92	留置針	20G	5	本	○	2
93	留置針	22G	5	本	○	2
94	翼付静脈針	18G	5	本	○	2
95	翼付静脈針	21G	5	本	○	2
96	翼付静脈針	23G	5	本	○	2
97	ウロガート導尿バッグ	50枚入	1	箱	-	2
98	バルーンカテーテル	18Fr(2WAY)	10	本	○	2
99	ウロシステム III	2WAY 14Fr 10ml 5セット	1	箱	-	2

赤エリア

No.	必要物品名	規格等	数量	単位	滅菌	入替年
100	ウロシステム III	2WAY 16Fr 10ml 5セット	1	箱	-	2
101	ディスポ膿盆	330*200*55	50	枚	-	-
102	トランスポアサージカルテープ	1/2インチ 12巻	2	箱	-	2
103	井の内式駆血帯	金具付(ゴム交換)	4	個	-	2
104	救急剪刀		1	丁	-	-
105	雑剪刀(洋裁ハサミ)	ステンレス(24cm)	1	丁	-	-
106	鉗子立	7.5cm	1	個	○	-
107	歯ブラシ		10	本	-	-
108	点滴用副子	2号	1	本	-	2
109	イルリガードル	アルミクランプ付	1	台	-	-
110	輸液ローフ	輸液用フック付(10m)	7	組	-	-
111	折りたたみ担架	YDC1A1	1	台	-	-
112	酸素ボンベ	2ℓ (耐圧充填)	1	本	◎	2

外科縫合セット(赤エリア用)

No.	必要物品名	規格等	数量	単位	滅菌	入替年
1	止血鉗子	コッヘル 14cm	4	本	○	-
2	止血鉗子	ペアン 14cm	4	本	○	-
3	止血鉗子	モスキート(有鉤)	4	本	○	-
4	止血鉗子	モスキート(無鉤)	4	本	○	-
5	持針器	マッチュー 16cm	4	本	○	-
6	外科ピンセット	無鉤 直 13cm	3	本	○	-
7	外科ピンセット	有鉤 直 13cm	3	本	○	-
8	外科剪刀	片尖直(14cm)	3	本	○	-
9	外科剪刀	両鈍反(14cm)	3	本	○	-
10	消息子	18cm	1	本	○	-
11	メスホルダー	No.3	1	本	○	-
12	替刃メス	No.10	20	枚	○	4
13	縫合糸	白ブレイドシルク 1-0(40cm)10入	2	包	○	2
14	縫合糸	白ブレイドシルク 2-0(40cm)10入	2	包	○	2
15	縫合糸	白ブレイドシルク 3-0(40cm)10入	2	包	○	2
16	縫合針	弱弯 1号 10入	1	包	○	2
17	縫合針	弱弯 3号 10入	1	包	○	2
18	縫合針	弱弯 5号 10入	1	包	○	2
19	縫合針	強弯 1号 10入	1	包	○	2
20	縫合針	強弯 3号 10入	1	包	○	2
21	縫合針	強弯 5号 10入	1	包	○	2
22	両頭鋭匙	ホルクマン 1-2	1	本	○	-
23	ステンレス消毒盤(蓋付)	24×18×4cm	1	組	○	-
24	オイフ EOG対応	75×75cm	1	枚	○	2
25	ダンボール	No.3 災害用医療資機材	4	枚	-	2

酸素吸入セット(赤エリア)

No.	必要物品名	規格等	数量	単位	滅菌	入替年
1	中濃度酸素マスクチューブ付き	成人用	1	個	-	2
2	酸素チューブ	2.1m	1	本	-	2
3	吸引カテーテル	18Fr(アダプター付)	1	本	○	2
4	減圧弁	加湿器・流量計付き	1	台	-	-
5	バルブ式流量計		1	台	-	-
6	酸素ボンベ	2L 耐圧充填	1	本	◎	2
7	ダンボール	蘇生器用	1	枚	-	2

救護所用備蓄医薬品

薬効	分類	内服	注射	外用	保存・保管					品名	配備数 (1か所分)		更新年
					室温	冷所	遮光	気密	火気				
細胞外補充液	糖液		点		○					ブドウ糖注5%「NP」	1箱	20本	2
	糖液		注		○					ブドウ糖注50%シリンジ「テルモ」	1箱	10本	2
	生食		点		○					生理食塩液「NP」	1箱	20本	2
	生食		点		○					生理食塩液「ヒカリ」	6箱	10本	2
	生食		注		○					生理食塩液PL「フソー」	1箱	20本	2
	電解質輸液(リンゲル液)		点		○					ヴィーンF輸液	1箱	20瓶	2
	電解質輸液		点		○					ソリターT1号輸液	1箱	20本	2
	電解質輸液		点		○					ソリターT3号輸液	1箱	20本	2
	解毒剤		注		○					メイロン静注7%	1箱	10管	1
血液製剤	抗破傷風グロブリン		注			○			テタノブリンIH静注用	2瓶	1瓶	1	
予防製剤	トキソイド		注			○	○		沈降破傷風トキソイド	3本	1本	1	
解熱鎮痛消炎剤	アニリン系	内			○					カロナル錠	1箱	100錠	2
		内			○					アセトアミノフェン細粒	1箱	120包	2
			外		○					アルピニー坐剤50(小児用50mg)	1箱	50個	2
	インドメタシン系	内				○	○	○		インテバンSP25	1箱	10本	2
			外			○	○			インドメタシン坐薬25「NP」	1箱	100個	1
	その他	内				○				ロキソニン錠	1箱	100錠	2
		注			○				ソセゴン注射液	1箱	10管	4	
		外			○				ジクロフェナクナトリウム坐剤50mg	1箱	50個	3	
抗生物質製剤	主としてグラム陽性・陰性菌	内			○			○		フロモックス錠	1箱	100錠	2
			注		○					ピクシリン注	1瓶	10瓶	1
			注		○					ホスミスS静注用	1箱	10瓶	2
		内			○		○	○		クラリスドライシロップ小児用	1箱	120包	1
	グラム陽性・陰性菌及びリケッチア・クラミジア		点			○	○			ミノマイシン点滴静注用	1箱	10管	2
	内				○				クラビット錠	1箱	50錠	2	
滅菌・消毒剤	次亜塩素酸ナトリウム			他	○		○			ヤクラックスD液	5本	5本	2
	ヨウ素化合物			他	○		○			イソジンスクラブ液	5瓶	5瓶	2
	アルコール			他	○		○	○		消毒用エタノール「ニッコー」	5瓶	5瓶	2
	ゲルコン酸クロルヘキシジン			他	○		○			ヘキザック水R 0.5%	4本	4本	2
				他	○		○			ヘキザック水R 0.05%	5本	5本	2
	ヒビテン			他	-		○	○	○	ヒビスコール液A	5本	5本	2
	過酸化剤			他	○		○	○		オキシドール	3瓶	3瓶	2
外皮用薬	外用抗生剤			外	○					ソフラチュール貼付剤	1包	10枚	1
				外	○					ゲンタシン軟膏	1箱	10本	2
				外	○					アクアチム軟膏	1箱	10本	2
	ステロイド剤			外	○		○	○		アンテベート軟膏	1箱	10本	2
				外	○		○	○		リンデロンVG軟膏	1箱	10本	2
	インドメタシン系			外	○				○	インテバン軟膏	1箱	10本	2
ハップ剤			外	○		○			セルタッチパップ70(6枚×1袋)	1箱	50袋	2	
止血剤	カルバゾクロム系		注		○					アドナ注(静脈用)	1箱	50管	1
	抗プラスチン系		注		○					トランサミン注	1箱	10管	2
強心・昇圧剤	強心剤		点		○		○			ネオフィリン注点滴用バック	1箱	10袋	2
			注		○					イノバン注(ドパミン塩酸塩)	1箱	10管	1
	昇圧剤		注		○		○			ノルアドレナリン注	1箱	10管	2
			注		○		○			ボスミン注	1箱	10管	2
局所麻酔剤	キシリジン系		注		○					キシロカイン注	1箱	20管	2
				外	○					キシロカインゼリー	1箱	10本	2

救護所用備蓄医薬品

薬効	分類	内服	注射	外用	保存・保管					品名	配備数 (1か所分)		更新年
					室温	冷所	遮光	気密	火気				
循環器系	血管・冠血管拡張剤	内			○		○	○		ニフェジピンL錠	1箱	100錠	3
	血圧降下剤	内			○		○	○		ニフェジピンカプセル	1箱	100cp	2
	利尿剤	内			○		○			ラシックス錠 20mg	1箱	100錠	2
			注		○		○			ラシックス注 20ml×50A	1箱	50管	2
炎症・免疫	副腎皮質ステロイド 全身用		注		○					ソル・メドロール静注用	2箱	2瓶	2
			注		○					ソルコーテフ注	1箱	5瓶	2
神経系	鎮痙、術前		注		○		○	○		アトロピン硫酸塩注	2箱	10管	2
	催眠・鎮静	内			○		○			デパス錠	1箱	100錠	2
	抗てんかん薬		注		○					セルシン注射液	1箱	10管	2
その他	消化性潰瘍治療薬	内			○			○		ガスターD錠	1箱	100錠	2
		注			○					ガスター注射液	1箱	5管	1
	感冒薬	内			○		○			PL配合顆粒	1箱	100包	4
	糖尿病治療薬		注			○	○			ヒューマリンR注	2瓶	2瓶	2
	眼軟膏			外	○		○	○		クラビット点眼液	1箱	5瓶	2

自主防災組織及び地区一次避難地一覧表

令和 8 年 1 月 1 日現在

	自主防災会名	人口(人)	世帯	地区避難所 (本部設置場所)	本部電話	一次避難地
1	玉川	1,239	548	玉川区公民館	973-5663	清霊神社 玉川児童遊園地
2	新宿	1,336	657	新宿区公民館 (新宿児童遊園地)		新宿児童遊園地
3	伏見第1	4,910	2,334	伏見区公民館	971-2251	総合運動公園
4	伏見第2					伏見児童公園
5	伏見第3					
6	八幡	1,459	736	八幡区公民館		旧道広場
7	八幡泉					八幡児童遊園地
8	本長沢	3,404	1,629	本長沢区公民館	976-6514	本長沢区公民館 西小学校
9	長沢			長沢区公民館	973-1897	長沢区公民館 長沢児童遊園地 智方神社 西小学校
10	柿田	3,297	1,403	柿田区公民館 (柿田児童遊園地)		柿田児童遊園地
11	堂庭	1,605	670	堂庭公民館		清水町地域交流センター 清水小学校 清水中学校 中部地域づくり協会 沼津支所 堂庭児童遊園地
12	久米田	1,336	582	久米田区公民館	972-9581	久米田児童遊園地

	自主防災会名	人口(人)	世帯	地区避難所 (本部設置場所)	本部電話	一次避難地
13	戸畑	479	274	戸畑区公民館		戸畑児童遊園地
14	的場	754	352	的場児童遊園地		的場児童遊園地
15	湯川	1,206	529	湯川区公民館	973-6567	湯川児童遊園地
16	上徳倉東	5,111	2,380	上徳倉区公民館	932-9904	天上塚児童公園 三島精機駐車場 旧ニューアトム駐車場 サロンドシルク 北側駐車場
17	上徳倉西					スーパーカドイケ 第2駐車場 青春接骨院駐車場 杉沢児童公園 旧ニューアトム駐車場 沼津商業高等学校
18	下徳倉	2,820	1,327	下徳倉児童遊園地		第3分団詰所前 下徳倉児童遊園地 本城山駐車場
19	外原	1,239	587	外原区公民館	932-5420	外原児童遊園地
20	中徳倉第1	1,442	644	中徳倉区公民館	932-5421	中徳倉児童遊園地
21	中徳倉第2					
22	卸団地			組合会館	971-6500 973-5754 (停電時)	
総合計		31,637	14,652			

*人口数・世帯数は、外国人を含む。

資料4-2

自主防災倉庫設置場所一覧表

令和8年4月1日現在

番号	区名	住所	面積 (㎡)	設置年	位置
1	玉川	清水町玉川250-2	9.72	S 55. 3	玉川区公民館北側
2	玉川	〃 玉川181-2	13.39	H 9. 3	玉川児童遊園地内
3	新宿	〃 新宿154-1	12.96	H 13. 1	新宿児童遊園地内
4	伏見(第一)	〃 伏見30-12	13.39	H 14. 8	総合運動公園内北西
5	伏見(第二)	〃 伏見297-1	19.44	H 6. 3	伏見児童遊園地内
6	伏見(第三)	〃 伏見516-3	13.39	H 16. 10	伏見516-3
7	八幡	〃 八幡39	12.96	S 55. 3	八幡神社境内
8	八幡(泉)	〃 八幡216-1	13.39	H 13. 3	八幡児童遊園地内
9	本長沢	〃 長沢153-3	13.39	H 13. 1	本長沢区公民館
10	長沢	〃 長沢648-1	12.96	S 56. 3	長沢区公民館北側
11	柿田	〃 柿田276-1	9.60	H 29. 11	柿田児童遊園地南側
12	堂庭	〃 堂庭138-5	13.39	H 9. 3	堂庭公民館北側
13	久米田	〃 久米田143-13	13.39	H 9. 3	アーバンシティ式番館東側
14	戸畑	〃 畑中64-28	9.60	H 28. 1	戸畑児童遊園地内
15	的場	〃 的場104-10	19.44	H 3. 3	的場児童遊園地内
16	湯川	〃 湯川151-6	13.39	H 14. 8	湯川児童遊園地内
17	上徳倉・東	〃 徳倉561-2	13.39	H 16. 10	上徳倉区公民館
18	上徳倉・西	〃 徳倉1210	13.39	H 25. 12	沼津商業高校グラウンド
19	下徳倉	〃 徳倉1893-2	13.39	H 15. 8	下徳倉児童遊園地内
20	外原	〃 徳倉2713-15	19.44	H 8. 3	外原区公民館東側
21	中徳倉(第1)	〃 中徳倉11	13.39	H 25. 12	中徳倉児童遊園地内
22	中徳倉(第2)	〃 中徳倉35-5	13.39	H 13. 7	中徳倉35-5
23	卸団地	〃 卸団地18-2	9.72	S 55. 7	卸団地一色機材(株)西側

資料4-3

自主防災組織標準装備資機材一覧表

番号	品目	数量	摘要
1	メガホン	5	プラスチック肉声用
2	消火バケツ	20	ブリキ
3	バール	3	1 m
4	スコップ	10	剣先
5	のこぎり	5	
6	掛矢	3	
7	ナタ	3	
8	クワ (鍬)	10	
9	もっこ	1	1, 200 mm角
10	石み	1	竹製
11	大ヨキ	5	1. 7kg
12	ペンチ	5	
13	鉄線ハサミ	2	
14	大ハンマー	3	3. 5 kg
15	片手ハンマー	5	1. 0kg
16	一輪車	5	
17	ロープ	3	クレモナ φ10
18	強力ライト	6	
19	腕章	人口割	布製
20	ツルハシ	10	
21	自主防災会標旗	1	
22	旗ポール	1	
23	標識ロープ	1	
24	鍋	2	
25	ビニールシート	15	2 間×3 間
26	ヘルメット	人口割	FRP
27	救急セット	1	
28	工具箱	1	木製
29	ポリ容器	2	5L
30	延長コード	2	灯光器用

31	テント	1	2間×3間 四方幕
32	電池メガホン	4	10W
33	街頭消火器	人口割	10型
34	C級可搬ポンプ	1	P-303
35	チェーンソー	1	40cm
36	担架	3	折畳み式
37	発電機	2	1,200W
38	受水槽	1	1 m ³
39	かまど	2	
40	折畳みはしご	1	アルミ製 5m
41	毛布	人口割	真空パック 15/箱
42	バリケード	4	
43	ジャッキ	2	10t
44	リアカー	1	
45	行政無線	1	

資料4-4

地区防災計画策定地区一覧

番号	区名	計画名	計画の概要	策定年度
1	中徳倉	中徳倉区 自主防災会 防災計画	<ul style="list-style-type: none"> ・目的と理念 ・自主防災組織に関して ・防災訓練・計画に関して ・指定緊急避難所(広域避難所) ・その他緊急時の避難 	平成30年 令和4年 全面改訂
2	柿田	柿田区 防災計画	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な考え方 ・自主防災組織の体制 ・想定する災害活動内容など 	令和3年

資料 4 - 5

自主防災組織の編成と役割の例示



(注) 役割分担を決める時は地域に合った各班の活動の量を検討し、特定の班に過重とならないようにすること。時間経過により活動内容を再度検討することが重要である。また、情報、消火、救助などの技術を全員が習得していくことが必要となる。

資料4-6

自主防災組織規約(例)

〇〇自主防災組織規約

(名称)

第1条 この会は、〇〇防災会(以下「本会」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所は、〇〇に置く。

(目的)

第3条 本会は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行なうことにより、地震その他の災害(以下「地震等」という。)による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 地震等に関する災害予防に関すること。
- (3) 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資機材等の備蓄に関すること。
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

(会員)

第5条 本会は、〇〇町内にある世帯をもって構成する。

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 3人
- (3) 幹事 若干名
- (4) 監査役 2人

2 役員は、会長の互選とする。

3 役員任期は、1年とする。ただし、再選することができる。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、警戒宣言発令時及び地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長の事故あるときはその職務を行う。

3 幹事は、幹事会の構成員となり、会務の運営にあたる。

4 監査役は、会の会計を監査する。

(会議)

第8条 本会に、総会及び幹事会を置く。

(総会)

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

2 総会は毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正に関する事。
- (2) 防災計画の作成及び改正に関する事。
- (3) 事業計画に関する事。
- (4) 予算及び決算に関する事。
- (5) その他総会が特に必要と認めた事。

5 総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

(幹事会)

第10条 幹事会は、会長、副会長及び幹事によって構成する。

2 幹事会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会に提出すべき事。
- (2) 総会により委任された事。
- (3) その他幹事会が特に必要と認めた事。

(防災計画)

第11条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び軽減を図るため、防災計画を作成する。
- (2) 防災知識の普及に関する事。
- (3) 防災訓練の実施
- (4) 警戒宣言時及び地震等の発生時における情報の収集伝達、出火防止、救出救護及び避難誘導に関する事。
- (5) その他必要な事項。

(会費)

第12条 本会の会費は、総会の議決をへて別に定める。

(経費)

第13条 本会の運営に要する経費は、その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第14条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第15条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

附 則

この規約は、○年○月○日から実施する。

資料 5 - 1

災害危険地区

＜土砂災害危険箇所＞

大雨や地震の時などに土砂災害による被害の恐れがある場所である。土砂災害危険箇所情報は、「平成12年土石流危険渓流および土石流危険区域調査」、「平成10年地すべり危険箇所調査」、「平成12年急傾斜地崩壊危険箇所調査」、「平成28年急傾斜地崩壊危険箇所調査」に基づく

＜土砂災害警戒区域・特別警戒区域＞

土砂災害を防止するため、警戒避難体制を整備すべき土地などとして土砂災害防止法に基づき指定された区域

＜砂防三法による指定区域＞

土砂災害に関する「砂防法」に基づき指定された「砂防指定地」、「地すべり等防止法」に基づき指定された「地すべり防止区域」、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき指定された「急傾斜地崩壊危険区域」

土砂災害危険箇所一覧表

土砂災害危険箇所				土砂災害警戒区域				土砂災害特別警戒区域			
土石流	地すべり	急傾斜	計	土石流	地すべり	急傾斜	計	土石流	地すべり	急傾斜	計
2	—	16	18	2	—	18	20	—	—	18	18

土石流

箇所番号	区域名	指定年月日	告示	危険	警戒	特別
341-I-001	杉沢	平成19年3月23日	告示第298号	○	○	
341-I-002	中徳倉沢	平成19年3月23日	告示第298号	○	○	

※危険・・・土砂災害危険箇所 警戒・・・土砂災害警戒区域 特別・・・土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊

箇所番号	箇所名	区域名	指定年月日	告示	危険	警戒	特別
103-I-0856	谷戸	谷戸	平成19年3月23日	告示第299号	○	○	○
103-I-0857	上徳倉No2	杉沢北	平成19年3月23日	告示第299号	○	○	○
103-I-0858	上ノ坪	上ノ坪	平成29年3月31日	告示第297号	○	○	○
103-I-2767	佃	大洞・佃・ 上佃・西耕地・ 谷戸	平成29年3月31日	告示第297号	○	○	○
103-I-2769	西町	日守田	平成29年3月31日	告示第297号	○	○	○
103-I-3515	外原	西山	平成29年3月31日	告示第297号	○	○	○
103-I-3516	下徳倉	和田入	平成29年3月31日	告示第297号	○	○	○
103-I-3517	下徳倉No3	矢崎	平成29年3月31日	告示第297号	○	○	○
103-I-3518	下徳倉No2	矢崎	平成29年3月31日	告示第297号	○	○	○
103-I-3519	上徳倉No3	出城山	平成19年3月23日	告示第300号	○	○	○
103-I-3520	上徳倉No4	池田・宮下	平成29年3月31日	告示第297号	○	○	○
103-I-3520-2	伏見	伏見	平成30年1月31日	告示第67号		○	○
103-II-0770	下徳倉No4	本状山南	平成29年3月31日	告示第297号	○	○	○
103-II-0771	上徳倉No5	岩下	平成19年3月23日	告示第300号	○	○	○
103-II-0772	上徳倉No6	杉沢南	平成19年3月23日	告示第299号	○	○	○
103-II-0773	上徳倉No11	天上塚・西町	平成29年3月31日	告示第297号	○	○	○
103-III-0224	下徳倉No5	四方沢	平成29年3月31日	告示第297号	○	○	○
103-S-0156	出城山B	出城山	平成30年10月23日	告示第707号		○	○

※危険・・・土砂災害危険箇所 警戒・・・土砂災害警戒区域 特別・・・土砂災害特別警戒区域

※指定年月日及び告示は、警戒と特別の指定年月日及び告示番号

※箇所番号のⅠは被害想定区内で人家5戸以上、Ⅱは人家1～4戸、Ⅲは人家がない箇所、Sは、平成27年以降に調査に入った箇所

※箇所番号103-I-0858の上の坪は急傾斜地崩壊危険区域(昭和62年3月31日県告第367号指定)に指定されている。

土石流危険溪流（詳細）

（平成 14 年公表土石危険溪流）

番 号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地	溪流概要			保全対象		備 考
					溪流長 (k m)	流域面積 (k m ²)	下流部 平均勾配	人家戸数	公共施設等	
1-1-25	狩野川	狩野川	杉沢	杉沢	0.30	0.08	11°	5	0	
1-1-26	狩野川	狩野川	中徳倉沢	中徳倉	0.20	0.07	12°	160	0	

急傾斜地の崩壊（詳細）

箇所番号	所在地	位 置		地 形			オーバー ハングの 有無	地 質		湧 水 等 の 有 無	崩 壊 の 有 無	人家 (戸)	公共施設		10m以内の ガケ下の人 家戸数 (戸)	急傾斜地崩壊 危険区域の指定 (年月日)	施 行 状 況
		大字	小字	傾斜度 (度)	長さ (m)	高さ (m)		種 類	表土の 厚さ (cm)				種 類	箇所 長さ (m)			
103-I-0856	中徳倉他	徳倉	谷戸	51.7		93.9			50			89				平成19年3月23日	
103-I-0857	徳倉字杉沢他	徳倉	杉沢北	61.8		30.8			50			39				平成19年3月23日	
103-I-0858	徳倉上ノ坪	徳倉	上ノ坪	56.7		38.8			60			28				平成29年3月31日	
103-I-2767	徳倉佃	徳倉	佃	53.7		124			60			255				平成29年3月31日	

箇所番号	所在地	位置		地形			オーバー ハングの 有無	地質		湧水等 の有無	崩壊 の有無	人家 (戸)	公共施設		10m以内の ガケ下の人 家戸数 (戸)	急傾斜地崩壊 危険区域の指定 (年月日)	施行 状況
		大字	小字	傾斜度 (度)	長さ (m)	高さ (m)		種類	表土の 厚さ (cm)				種類	箇所 長さ (m)			
103-I-2769	徳倉西町	徳倉	日守田	51.4		22						37				平成29年3月31日	
103-I-3515	そとぼら 外原	徳倉	西山	48.4		110.3			60			51				平成29年3月31日	
103-I-3516	しもとくら 下徳倉	徳倉	和田入	47		28.4			60			17				平成29年3月31日	
103-I-3517	しもとくら 下徳倉No.3	徳倉	矢崎	46.3		57.2			60			57				平成29年3月31日	
103-I-3518	しもとくら 下徳倉 No.2	徳倉	本城山 東	41.4		55.3			60			16				平成29年3月31日	
103-I-3519	徳倉字出城山 他	徳倉	出城山	58.1		39.4			50			47				平成19年3月23日	
103-I-3520	かみとくら 上徳倉 No.4	徳倉	池田 宮下	48.4		66.1			60			19				平成29年3月31日	

箇所番号	所在地	位置		地形			オーバー ハングの 有無	地質		湧水等 の有無	崩壊 の有無	人家 (戸)	公共施設		10m以内の ガケ下の人 家戸数 (戸)	急傾斜地崩壊 危険区域の指定 (年月日)	施行 状況
		大字	小字	傾斜度 (度)	長さ (m)	高さ (m)		種類	表土の 厚さ (cm)				種類	箇所 長さ (m)			
103-I-3520-2	ふしみ 伏見字川端他	伏見	川端	67.4		7.8			60			45				平成30年1月30日	
103-II-0770	しもとくら 下徳倉 No. 4	徳倉	本城山 南	50		54.6			60			24				平成29年3月31日	
103-II-0771	徳倉字岩下	徳倉	岩下	54.2		50			40			2				平成19年3月23日	
103-II-0772	かみとくら 上徳倉字杉沢	徳倉	杉沢	55.5		48			50			2				平成19年3月23日	
103-II-0773	かみとくら 上徳倉 No. 11	徳倉	天上塚 西町	55.7		23.3						40				平成29年3月31日	
103-III-0224	しもとくら 下徳倉 No. 5	徳倉	四方沢	62.4		129.6						1				平成29年3月31日	
103-S-0156	出城山B			55.7		22.7			30			4				平成30年10月23日	

急傾斜地崩壊危険区域指定詳細

(平成19年1月12日現在)

箇所番号	区域名	市町村名	字名	年月日	告示番号	指定面積m ²	保全人家	崖高	旧番号	ランク
858	上ノ坪	清水町	徳倉	62.3.31	367	6,540	16	30	845	A

山腹崩壊危険地区一覧表 (民有林)

<山腹崩壊危険地区>

山腹崩壊危険地区は、山地災害危険地区の一つ。山地災害危険地区とは、山崩れ、地すべり、土石流などによって人家や公共施設などに直接被害を与える恐れのある溪流や山腹について危険度を判定したもの。災害の発生形態等によって「山腹崩壊危険地区」「崩壊土砂流出危険地区」「地すべり危険地区」の3種類に区分される。

その内「山腹崩壊危険地区」は、山崩れや落石等による災害が発生する恐れがある地区のことをいう。

番号	地区	危険地区の危険度	危険地区の面積(ha)	治山事業進捗状況	人家戸数	公共施設(道路除く)	備考
1	徳倉	A	1.0	一部既成	7		
2	沼津商業高校横	A	1.0	〃	14		
3	沼津商業高校裏	A	2.0	〃	4	1	
4	徳倉団地裏南	A	1.0	〃	14		
5	徳倉団地裏中	A	3.0	〃	23	1	
6	徳倉団地裏北	A	3.0	〃	29	2	
7	県営住宅裏	B	1.0	〃	8		
8	地藏堂	A	2.0	無	8		

水防法第15条に規定する事項

洪水浸水想定区域			要配慮者施設の名称及び所在地			避難場所及び避難路等	洪水予報等の伝達方法	洪水又は雨水出水に係る避難訓練の実施	左の場合の警報の伝達等	救助に関する事項	その他警戒避難体制に関する事項	
河川名	区域名	自治会名	施設名	所在地	電話番号							
狩野川	左岸	上徳倉地区一部	上徳倉	清水町立南保育所	徳倉345-1	932-5016	指定避難所： 静岡県立沼津商業高等学校 避難経路： 各施設の設定した経路により避難する。	※1のとおり	要配慮者施設の実情に合った防災訓練を実施する。	○必要に応じて、要配慮者施設施設に対しては、土砂災害警戒情報及び避難指示等の発表前に、避難準備が必要な旨を電話及びFAXにより伝達する。		○「風水害時の避難指示等の判断基準マニュアル」による。
				ドリームケアふいとくら園	徳倉369-6	935-4655						
				Comrede	徳倉431	955-8860						
				なかよし	徳倉440-8	932-6867						
				マ・メゾン花木水ゆうすい	徳倉616-1	963-4114						
				ソーシャルインクルホーム清水町	徳倉981-1	957-2866						
				グループホーム徳倉	徳倉900-1	932-0100						
				エム	徳倉1004	933-0152						
				ル・グランガーデン清水	徳倉1042-3	934-5888						
	れすばいと	徳倉1188-1	934-6611									
	グループホームしおん	徳倉405-6	935-6665									
	あぐれす	徳倉624	960-7807									
右岸	下徳倉地区一部	下徳倉	しいの木保育園	徳倉1603-10	933-4123	指定避難所： 清水南中学校 避難経路： 各施設の設定した経路により避難する。						
			WELFU(就労継続支援A型)	徳倉1605-3	935-5222							
			中徳倉地区一部	中徳倉	清水町立南幼稚園	中徳倉30	931-0299					
	湯川地区一部	湯川	清水町立南小学校	湯川182-1	971-1180	指定避難所： 清水町体育館 避難経路： 各施設の設定した経路により避難する。 ※状況により、町立清水中学校及び地域交流センターを避難所とする。						
			南小区放課後児童教室	湯川182-1	971-3360							
			湧泉会 特養かわせみ	的場188-6	984-3377							
的場地区一部	的場	俱樂部デスポルチクラブス	的場147-1	960-9030								
戸畑地区一部	戸畑											
		柿田地区一部	柿田									
		長沢地区一部	長沢									
黄瀬川	左岸	八幡地区一部	八幡									
				伏見地区一部	伏見							

※1 洪水に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達(法1号)

○静岡県土木総合防災情報インターネット公開システム(サイポスレーダー)及び気象庁ホームページから、洪水等の予測に資する降雨状況等気象状況を把握する。

○情報・予報又は警報の伝達は、共通対策編第3章第4節「通信情報計画」による。

資料5-3

土砂災害防止法第8条に基づく土砂災害警戒避難体制

番号	警戒区域に関する情報				土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達(法1号)	避難場所及び避難路等(法2号)	土砂災害に係る避難訓練の実施	警戒区域内の要配慮者施設の名称及び所在地	左の場合の警報の伝達等(法第2項)	救助に関する事項	その他警戒避難体制に関する事項				
	危険箇所番号	指定日告示	区域名	自治会名											
1	341 - I - 001	平成19年 3月23日 告示第298号	杉沢	上徳倉	※1のとおり	指定避難所： 静岡県立沼津商業高等学校			○必要に応じて、福祉施設に対しては、土砂災害警戒情報及び避難指示等の発表前に、避難準備が必要な旨を電話及びFAXにより伝達する。						
2	341 - I - 002	平成19年 3月23日 告示第298号	中徳倉沢	中徳倉		指定避難所： 清水南中学校									
3	103 - I - 0856	平成19年 3月23日 告示第299号	谷戸	下徳倉		避難経路： 各自主防災会の設定した経路により避難する。									
4	103 - I - 0857	平成19年 3月23日 告示第299号	杉沢北	上徳倉		指定避難所： 静岡県立沼津商業高等学校						土砂災害防止月間(6月)に、自主防災組織を中心に、地域の実情に合った防災訓練を実施する。	資料5-4	○清水町地域防災計画第3章第7節避難救出計画のとおり	○「風水害時の避難指示等の判断基準マニュアル」による。
5	103 - I - 3519	平成19年 3月23日 告示第300号	出城山	上徳倉		避難経路： 県道下土狩徳倉沼津港線より沼津商業高校に避難する。県道に至るまでの経路は、各自主防災会の設定した経路により避難する。									
6	103 - S - 0156	平成30年 10月23日 告示第707号	出城山B	上徳倉										○避難が間に合わない場合には、垂直避難により安全を確保することを直接施設に対して伝達する。	
7	103 - II - 0771	平成19年 3月23日 告示第300号	岩下	上徳倉											

※1 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達(法1号)

- 静岡県土木総合防災情報インターネット公開システム(サイボスレーダー)及び気象庁ホームページから、土砂災害の予測に資する降雨状況等気象状況を把握する。
- 県及び気象台が協同して発表する土砂災害警戒情報を防災行政無線FAXで受信すると共に、土砂災害警戒情報補足情報配信システム、気象台の土砂災害警戒判定メッシュ情報により土砂災害発生の切迫性を把握する。
- 情報・予報又は警報の伝達は、共通対策編第3章第4節「通信情報計画」による。

土砂災害防止法第8条に基づく土砂災害警戒避難体制

番号	警戒区域に関する情報				土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達(法1号)	避難場所及び避難路等(法2号)	土砂災害に係る避難訓練の実施	警戒区域内の要配慮者施設の名称及び所在地	左の場合の警報の伝達等(法第2項)	救助に関する事項	その他警戒避難体制に関する事項																																			
	危険箇所番号	指定日告示	区域名	自治会名																																										
8	103	平成19年	杉沢南	上徳倉	※1のとおり	指定避難所： 静岡県立沼津商業高等学校	土砂災害防止月間(6月)に、自主防災組織を中心に、地域の実情に合った防災訓練を実施する。	資料5-4	○必要に応じて、福祉施設に対しては、土砂災害警戒情報及び避難指示等の発表前に、避難準備が必要な旨を電話及びFAXにより伝達する。	○清水町地域防災計画第3章第7節避難救出計画のとおり	○「風水害時の避難指示等の判断基準マニュアル」による。																																			
	-II-	3月23日										告示第299号																																		
9	103	平成29年	池田・宮下	上徳倉		避難経路： 県道下土狩徳倉沼津港線より沼津商業高校に避難する。県道に至るまでの経路は、各自主防災会の設定した経路により避難する。						土砂災害防止月間(6月)に、自主防災組織を中心に、地域の実情に合った防災訓練を実施する。	資料5-4	○必要に応じて、福祉施設に対しては、土砂災害警戒情報及び避難指示等の発表前に、避難準備が必要な旨を電話及びFAXにより伝達する。	○清水町地域防災計画第3章第7節避難救出計画のとおり	○「風水害時の避難指示等の判断基準マニュアル」による。																														
	-I-	3月31日															告示第267号																													
10	103	平成29年	上ノ坪	上徳倉													避難経路： 県道下土狩徳倉沼津港線より沼津商業高校に避難する。県道に至るまでの経路は、各自主防災会の設定した経路により避難する。	土砂災害防止月間(6月)に、自主防災組織を中心に、地域の実情に合った防災訓練を実施する。	資料5-4	○必要に応じて、福祉施設に対しては、土砂災害警戒情報及び避難指示等の発表前に、避難準備が必要な旨を電話及びFAXにより伝達する。	○清水町地域防災計画第3章第7節避難救出計画のとおり	○「風水害時の避難指示等の判断基準マニュアル」による。																								
	-I-	3月31日																					告示第267号																							
11	103	平成29年	大洞・佃上佃・谷戸西耕地	上徳倉																			避難経路： 県道下土狩徳倉沼津港線より沼津商業高校に避難する。県道に至るまでの経路は、各自主防災会の設定した経路により避難する。	土砂災害防止月間(6月)に、自主防災組織を中心に、地域の実情に合った防災訓練を実施する。	資料5-4	○必要に応じて、福祉施設に対しては、土砂災害警戒情報及び避難指示等の発表前に、避難準備が必要な旨を電話及びFAXにより伝達する。	○清水町地域防災計画第3章第7節避難救出計画のとおり	○「風水害時の避難指示等の判断基準マニュアル」による。																		
	-I-	3月31日																											告示第267号																	
12	103	平成29年	天上塚・西町	上徳倉																									避難経路： 県道下土狩徳倉沼津港線より沼津商業高校に避難する。県道に至るまでの経路は、各自主防災会の設定した経路により避難する。	土砂災害防止月間(6月)に、自主防災組織を中心に、地域の実情に合った防災訓練を実施する。	資料5-4	○必要に応じて、福祉施設に対しては、土砂災害警戒情報及び避難指示等の発表前に、避難準備が必要な旨を電話及びFAXにより伝達する。	○清水町地域防災計画第3章第7節避難救出計画のとおり	○「風水害時の避難指示等の判断基準マニュアル」による。												
	-II-	3月31日																																	告示第267号											
13	103	平成29年	日守田	上徳倉																															避難経路： 県道下土狩徳倉沼津港線より沼津商業高校に避難する。県道に至るまでの経路は、各自主防災会の設定した経路により避難する。	土砂災害防止月間(6月)に、自主防災組織を中心に、地域の実情に合った防災訓練を実施する。	資料5-4	○必要に応じて、福祉施設に対しては、土砂災害警戒情報及び避難指示等の発表前に、避難準備が必要な旨を電話及びFAXにより伝達する。	○清水町地域防災計画第3章第7節避難救出計画のとおり	○「風水害時の避難指示等の判断基準マニュアル」による。						
	-I-	3月31日																																							告示第267号					
14	103	平成29年	和田入	下徳倉																																					避難経路： 県道下土狩徳倉沼津港線より沼津商業高校に避難する。県道に至るまでの経路は、各自主防災会の設定した経路により避難する。	土砂災害防止月間(6月)に、自主防災組織を中心に、地域の実情に合った防災訓練を実施する。	資料5-4	○必要に応じて、福祉施設に対しては、土砂災害警戒情報及び避難指示等の発表前に、避難準備が必要な旨を電話及びFAXにより伝達する。	○清水町地域防災計画第3章第7節避難救出計画のとおり	○「風水害時の避難指示等の判断基準マニュアル」による。
	-I-	3月31日																																												

※1 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達(法1号)

- 静岡県土木総合防災情報インターネット公開システム(サイボスレーダー)及び気象庁ホームページから、土砂災害の予測に資する降雨状況等気象状況を把握する。
- 県及び気象台が協同して発表する土砂災害警戒情報を防災行政無線FAXで受信すると共に、土砂災害警戒情報補足情報配信システム、気象台の土砂災害警戒判定メッシュ情報により土砂災害発生の切迫性を把握する。
- 情報・予報又は警報の伝達は、共通対策編第3章第4節「通信情報計画」による。

土砂災害防止法第8条に基づく土砂災害警戒避難体制

番号	警戒区域に関する情報				土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達(法1号)	避難場所及び避難路等(法2号)	土砂災害に係る避難訓練の実施	警戒区域内の要配慮者施設の名称及び所在地	左の場合の警報の伝達等(法第2項)	救助に関する事項	その他警戒避難体制に関する事項							
	危険箇所番号	指定日告示	区域名	自治会名														
15	103	平成29年	和田入	下徳倉	※1のとおり	指定避難所： 清水南中学校			○必要に応じて、福祉施設に対しては、土砂災害警戒情報及び避難指示等の発表前に、避難準備が必要な旨を電話及びFAXにより伝達する。									
	-II-	3月31日										告示第267号						
16	103	平成29年	矢崎	下徳倉														
	-I-	3月31日										告示第267号						
17	103	平成29年	矢崎	下徳倉														
	-I-	3月31日										告示第267号						
18	103	平成29年	四方沢	下徳倉														
	-III-	3月31日										告示第267号						
19	103	平成29年	西山	外原														
	-I-	3月31日										告示第267号						
20	103	平成30年	伏見	伏見														
	-I-	1月30日										告示第67号						
													指定避難所：清水小学校			○避難が間に合わない場合には、垂直避難により安全を確保することを直接施設に対して伝達する。		

※1 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達(法1号)

- 静岡県土木総合防災情報インターネット公開システム(サイボスレーダー)及び気象庁ホームページから、土砂災害の予測に資する降雨状況等気象状況を把握する。
- 県及び気象台が協同して発表する土砂災害警戒情報を防災行政無線FAXで受信すると共に、土砂災害警戒情報補足情報配信システム、気象台の土砂災害警戒判定メッシュ情報により土砂災害発生の切迫性を把握する。
- 情報・予報又は警報の伝達は、共通対策編第3章第4節「通信情報計画」による。

資料 5 - 4 土砂災害(特別)警戒区域内の要配慮者利用施設一覧

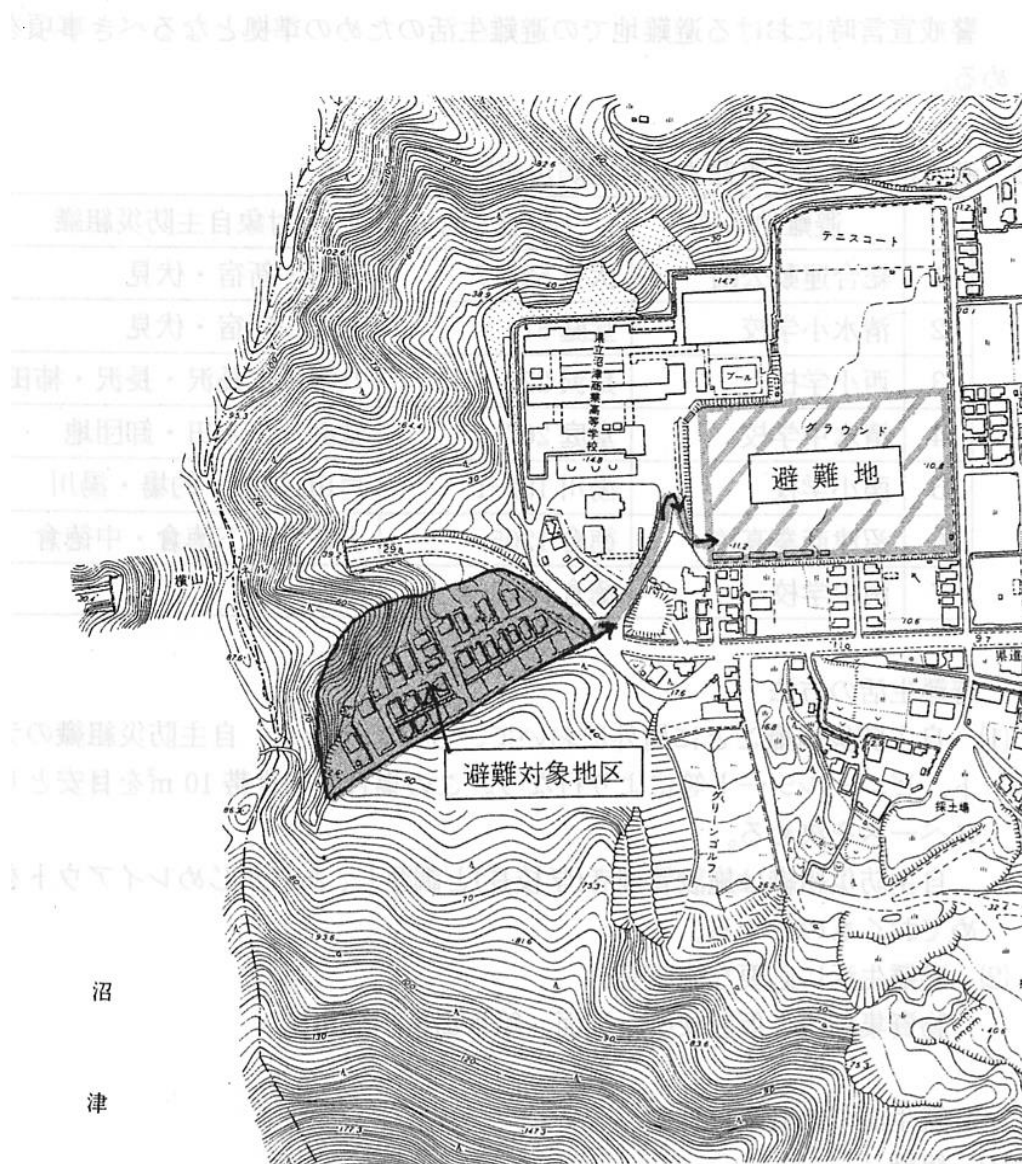
No	区分	区域の名称	警戒区域 (イエロー)	特別 警戒区域 (レッド)	施設の名称	施設の所在地
1	急傾斜地の崩壊	杉沢北	あり	なし	Comrede	徳倉 431
2	土石流	杉沢	あり	なし	清水町立南保育園	徳倉 345-1
	急傾斜地の崩壊	杉沢北	あり	なし		
3	急傾斜地の崩壊	佃	あり	あり	沼津商業高校	徳倉 1205
4	急傾斜地の崩壊	佃	あり	なし	清水町立南幼稚園	中徳倉 30

資料 6 - 1 - 1 避難の指示権者

実施責任者	区 分	災害の種類	根 拠 法 令
町長	指示	災害全般	災害対策基本法第 6 0 条
警察官	〃	〃	〃 第 6 1 条 警察官職務執行法第 4 条
県知事又はその命を受けた吏員	〃	洪水 地すべり	水防法第 2 2 条 地すべり等防止法第 2 5 条
水防管理者	〃	洪水	水防法第 2 2 条
自衛官	〃	災害全般	自衛隊法第 9 4 条

資料6-1-2

避難対象地区及び警戒宣言発令時避難地



避難対象地区	所在地	警戒宣言時避難地	有効面積	対象世帯	対象人口
上徳倉	上ノ坪	沼津商業高等学校	34,600 m ²	74	185

令和3年3月1日現在

被害程度の認定基準

1 人的被害

次の区分によるが、重軽傷者の別が把握できない場合は、とりあえず負傷者として報告する。

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1月以上の治療を要する見込みの者とする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者とする。

2 住家の被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもので、すなわち、住家全体が倒壊、流失、埋設したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、消失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の被害割合が50%以上に達した程度のものとする。
- (3) 「大規模半壊」とは、居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損害部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
- (4) 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもので、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の被害割合が20%以上50%未満のものとする。
- (5) 「一部損壊」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

- (6) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したものおよび全壊・半壊には該当しないが土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (7) 「床下浸水」とは、床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。

3 非住家の被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 「非住家被害」とは、全壊又は半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。

4 その他の被害

- (1) 「田の流出、埋設」とは、田の耕土が流失し、または砂利等のたい積のため、耕作が不能となったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3) 「畑の流失・埋設」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連結するため河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川、若しくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設、もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8) 「港湾」とは、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用および管理上重要な臨港交通施設とする。
- (9) 「砂防」とは、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設、又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10) 「清掃施設」とは、ごみ処理およびし尿処理施設とする。
- (11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12) 「被害船舶」とは、ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったものおよび流失し、所在が不明になったもの、ならびに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (13) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。

- (14)「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15)「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16)「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となった戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17)「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18)「り災者世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
- 例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを1世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (19)「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

- (1)「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2)「農林水産施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- (3)「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4)「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供す施設とする。
- (5)「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
- (6)「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (7)「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (8)「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (9)「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
- (10)「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7 その他

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概要、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

(消防庁「災害報告取扱要領」から抜粋(一部修正))

第1号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他
出火場所	
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分) (鎮圧日時) 鎮火日時 (月 日 時 分)
火元の業態・用途	事業所名 (代表者氏名)
出火箇所	出火原因
死傷者	死者(性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人 死者の生じた理由
建物の概要	構造 建築面積 m ² 階層 延べ面積 m ²
焼損程度	全焼 棟 } 計 棟 焼損面積 半焼 棟 } 部分焼 棟 } ぼや 棟 } 建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 ha
り災世帯数	世帯 気象状況
消防活動状況	消防本部(署) 台 人 消防団 台 人 その他(消防防災ヘリコプター等) 台・機 人
救急・救助活動状況	
災害対策本部等の設置状況	
その他参考事項	

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式 (その1)

(災害概況即報)

消防庁受信者氏名 _____
 災害名 _____ (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所					発生日時	年	月	日	時	分
被害の状況	人的被害	死者	人	重傷	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟	
		不明	人	軽傷	人		半壊	棟	床下浸水	棟	
							一部破損	棟	未分類	棟	
	119番通報の件数										
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)				(市町村)				
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)								
	自衛隊派遣要請の状況										
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策										

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第4号様式 (その2)

(被害状況即報)

都道府県			区 分			被 害			
災 害 名 ・ 報 告 番 号	災害名		そ	田	流失・埋没	ha			
	第 報				冠 水	ha			
報 告 者 名	(月 日 時現在)		の	畑	流失・埋没	ha			
					冠 水	ha			
区 分			被 害			文 教 施 設	箇所		
人 的 被 害	死 者	人	病 院	箇所		道 路	箇所		
	行 方 不 明 者	人	橋 り よ う	箇所		河 川	箇所		
	負 傷 者	重 傷	人	港 湾	箇所		砂 防	箇所	
		軽 傷	人	清 掃 施 設	箇所		崖 く ず れ	箇所	
住 家 被 害	全 壊	棟	鉄 道 不 通	箇所		被 害 船 舶	隻		
		世帯	水 道 戸			電 話 回 線			
		人	電 気 戸			ガ ス 戸			
	半 壊	棟	グ ロ ッ ク 塀 等	箇所					
		世帯							
		人							
	一 部 破 損	棟	り 災 世 帯 数	世帯					
		世帯	り 災 者 数	人					
人		火 災 発 生	建 物 件						
床 上 浸 水	棟	危 険 物 件							
	世帯	そ の 他 件							
	人								
床 下 浸 水	棟								
	世帯								
非 住 家	公 共 建 物	棟							
	そ の 他	棟							

区 分		被 害	災 害 等 の 対 策 本 部 状 況	都 道 府 県 市 町 村	
公 立 文 教 施 設	千円				
農 林 水 産 業 施 設	千円				
公 共 土 木 施 設	千円				
そ の 他 の 公 共 施 設	千円				
小 計	千円				
公 共 施 設 被 害 市 町 村 数	団体				
そ の 他	農 業 被 害	千円	災 害 救 助 法 適 用 市 町 村 名	計	団 体
	林 業 被 害	千円			
	畜 産 被 害	千円			
	水 産 被 害	千円			
	商 工 被 害	千円			
	そ の 他	千円			
被 害 総 額	千円		119番通報件数	件	
災 害 の 概 況					
応 急 対 策 の 状 況	消 防 機 関 等 の 活 動 状 況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。)			
	自衛隊の災害派遣	その他			

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

デジタル行政無線 配備一覧表

呼出名称	でじたるぎょうせいしみず
電波の型式・周波数及び 空中線電力	24K3 G7W 271.4625MHz 3W
	24K3 G7W 271.8625MHz 3W

種別	局数	備考	空中線電力
基地局無線装置	1局	役場5階無線室	3W
統制台	1台	役場3階会議室	
副統制台	1台	消防本部	
遠隔制御装置	4台	役場3階会議室、くらし安全課、総務課、建設課	5W
半固定型無線装置	4局	くらし安全課、消防、防災センター、総合運動公園	
車載型無線装置	10局	301～310	5W
携帯型無線装置	80局	401～423、501～527、601～623、701～707	5W

デジタル行政無線 配備一覧表

基地：1局、半固定：4局、車載：10局、携帯：80局

項番	名称	呼出番号	種別	グループ番号(所属グループ)											製造番号	製造年月		
				全一斉	役場	避難所	公共施設等	消防	自主防	医療福祉	車載	救護	FAX一斉	全一斉(応援通信)				
				F00	F01	F02	F03	F04	F05	F06	F07	F08		F50			F99	
1	統制台	100	統制台		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1903459	2016/2
2	(副統制台)	100	統制台		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1903468	2016/2
3	統制台FAX	101	統制台	FAX	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	データ伝送装置	102	統制台	PC	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	くらし安全課	110	統制局	遠隔	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	1903461	2016/2
6	総務課	111	統制局	遠隔	○	○										○	1903462	2016/2
7	建設課	112	統制局	遠隔	○	○										○	1903463	2016/2
8	災害対策室	113	統制局	遠隔	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	1903464	2016/2
9	半固役場	200	半固定		○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	1903469	2016/2
10	半固役場FAX	200#1	半固定	FAX	○										○		-	-
11	半固消防	201	半固定		○	○			○	○	○	○	○			○	1903470	2016/2
12	半固消防FAX	201#1	半固定	FAX	○										○		-	-
13	半固防災センタ	202	半固定		○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	1903471	2016/2
14	半固防災センタFAX	202#1	半固定	FAX	○										○		-	-
15	半固運動公園	203	半固定		○	○	○			○						○	1903472	2016/2
16	半固運動公園FAX	203#1	半固定	FAX	○										○		-	-
17	車載水防車	301	車載型		○	○						○				○	1903477	2016/2
18	車載道路パトロール	302	車載型		○	○						○				○	1903478	2016/2
19	車載交通指導車	303	車載型		○	○						○				○	1903479	2016/2
20	車載304	304	車載型		○	○						○				○	1903480	2016/2
21	車載305	305	車載型		○	○						○				○	1903481	2016/2
22	車載306	306	車載型		○	○						○				○	1903482	2016/2
23	車載307	307	車載型		○	○						○				○	1903483	2016/2
24	車載308	308	車載型		○	○						○				○	1903484	2016/2
25	車載309	309	車載型		○	○						○				○	1903485	2016/2
26	車載310	310	車載型		○	○						○				○	1903486	2016/2
27	携帯本部401	401	携帯型		○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	1903487	2016/2
28	携帯本部402	402	携帯型		○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	1903488	2016/2
29	携帯本部403	403	携帯型		○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	1903489	2016/2
30	携帯役場404	404	携帯型		○	○	○			○						○	1903490	2016/2
31	携帯役場405	405	携帯型		○	○					○		○			○	1903491	2016/2
32	携帯役場406	406	携帯型		○	○										○	1903492	2016/2
33	携帯役場407	407	携帯型		○	○										○	1903493	2016/2
34	携帯役場408	408	携帯型		○	○										○	1903494	2016/2
35	携帯役場409	409	携帯型		○	○										○	1903495	2016/2
36	携帯役場410	410	携帯型		○	○										○	1903496	2016/2
37	携帯役場411	411	携帯型		○	○										○	1903497	2016/2
38	携帯役場412	412	携帯型		○	○										○	1903498	2016/2

デジタル行政無線 配備一覧表

基地：1局、半固定：4局、車載：10局、携帯：80局

項番	名称	呼出番号	種別	グループ番号(所属グループ)											製造番号	製造年月		
				全一斉	役場	避難所	公共施設等	消防	自主防	医療福祉	車載	救護		FAX一斉			全一斉(応援通信)	
				F00	F01	F02	F03	F04	F05	F06	F07	F08		F50			F99	
39	携帯役場413	413	携帯型	○	○											○	1903499	2016/2
40	携帯役場414	414	携帯型	○	○											○	1903500	2016/2
41	携帯役場415	415	携帯型	○	○											○	1903501	2016/2
42	携帯役場416	416	携帯型	○	○											○	1903502	2016/2
43	携帯役場417	417	携帯型	○	○											○	1903503	2016/2
44	携帯役場418(子育て支援センター)	418	携帯型	○	○											○	1903504	2016/2
45	医療救護本部	419	携帯型	○	○							○				○	1903505	2016/2
46	救護所清水中	420	携帯型	○	○							○				○	1903506	2016/2
47	救護所沼商	421	携帯型	○	○							○				○	1903507	2016/2
48	携帯消防本部	422	携帯型	○	○			○								○	1903508	2016/2
49	携帯消防団本部	423	携帯型	○	○			○								○	1903509	2016/2
50	避難所(清水小)	501	携帯型	○	○	○										○	1903510	2016/2
51	避難所(西小)	502	携帯型	○	○	○										○	1903511	2016/2
52	避難所(南小)	503	携帯型	○	○	○										○	1903512	2016/2
53	避難所(清水中)	504	携帯型	○	○	○										○	1903513	2016/2
54	避難所(南中)	505	携帯型	○	○	○										○	1903514	2016/2
55	避難所(沼商)	506	携帯型	○	○	○										○	1903515	2016/2
56	避難所(総運)	507	携帯型	○	○	○										○	1903516	2016/2
57	消防1分団	508	携帯型	○				○								○	1903517	2016/2
58	消防2分団	509	携帯型	○				○								○	1903518	2016/2
59	消防3分団	510	携帯型	○				○								○	1903519	2016/2
60	携帯防災センタ1	511	携帯型	○			○									○	1903520	2016/2
61	携帯防災センタ2	512	携帯型	○			○									○	1903521	2016/2
62	町体育館	513	携帯型	○			○									○	1903522	2016/2
63	町地域交流センター	514	携帯型	○			○									○	1903523	2016/2
64	携帯総合運動公園	515	携帯型	○			○									○	1903524	2016/2
65	清水小学校	516	携帯型	○			○									○	1903525	2016/2
66	西小学校	517	携帯型	○			○									○	1903526	2016/2
67	南小学校	518	携帯型	○			○									○	1903527	2016/2
68	清水中学校	519	携帯型	○			○									○	1903528	2016/2
69	南中学校	520	携帯型	○			○									○	1903529	2016/2
70	沼津商業高校	521	携帯型	○			○									○	1903530	2016/2
71	清水幼稚園	522	携帯型	○			○									○	1903531	2016/2
72	西幼稚園	523	携帯型	○			○									○	1903532	2016/2
73	北幼稚園	524	携帯型	○			○									○	1903533	2016/2
74	南幼稚園	525	携帯型	○			○									○	1903534	2016/2
75	清水保育所	526	携帯型	○			○									○	1903535	2016/2
76	南保育所	527	携帯型	○			○									○	1903536	2016/2

デジタル行政無線 配備一覧表

基地：1局、半固定：4局、車載：10局、携帯：80局

項番	名称	呼出番号	種別	グループ番号(所属グループ)											製造番号	製造年月			
				全一齊	役場	避難所	公共施設等	消防	自主防	医療福祉	車載	救護		FAX一齊			全一齊(応援通信)		
				F00	F01	F02	F03	F04	F05	F06	F07	F08		F50			F99		
77	玉川自主防災会	601	携帯型							○							○	1903537	2016/2
78	新宿自主防災会	602	携帯型							○							○	1903538	2016/2
79	伏見第1自主防災会	603	携帯型							○							○	1903539	2016/2
80	伏見第2自主防災会	604	携帯型							○							○	1903540	2016/2
81	伏見第3自主防災会	605	携帯型							○							○	1903541	2016/2
82	八幡自主防災会	606	携帯型							○							○	1903542	2016/2
83	八幡泉自主防災会	607	携帯型							○							○	1903543	2016/2
84	本長沢自主防災会	608	携帯型							○							○	1903544	2016/2
85	長沢自主防災会	609	携帯型							○							○	1903545	2016/2
86	柿田自主防災会	610	携帯型							○							○	1903546	2016/2
87	堂庭自主防災会	611	携帯型							○							○	1903547	2016/2
88	久米田自主防災会	612	携帯型							○							○	1903548	2016/2
89	戸畑自主防災会	613	携帯型							○							○	1903549	2016/2
90	的場自主防災会	614	携帯型							○							○	1903550	2016/2
91	湯川自主防災会	615	携帯型							○							○	1903551	2016/2
92	上徳倉自主防災会	616	携帯型							○							○	1903552	2016/2
93	上徳倉東自主防災会	617	携帯型							○							○	1903553	2016/2
94	上徳倉西自主防災会	618	携帯型							○							○	1903554	2016/2
95	中徳倉第1自主防災会	619	携帯型							○							○	1903555	2016/2
96	中徳倉第2自主防災会	620	携帯型							○							○	1903556	2016/2
97	下徳倉自主防災会	621	携帯型							○							○	1903557	2016/2
98	外原自主防災会	622	携帯型							○							○	1903558	2016/2
99	卸団地自主防災会	623	携帯型							○							○	1903559	2016/2
100	静岡医療センター	701	携帯型								○		○				○	1903560	2016/2
101	岡村記念病院	702	携帯型								○		○				○	1903561	2016/2
102	社会福祉協議会	703	携帯型				○				○						○	1903562	2016/2
103	かわせみ	704	携帯型								○						○	1903563	2016/2
104	夢の樹の郷	705	携帯型								○						○	1903564	2016/2
105	柿田川ホーム	706	携帯型								○						○	1903565	2016/2
106	水道局	707	携帯型														○	1903566	2016/2

車載無線局一覧表

No.	車両名称	車両No	担当課	局名称 (全角10文字以内)	ふりがな (5文字以内)	呼出 番号
1	アウトランダー	沼津300 も 9708	建設課	車載水防車	すいぼうし	301
2	日産	沼津800 す 2813	建設課	車載道路パトロール	どうろぱと	302
3	日産	沼津400 ち 1896	くらし安全課	車載交通指導車	こうつうし	303
4	シエンタ	沼津501 は 3563	健幸づくり課	車載304	しゃ304	304
5	軽ワンボックス(エブリ)	沼津480 き 5689	産業観光課	車載305	しゃ305	305
6	軽ワンボックス(エブリ)	沼津480 か 8696	住民課	車載306	しゃ306	306
7	軽トラック	沼津480 か 1800	くらし安全課	車載307	しゃ307	307
8	軽ワンボックス(16号車)	沼津480 え 4483	建設課	車載308	しゃ308	308
9	ダンプ(2t)	沼津400 ち 5264	建設課	車載309	しゃ309	309
10	軽ワンボックス(ダイハツ)	沼津 41 あ 1541	くらし安全課	車載310	しゃ310	310

資料 8-2-1

同時通報用無線配備状況

呼出呼称 こうほうしみずちょう

運用周波数 65.64875MHz(デジタル)

68.805MHz(アナログ)

種 別	摘 要
空中線電力	1.0W
電波型式	7K10G1D 7K10G1E 16K0F2D 16K0F3E
子局数	28ヶ所
信号方式	デジタル及びトーン併用方式 QPSK ナロー方式

同時通報用無線子局一覧表

管理番号	受信局名	設置場所	備考
1	清水町役場	堂庭210 - 1 (役場屋上)	
2	新宿 1	新宿239 - 1 (新宿地方神社)	
3	新宿 2	新宿50 - 2 (新宿駐在所跡地)	区スピーカー有 (新)
4	伏見 1	伏見596 - 15 (静銀清水支店北川沿い)	
5	伏見 2	伏見432 (伏見区放送施設設置場所)	
6	伏見 3	伏見370 - 1 (雨降り川河川区域内)	
7	伏見 4	伏見159 - 3 (伏見区公民館南側公用地)	
8	伏見 5	伏見52 - 17 (総合運動公園)	
9	玉川 1	玉川198 - 5 (福泉寺)	
10	八幡 1	八幡163 (八幡神社)	
11	八幡 2	八幡208 - 1 (沼津市水道部)	
12	長沢 1	長沢220 (西小学校)	
13	長沢 2	長沢648 - 1 (長沢区公民館)	
14	長沢 3	長沢1113 - 1 (シンエイ第2駐車場内)	
15	柿田 1	柿田985 - 1 (柿田町営住宅屋上)	
16	久米田 1	久米田117 - 18 (SIG東側、境川付近)	
17	卸団地 1	卸団地106 (卸団地内)	
18	戸畑 1	畑中107 - 1 (タムラ清水町店東農地内)	
19	的場 1	的場102 - 4 (的場区公民館)	
20	外原 1	徳倉2713 - 13 (外原町営住宅)	
21	下徳倉 1	徳倉1883 - 4 (八幡神社)	
22	下徳倉 2	徳倉1540 - 1 (下徳倉公民館入口付近)	
23	中徳倉 1	中徳倉30 (南幼稚園)	区スピーカー有 (中)
24	上徳倉 1	徳倉974 - 1 (上徳倉児童遊園地)	
25	上徳倉 2	徳倉1206 (県立沼津商業高校)	区スピーカー有 (上)
26	上徳倉 3	徳倉562 (上徳倉区公民館)	
27	上徳倉 4	徳倉258 - 2 (上徳倉地藏堂)	
28	下徳倉 3	徳倉858 (普光寺東側狩野川沿い)	区スピーカー有 (下)

町有車両一覧表

令和8年4月1日

番号	車種	登録番号		課名	行政無線ナンバー
1	プリウス	沼津	300め3986	議会事務局	
2	ノア	沼津	501ひ6197	総務課	
3	プリウス(教育長)	沼津	300も7151	教育総務課	
4	ワゴン(10人乗)	沼津	300ら6816	総務課	
5	ワゴン(7人乗)	沼津	501の4330	総務課	
6	交通指導車(日産)	沼津	400ち1896	くらし安全課	303
7	シエンタ(7人乗)	沼津	501は3563	健幸づくり課	304
8	水防車(アウトランダー)	沼津	800す3913	建設課	301
9	軽ワンボックス(エブリー)	沼津	480き5689	産業観光課	305
10	道路パトロール車(日産)	沼津	800す2813	建設課	302
11	小型乗用(アクア)	沼津	501ね1935	総務課	
12	軽ワンボックス(16号車)	沼津	480え4483	総務課	308
13	軽ワンボックス(24号車)ダイハツ	沼津	41あ1541	くらし安全課	310
14	軽ワンボックス(ハイゼットカーゴ)	沼津	480き7591	税務課	
15	軽ワンボックス(26号車)	沼津	480え6188	税務課	
16	軽ワンボックス(エブリー)	沼津	480か8696	住民課	306
17	軽ワンボックス(10号車)	沼津	480え6189	福祉介護課	
18	ミニキャブ(EV)	沼津	480き9571	総務課	
19	軽乗用(ワゴンR25号車)	沼津	50み4671	都市計画課	
20	軽ワンボックス(エブリー5号車)	沼津	480う3118	都市計画課	
21	軽ワンボックス	沼津	480か450	社会教育課	
22	軽ワンボックス(エブリー)2号車	沼津	480え2079	社会教育課	
23	軽乗用(三菱電気自動車)1号車	沼津	400え8383	こども未来課	
24	軽乗用(ミラ)	沼津	580そ8690	福祉介護課	
25	普通トラック(2t)(低床式幌付き)	沼津	400せ2279	健幸づくり課	
26	ダンプ(2t)	沼津	400ち5264	建設課	309
27	塵芥ダンプ	沼津	100す4991	くらし安全課	
28	軽トラック33号	沼津	480か1800	くらし安全課	307
29	軽トラック34号	沼津	480か1801	くらし安全課	
30	軽トラック35号	沼津	480か4090	産業観光課	
31	軽トラック(23号車)スズキ	沼津	480き734	都市計画課	

緊急輸送路等一覧表

番号	路線名	位置		規模		備考
		起点	終点	延長 m	幅員 m (県指定)	
1	一般国道 1 号	玉川 232-3	伏見 465-1	2,016	20	1 次 自衛隊
2	県道 富士清水線	長沢 90-1	八幡 57-1	698	13~25	2 次
3	県道 下土狩徳倉沼津港線	玉川 157-1	堂庭 180-7	678	9~12	2 次
4	県道 下土狩徳倉沼津港線	堂庭 200-8	徳倉 1768-7	1,172	9~12	3 次
5	県道 下土狩徳倉沼津港線	徳倉 1647-2	徳倉 1244-10	2,015	9~12	3 次
6	町道 2 号線	八幡 32-5	長沢 762-1	1,070	10	災害拠点病院 及び救護病院
7	町道 3 号線	堂庭 208-1	長沢 762-1	1,217	7~18	救護病院
8	県道 清水函南停車場線	湯川 114-4	湯川 185-1	382	10~15	避難所
9	県道 原木沼津線	徳倉 1575-1	徳倉 2712-3	1,470	7~17	避難所
10	町道 24 号線	八幡 181-12	柿田 39-3	969	10~13	避難所
11	町道 201 号線、125 号線	伏見 58-9	伏見 51-1	340	9~23	避難所
12	町道 226 号線	長沢 230-1	長沢 219-3	200	7~8	避難所
13	町道 444 号線	徳倉 2222-6	徳倉 2222-4	470	12	避難所
14	町道 37 号線、370 号線	堂庭 265-2	卸団地 146	320	8~17	緊急消防 援助隊
15	町道 308 号線、268 号線	柿田 169-1	柿田 289-1	240	6~7	救護医院
16	町道 321 号線	堂庭 74-4	久米田 159-4	405	5~8	救護医院
17	町道 3 号線、町道 4 号線	堂庭 180-7	久米田 53-15	880	6~25	救護医院
18	町道 222 号線	八幡 200-1	八幡 200-14	80	7~9	水源地
19	町道 26 号線	長沢 288-1	柿田 145	642	6~13	

注) 1 次：高規格幹線道路、一般国道等広域的な重要路線及びアクセス道路で輸送の骨格をなす道路

2 次：1 次緊急輸送路と市町村役場及び重要な拠点を結ぶ道路

3 次：1 次緊急輸送路及び 2 次緊急輸送路と市町村役場の支部を結ぶ道路及びその他の道路

清水町 災害時 道路パトロール・道路啓開 路線図

令和8年4月1日作成

A地区担当

(国道1号及び県道富士清水線以北の区域)
 山旺建設工業(株) ☎055-973-1055
 (有)月井重機 ☎055-933-0044
 ※国道1号及び県道富士清水線を含む

B地区担当

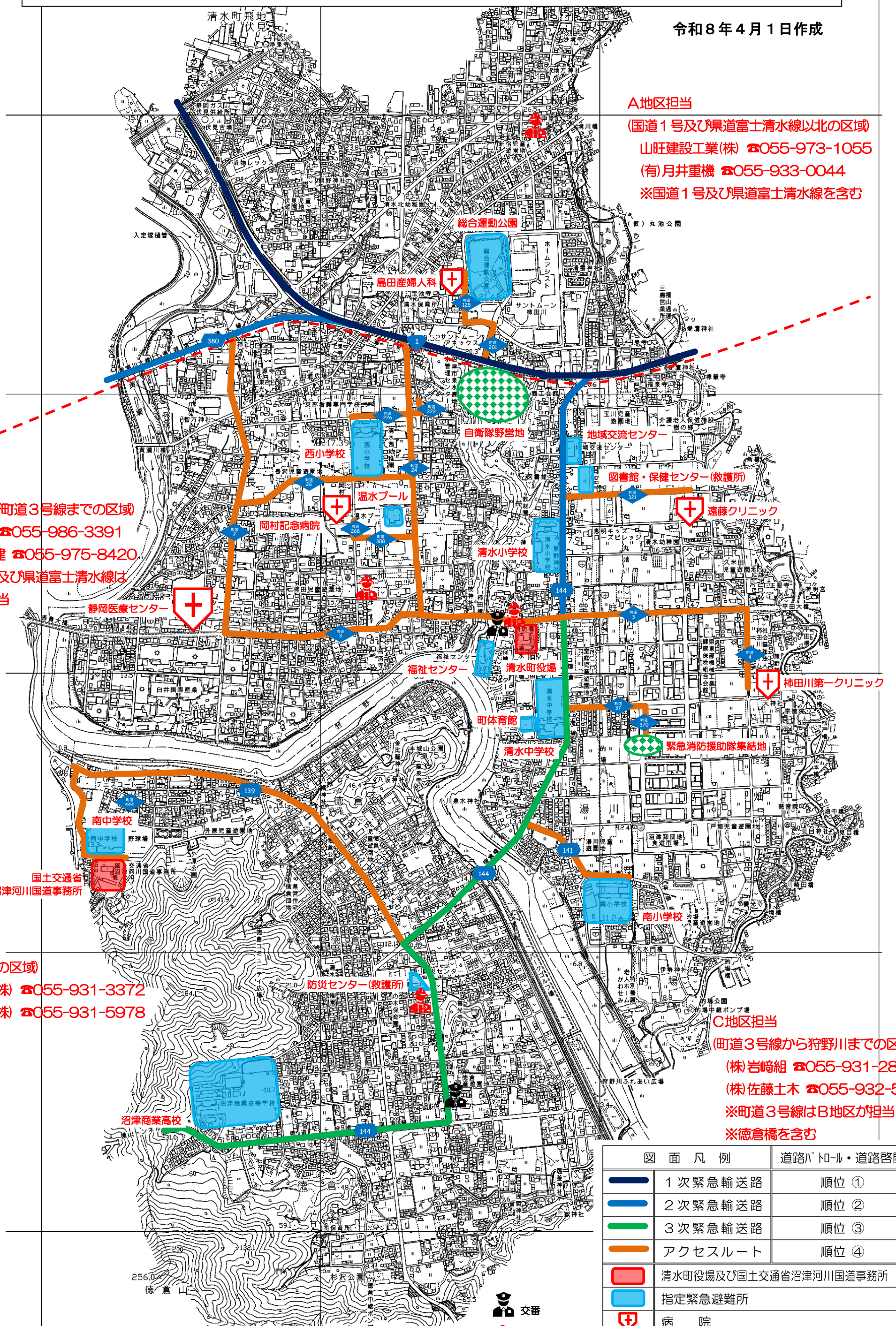
(国道1号及び町道3号線までの区域)
 (株)山田組 ☎055-986-3391
 (株)杉山土建 ☎055-975-8420
 ※国道1号及び県道富士清水線はA地区が担当

D地区担当

(狩野川以南の区域)
 入月建設(株) ☎055-931-3372
 名倉建設(株) ☎055-931-5978

C地区担当

(町道3号線から狩野川までの区域)
 (株)岩崎組 ☎055-931-2808
 (株)佐藤土木 ☎055-932-5457
 ※町道3号線はB地区が担当
 ※徳倉橋を含む



図面凡例		道路パトロール・道路啓開
	1次緊急輸送路	順位①
	2次緊急輸送路	順位②
	3次緊急輸送路	順位③
	アクセスルート	順位④
	清水町役場及び国土交通省沼津河川国道事務所	
	指定緊急避難所	
	病院	
	自衛隊野営地及び緊急消防援助隊集結地	

交通規制表示



【備考】

- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状または、交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。



【備考】

- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期間」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

緊急通行車両確認証明書

第 号		平成 年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
静岡県公安委員会 印			
番号欄に表示されている番号			
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)			
使用者	住所		
	氏名		
通行日時			
通行経路	出発地	目的地	
備 考			

災 害 第 号
地震防災 応急対策用
原子力災害
国民保護措置用
緊急通行車両等事前届出済証
左記のとおり事前届出を受けたことを証する
年 月 日
静岡県公安委員会 印
(注)1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄の警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。
2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会(警察本部経由)に届けて再交付を受けてください。
3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。

ヘリポート設置予定場所一覧表

1 拠点ヘリポート

番号	所在地	防災ヘリポート名	管理者	電話番号	機種別			広さ 縦m×横m
					大型	中型	小型	
1	堂庭 267	清水中学校 グラウンド	学校長	975-1073		○		120×100

2 現地ヘリポート

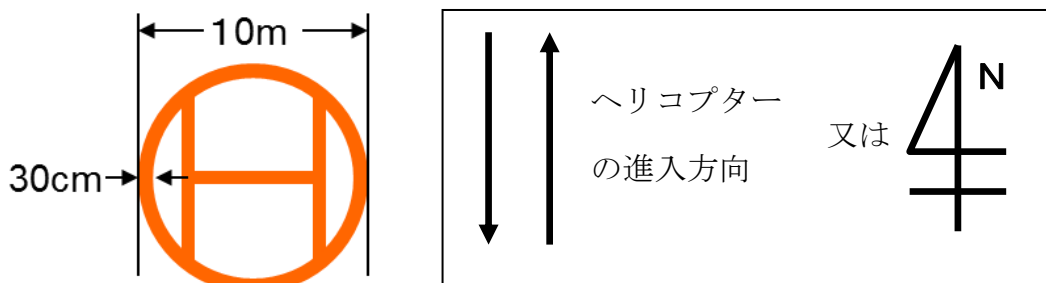
番号	所在地	防災ヘリポート名	管理者	電話番号	機種別			広さ 縦m×横m
					大型	中型	小型	
1	湯川 182-1	南小学校	学校長	971-1180		○		100×80
2	長沢 220	西小学校	〃	972-6673		○		140×100
3	堂庭 87-1	清水小学校	〃	975-2744			○	100×50
4	徳倉 2222-4	南中学校	〃	932-3030		○		110×100
5	徳倉 1205	沼商グラウンド	〃	931-7080	○			190×100
6	伏見 52-17	総合運動公園	スポーツ協会 (教育長)	973-6123		○		110×100
7	徳倉狩野川	ふれあい広場	〃	971-0160	○			200×800

資料 9 - 4 - 2

ヘリコプター離着陸時における安全確保について

1 ヘリポートの開設

(1) ヘリポート…着陸場のほぼ中央に石灰等で直径 10m の正円を画き、中央に H と記す。



- ※ 舗装された場所が最も望ましい。
- ※ グラウンド等の場合、板、トタン、砂塵等が上がらないよう処置すること（地表面が乾燥している場合は、砂塵の巻き上げ防止のため十分散水を行う。）

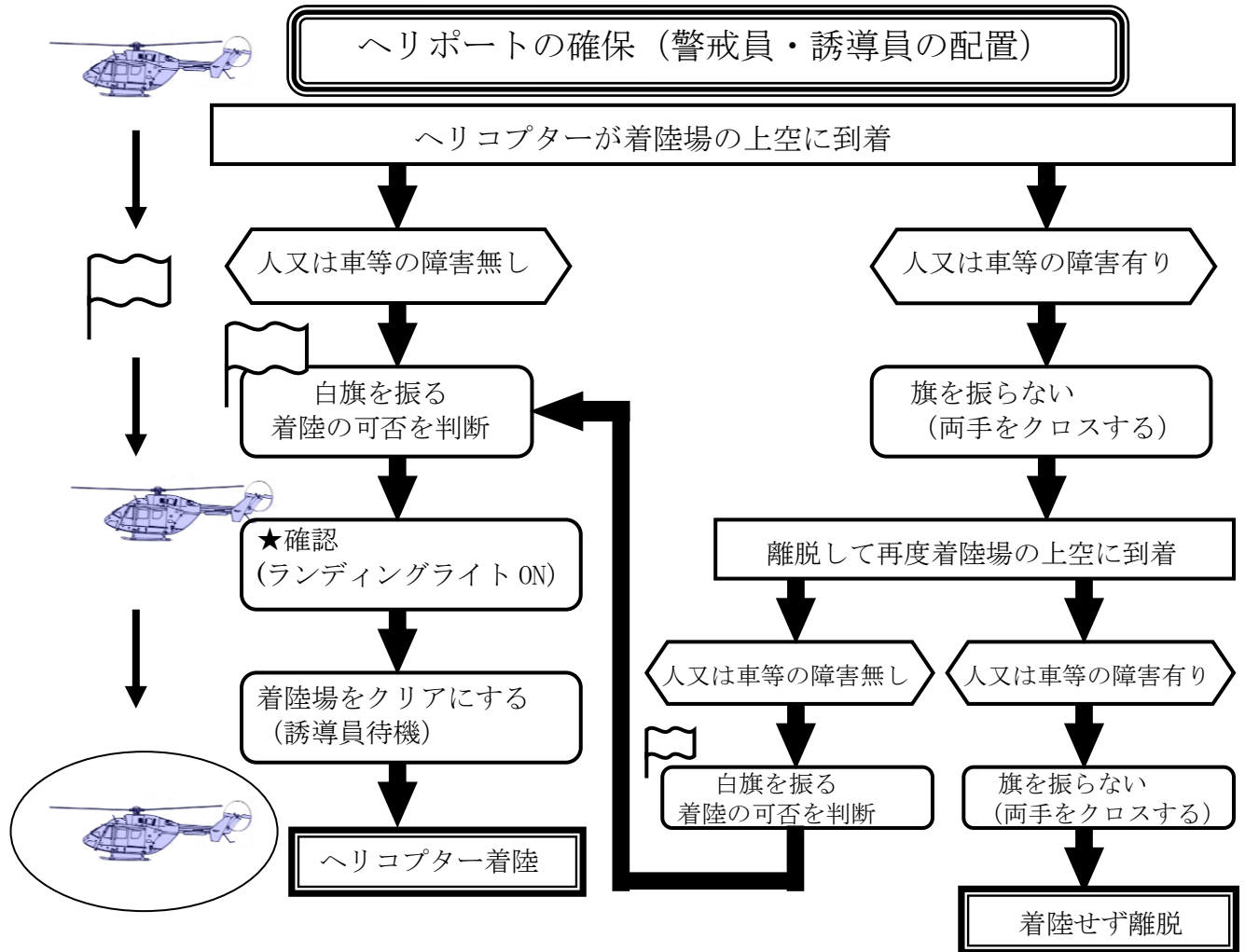
(2) 要員の配置

- ア 警戒員…着陸場周囲に警戒員を配置し、ヘリコプター離着陸時の安全を確保する。
- イ 誘導員…ヘリポートの中央に配置し、上空のヘリコプターに着陸場と着陸の可否を知らせる。

2 着陸場周辺の安全確保要領

目的	着陸場周辺に「警戒員」・「誘導員」を配置し、ヘリ離着陸時の安全を確保する。
実施項目	<ol style="list-style-type: none"> 1 着陸場周辺に「警戒員」を配置し、障害となる人や自転車などの立入りを防止しヘリ離着陸時の安全を確保する。 2 ヘリポート内に「誘導員」を配置し、着陸時の安全に関する合図を送り、安全な着陸を確保する。
服装等	<ol style="list-style-type: none"> 1 服装等（基準） 防災服、防災靴、ヘルメット、ゴーグル（砂埃よけ）、合図用白旗（シート、ワイシャツ等で代用可能） 2 その他（警戒及び要員間の連絡用としてであると便利） ハンドマイク、トランシーバー
要領	<ol style="list-style-type: none"> 1 警戒員・誘導員をヘリコプター着陸の約 15 分前までには配置し、ヘリポートを確保する。 2 誘導員は、ヘリポート内に障害となるものが無く、安全が確認できた場合は、飛来したヘリに正対し、白旗を振る。 3 ヘリコプターは、地上の合図及び自機の着陸に問題ないと判断した場合は、着陸灯を点灯させる。 4 ヘリポート内誘導員は、着陸灯を確認したら速やかに着陸地点から 50 m 以上離れて待避する。 5 ヘリコプターは、誘導員の待避を確認後、進入し着陸する。

3 着陸時の合図の流れ



4 白旗を使用した合図について

白 旗	合図の意味	
誘導員が白旗を左右に振る	着陸場に人又は車等が無い	着陸 支障無し
誘導員が白旗を振らない (両手を挙げてクロスを繰り返す)	着陸場に人又は車等の障害物がある	着陸 支障有り

※ ヘリコプターのランディングライトは、着陸時のみON

5 警戒員・誘導員の配置（例）



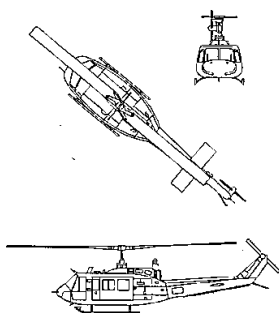
[参考]

離着陸が予想されるヘリコプター（自衛隊・米陸軍）

陸自UH-1J（中型）



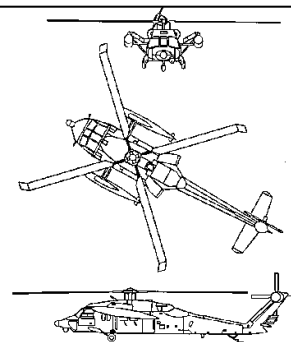
・全 幅	14.69m
・全 長	17.44m
・全 高	3.97m
・ローター直径	14.69m



米陸軍UH-60ブラックホーク（中型）

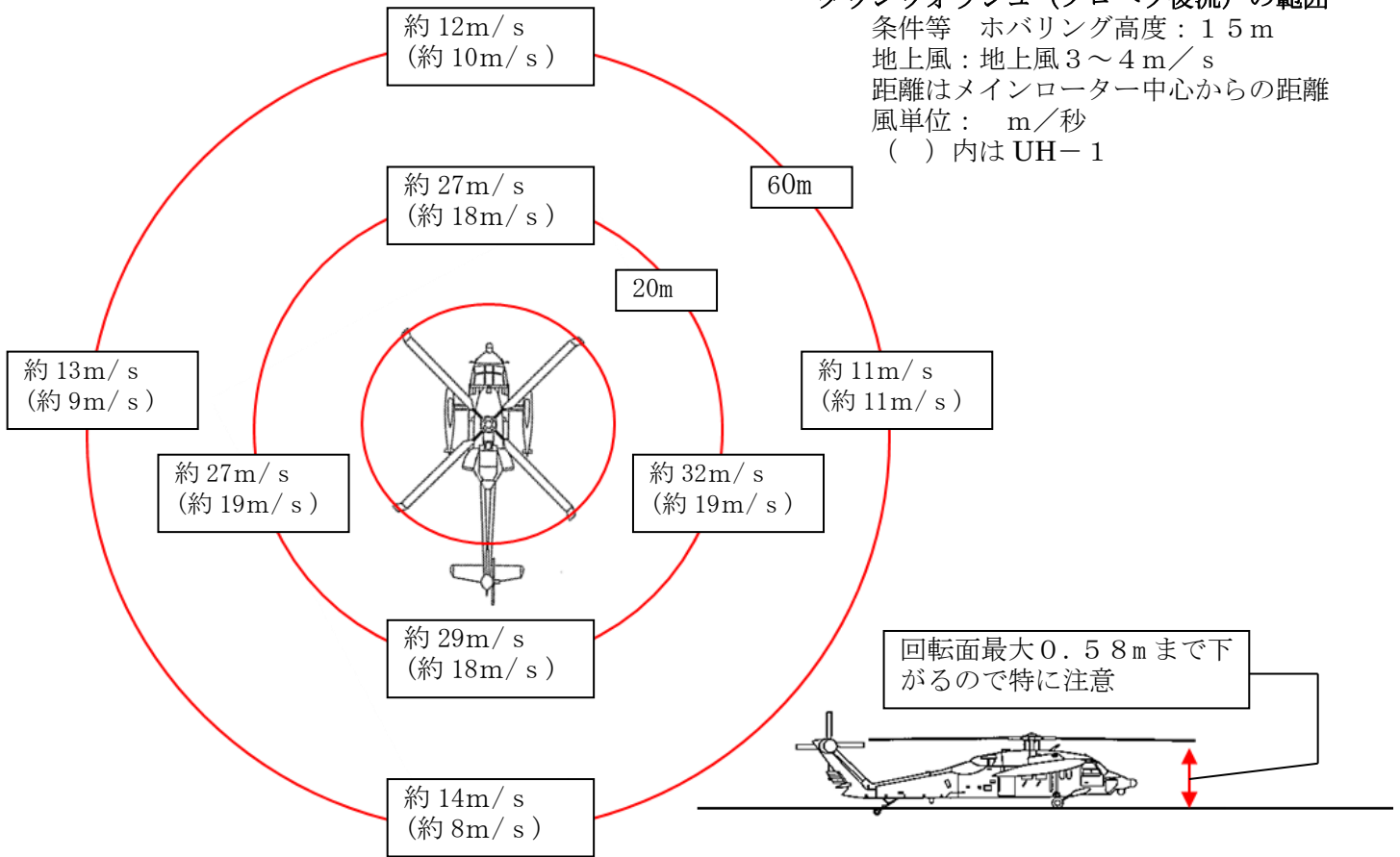


・全 幅	16.36m
・全 長	19.76m
・全 高	5.13m
・ローター直径	16.36m



UH-60及びUH-1H/Jのダウンウォッシュ

ダウンウォッシュ（プロペラ後流）の範囲
 条件等 ホバリング高度：15m
 地上風：地上風3～4m/s
 距離はメインローター中心からの距離
 風単位：m/秒
 ()内はUH-1



※ 台風：17m/s

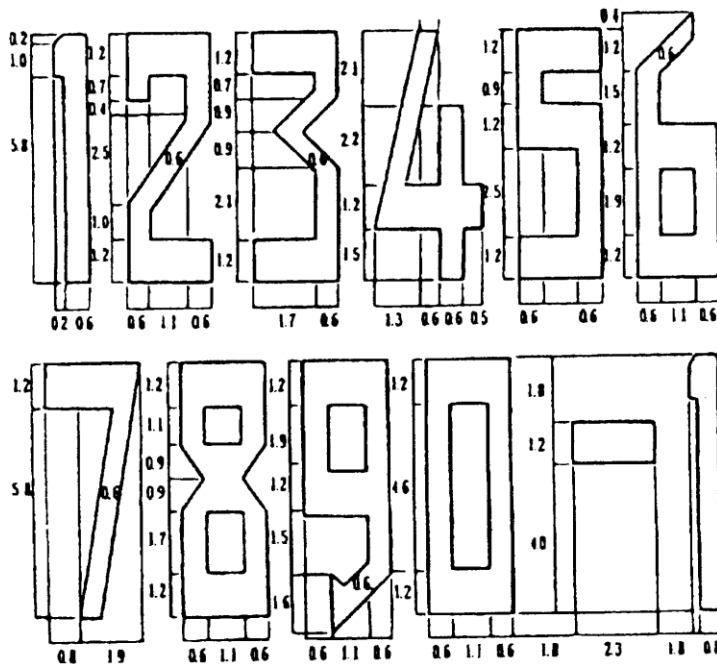
公共建築物番号一覧表

標示番号	公共建物名	所在地
24-0	清水町役場	清水町堂庭 210-1
24-1	清水小学校	清水町堂庭 87
24-2	南小学校	清水町湯川 182-1
24-3	西小学校	清水町長沢 220
+3	静岡医療センター (災害拠点病院)	清水町長沢 762-1

1 標示は、災害対策本部、救援・救護などの拠点施設を対象とする。

2 標示基準

- (1) 色は白又はオレンジとする。
- (2) 左側に市町村番号（清水町は24）を書く。
- (3) 災害拠点病院は左側に「+」のマークと県一連番号を書く。
- (4) ハイフオンを入れる。
- (5) 市町村役場を「0」とする。
以降、小学校番号とする。
- (6) 字体の規格は下記のとおりとする。



資料10-1

清水町消防団員動員計画表

消防団名	団員総数	動員規模別人員		
		第1次動員 (15%)	第2次動員 (40%)	第3次動員 (80%)
清水町消防団	115	17	46	92

資料10-2

町内土木建設業者一覧表

調達先名称	住所	種別・可能数量・動員人員数	連絡先(昼) (夜)
入月建設(株)	徳倉2072-4	・ダンプカー3台・水中ポンプ1台 ・バックホウ1台・発電機1台・投光器2台 人員数5人	931-3372 934-0488
(株)山田組	長泉町 下土狩88-1	・ダンプカー2台・バックホウ2台 ・水中ポンプ2台・発電機1台・投光器2台 人員数6人	986-3391 931-8218
山旺建設工業(株)	長沢1151	・ダンプカー1台・バックホウ1台 ・水中ポンプ1台・発電機1台・投光器2台 人員数4人	973-1055 933-0906
(株)岩崎組	徳倉302	・ダンプカー1台・バックホウ1台 ・水中ポンプ3台・発電機1台・投光器2台 人員数6人	931-2808 933-2528
(株)杉山土建	柿田986-13	・ダンプカー3台・バックホウ3台 ・水中ポンプ5台・発電機1台・投光器2台 人員数5人	975-8420 975-8420
名倉建設(株)	徳倉2555-1	・ダンプカー2台・バックホウ2台 ・水中ポンプ2台・発電機1台・投光器2台 人員数4人	931-5978 931-5978
(株)佐藤土木	中徳倉37-9	・ダンプカー1台・バックホウ2台 ・水中ポンプ3台・発電機1台・投光器2台 人員数3人	932-5457 976-3399
(株)月井重機	徳倉220	・ダンプカー4台・バックホウ3台 ・水中ポンプ1台・発電機1台・投光器1台 人員数4人	933-0044 933-0044

平成23年10月26日 協定書締結

資料 11-1-1

物資集積所の指定

名 称	住 所	電 話 番 号	規 模
役場別館車庫	堂庭 210-1	973-1111	490 m ²
清水町体育館	堂庭 287-1	971-0160	1,650 m ²
地域交流センター	堂庭 6-1	972-6678	1,976 m ²

資料 11-1-2

物資集積所運営計画

1 目的

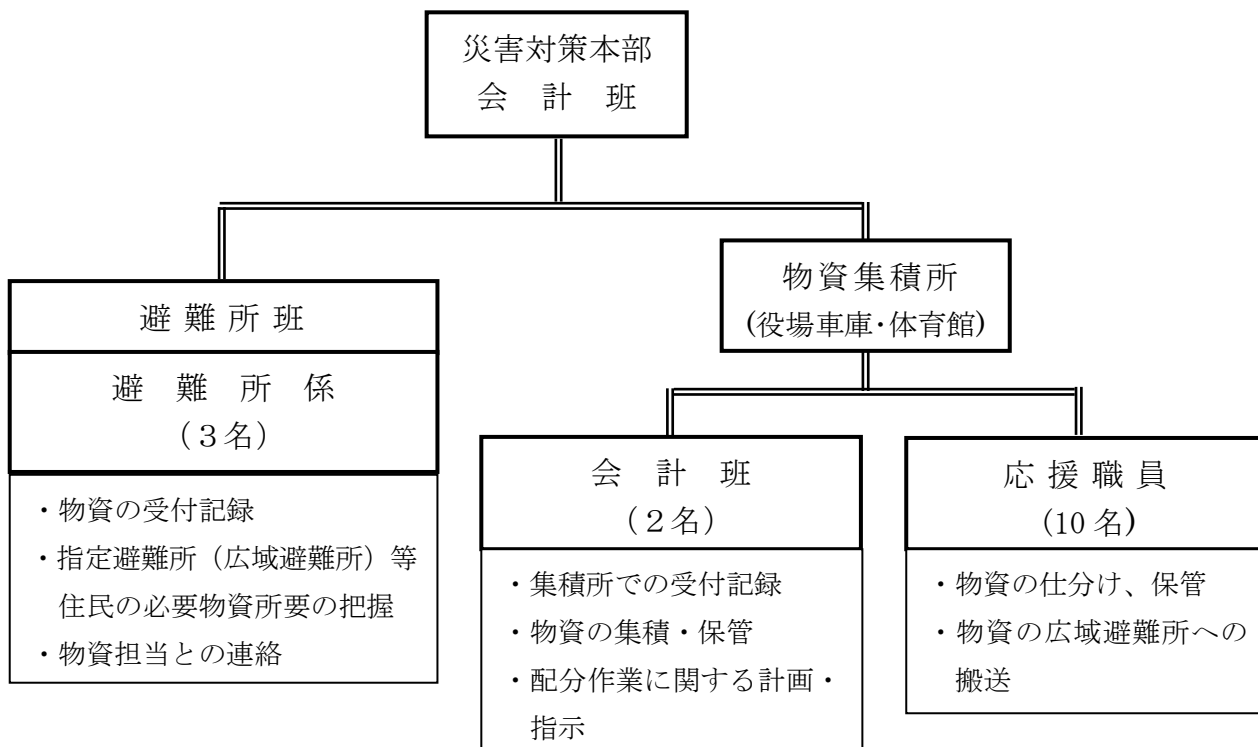
緊急調達物資・救護物資の集積、配分を効率的に実施するため準拠を定める。

2 実施業務

- (1) 物資の配布所要の把握
- (2) 物資の受付
- (3) 仕分け
- (4) 保管
- (5) 配布

3 物資集積所運営の組織

当初は、職員による物資担当係を中核として運営する。できるだけ早い段階で他の自治体、ボランティア等からの応援に移管する。



食料備蓄計画

1 概要

第4次地震被害想定では、自宅建物が全半壊被害を受けた避難所避難者は自宅から物資を持ち出せないとしているため、家庭内備蓄を進めただけでは食料不足は解消せず町等の食料備蓄等が必要となる。

第4次地震被害想定から、必要備蓄食料数を算定し、町の食料備蓄目標数量を算定する。

2 必要備蓄食料数の算定方法

必要備蓄食料数を次の基本式に従い算出する。

$$\begin{aligned} & \text{第4次地震被害想定}の\text{避難者数} (1\text{週間後}) \quad 5, 227人 \times 3\text{食} \times 7\text{日} \\ & = 109, 767\text{食} \cdots \text{①} \end{aligned}$$

3 町の食料備蓄目標数の算定方法

町の食料備蓄目標数を次の基本式に従い算出する。

$$\begin{aligned} & \text{必要備蓄食料数} (109, 767\text{食} \cdots \text{①}) - \text{家庭備蓄率} (32\%) \\ & = 74, 642\text{食} \end{aligned}$$

※ 家庭備蓄率は第4次地震被害想定の数値（県民意識調査結果をもとに推定したもの）を参考とする。

4 町の食料備蓄計画数

(1) 整備計画

保存期間が5年以上の保存食を計画的に備蓄（毎年度購入）し、町の食料備蓄計画数を75,000食とし維持する。

$$15, 000\text{食} \times 5\text{年} = 75, 000\text{食}$$

※ 保存期間切れが近い備蓄食料は、総合防災訓練・地域防災訓練の炊出し訓練に活用する。

(2) 保管場所

町防災倉庫、町防災センター、清水中学校舎内

資料12-1

指定緊急避難場所(広域避難地)及び指定避難所(広域避難所)一覧表

箇所	名称 所在地 電話番号	指定緊急 避難場所 (広域避難地)	指定避難所 (広域避難所)	該当区域	全体面積 (㎡)	収容可能人数				避難者想定数(人)			摘要	
						空地面積 (㎡)	体育館分		校舎分		1日後	1週間 後		1ヵ月 後
							床面積(㎡) 使用可能面積(㎡)	収容可能 人数(人)	床面積(㎡) 普通教室の総面積(㎡)	特別教室の総面積(㎡) 収容可能人数(人)				
1	総合運動公園 伏見52-17 973-6123	○		玉川・新宿 伏見	36,830	—	—	—	—	176	—	—		
					11,800	—	—	—						
2	清水小学校 堂庭87 975-2744	○	○	玉川・新宿 伏見	20,478	1,280	317	5,600	1,146	同上	1,222	893	LPガス 都市ガス (給食棟の み)	
					7,364	952		1,166	388					
3	西小学校 長沢220 972-6673	○	○	八幡・長沢 柿田・本長沢	25,797	1,212	233	6,422	346	148	1,326	956	都市ガス	
					14,522	700		1,273	424					
4	清水中学校 堂庭267 975-1073	○	○	堂庭・久米 田・卸団地	22,923	1,290	364	8,705	2,207	42	400	288	仮設救護所 都市ガス	
					13,400	1,094		1,446	482					
5	南小学校 湯川182-1 971-1180	○	○	戸畑 的場・湯川	25,703	1,828	379	7,966	1,229	72	408	302	都市ガス	
					11,774	1,137		1,773	591					
6	県立沼津商業高校 徳倉1205 931-7080	○	○	上徳倉	76,190	2,462	300	9,105	2,320	158	826	615	仮設救護所 LPガス	
					34,604	997		1,380	460					
7	南中学校 徳倉2222-4 932-3030	○	○	外原・下徳 倉・中徳倉	16,777	1,464	412	5,394	1,768	179	1,045	772	LPガス	
					8,156	1,237		810	270					
8	町体育館 堂庭287-1 971-0160		○	帰宅困難者等	—	—	(606)	—	—	—	—	—	都市ガス	
					—	—		—	—					
合 計					224,698	9,536	2,005	43,192	9,016	775	5,227	3,826		
					101,620	6,117		6,920	2,615					

※ 指定緊急避難場所(広域避難地)はグラウンド、指定避難所(広域避難所)は建物を指す。

※ 空地面積はグラウンドの面積

※ 清水中学校及び南中学校はテニスコートを除く

※ 避難者想定数の算出根拠・・・静岡県第4次地震被害想定(南海トラフ巨大地震LEVEL2東側)より抽出

※ 使用面積は、ステージや倉庫を除く。

※ 南中学校は別棟の武道場を含む。

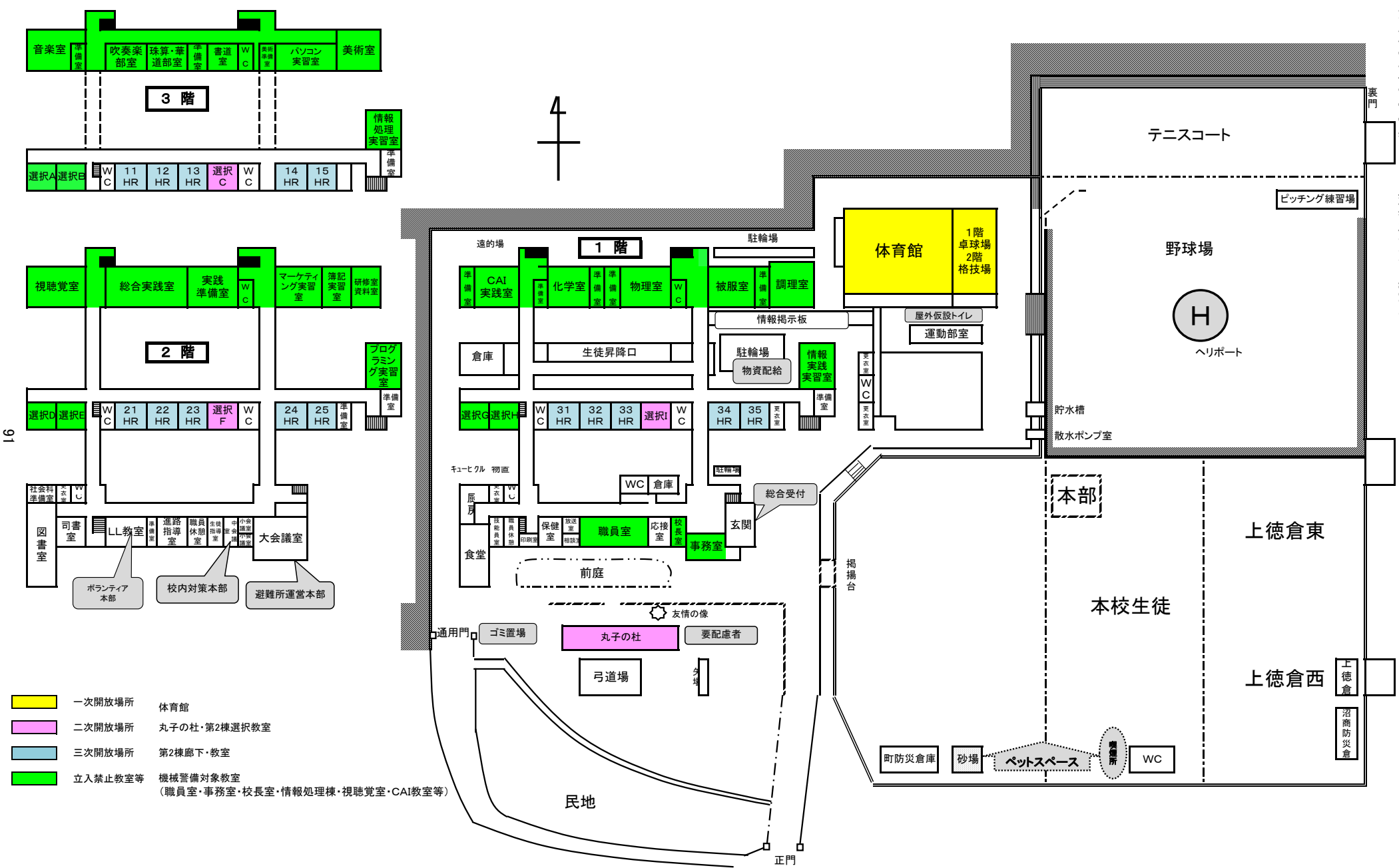
※ 1人あたり縦2m×横1.5mの3㎡とし、使用可能面積から計算する。

※ 特別教室とは、理科室、生活科室、音楽室、家庭課室、コンピュータ室、図書室等をいう。

※ 1人あたり縦2m×横1.5mの3㎡とし、普通教室の面積から計算する。

※ ただし、各学校により特別教室でも開放する場合や、普通教室でも開放しない場合もあるため、参考程度とする。

※ 避難者想定数の全員が避難所に
避難するわけではない

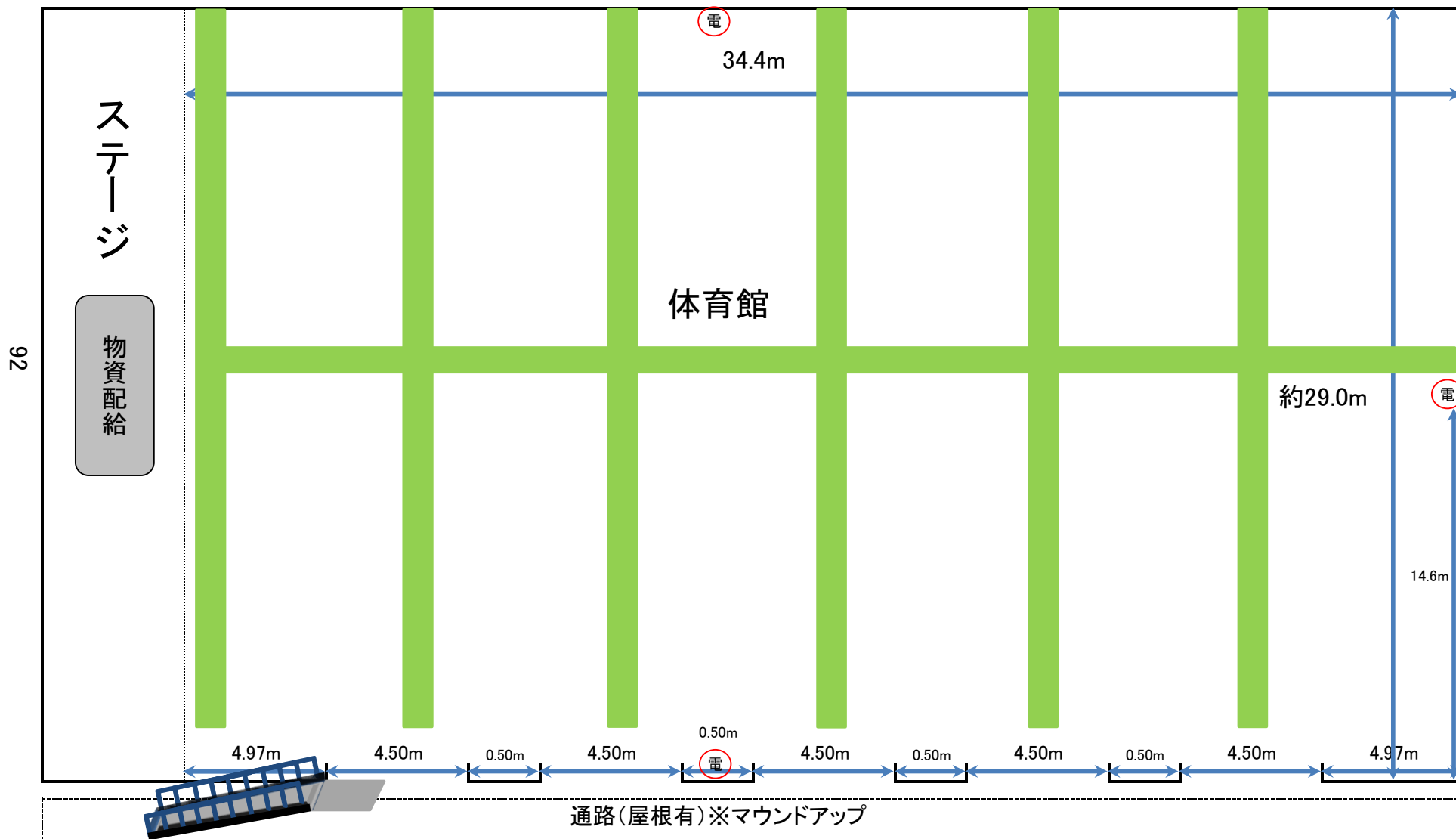


91

- 一次開放場所 体育館
- 二次開放場所 丸子の杜・第2棟選択教室
- 三次開放場所 第2棟廊下・教室
- 立入禁止教室等 機械警備対象教室 (職員室・事務室・校長室・情報処理棟・視聴覚室・CAI教室等)

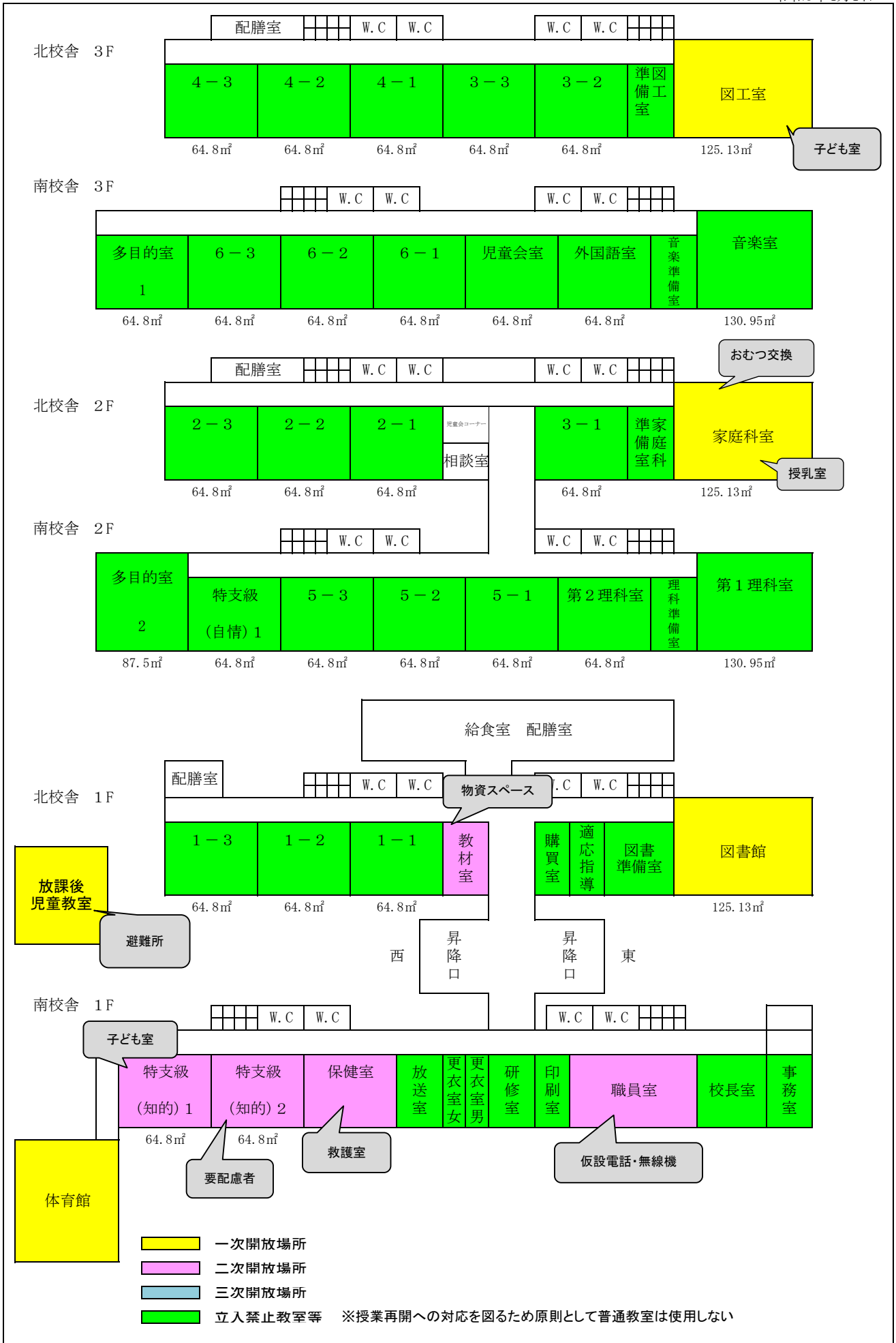
避難所での1人当りのスペースは、縦2m×横1.5mの3㎡

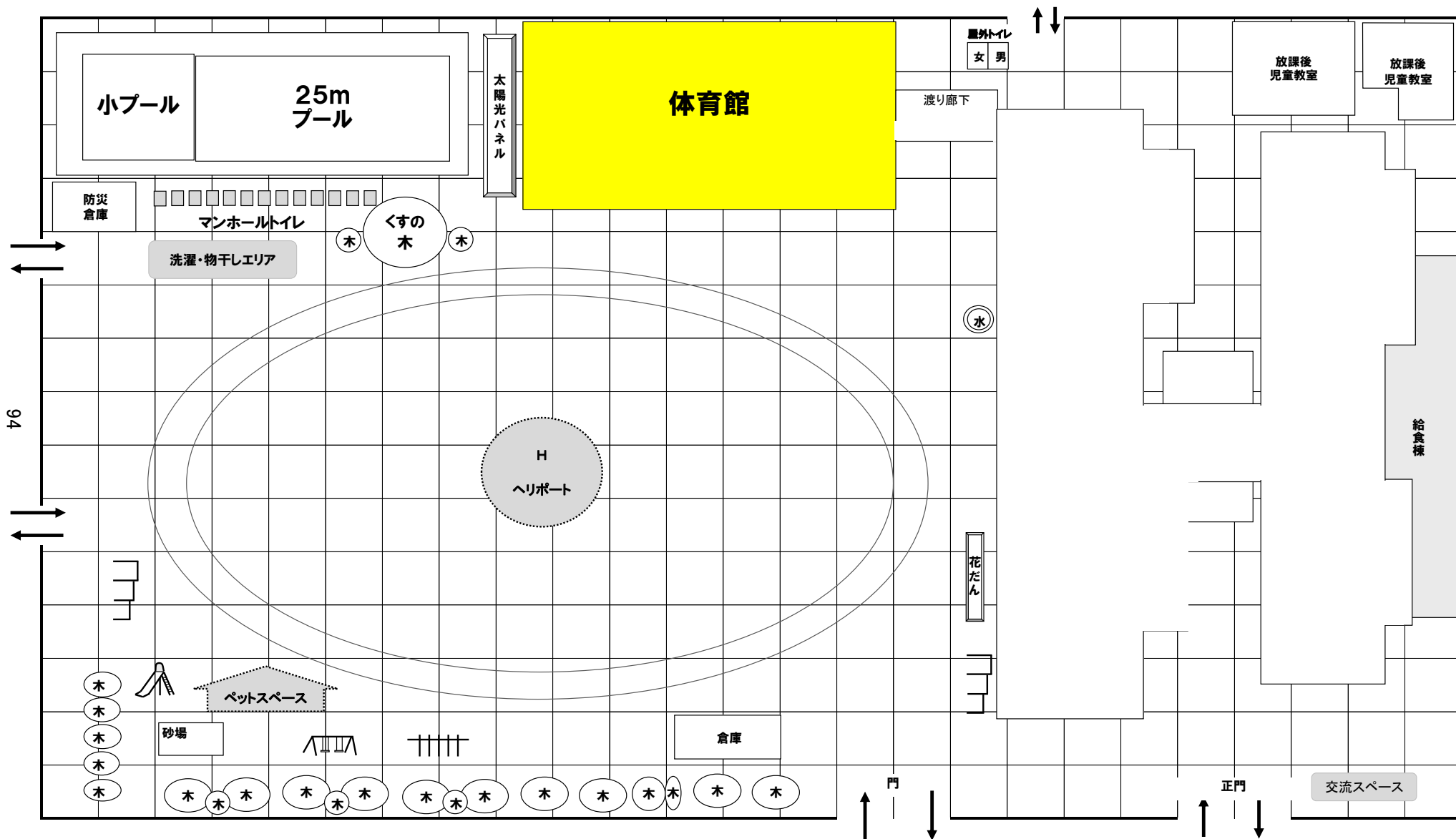
沼津商業高等学校



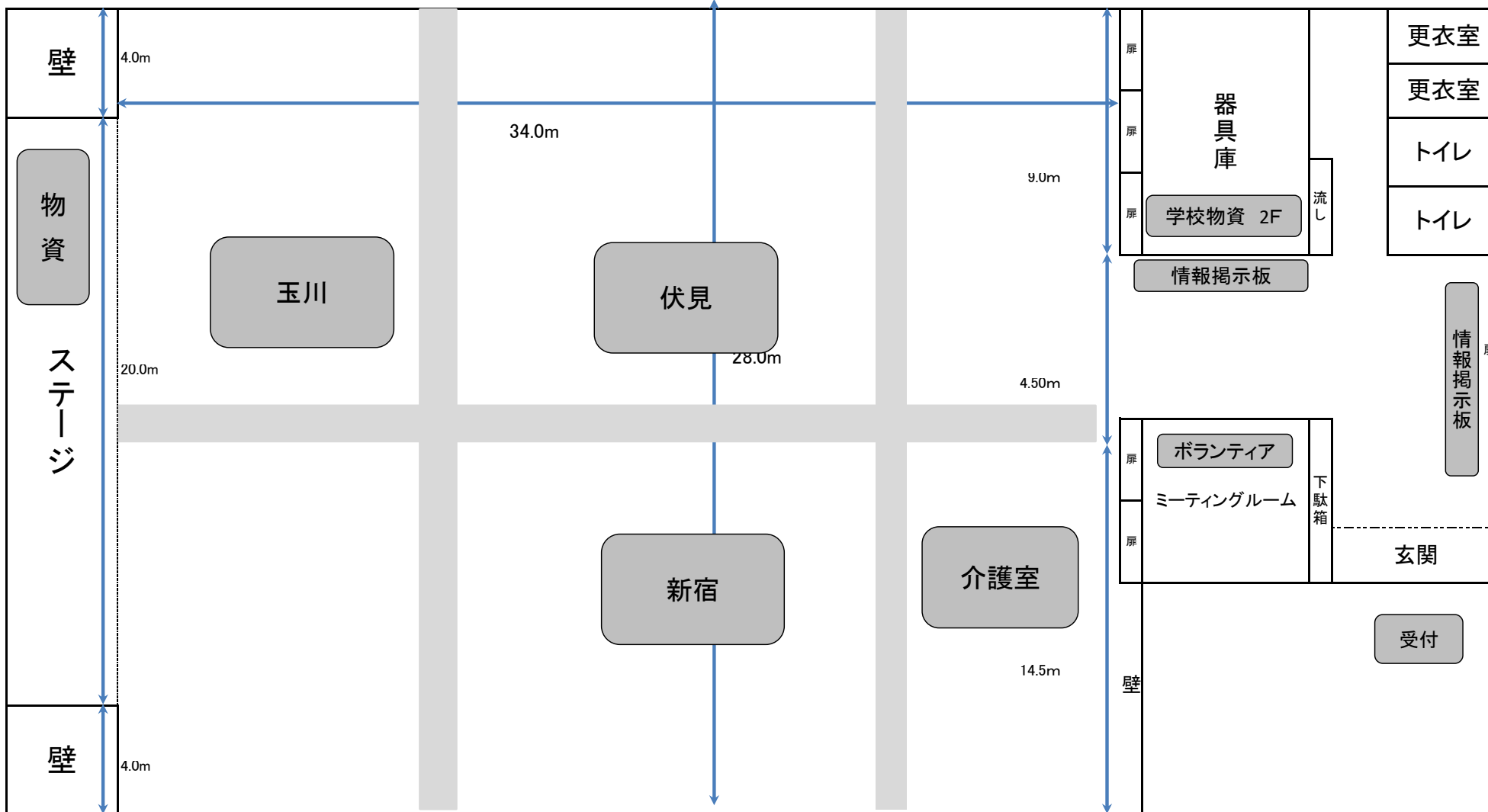
清水小学校 校舎平面図

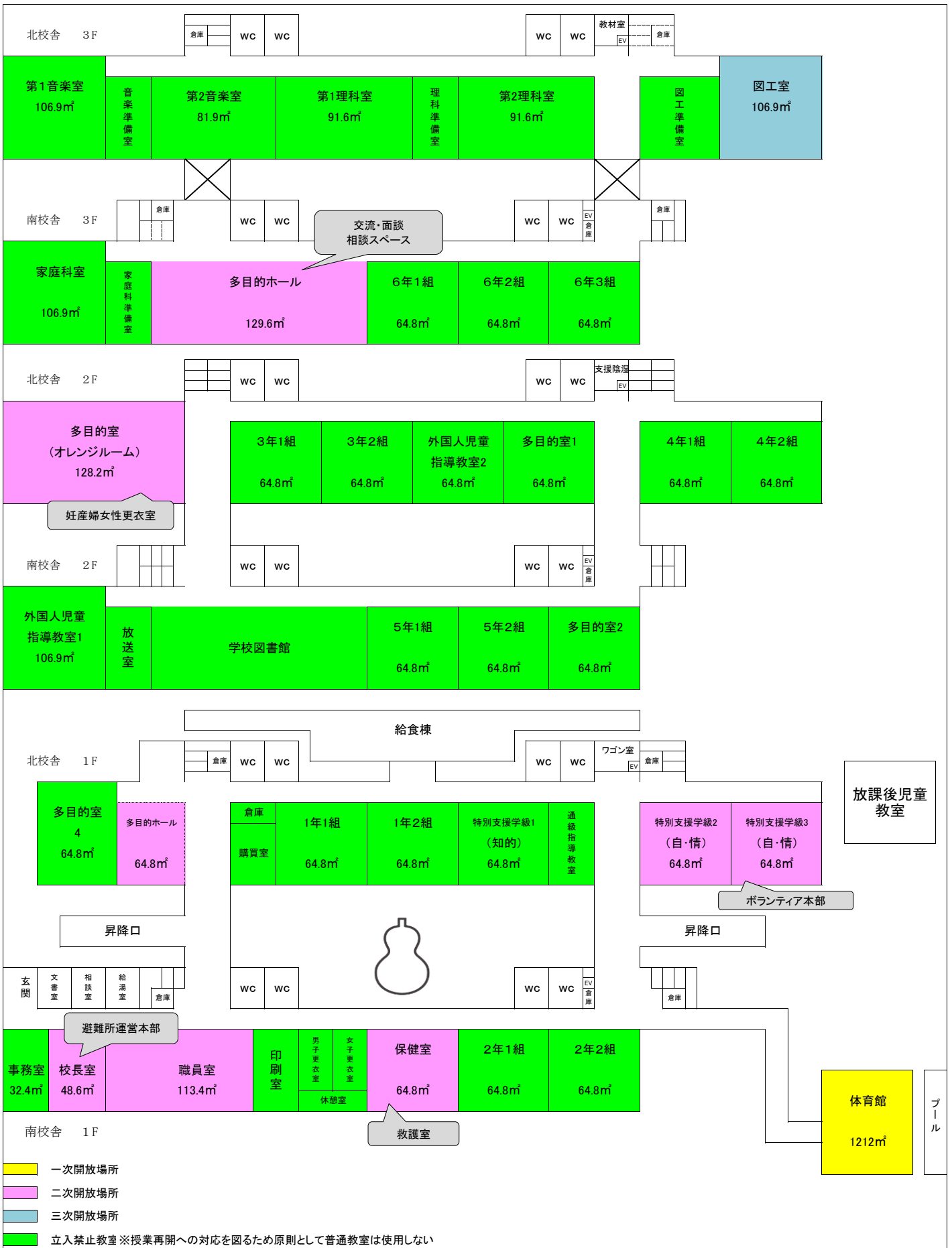
令和8年4月1日

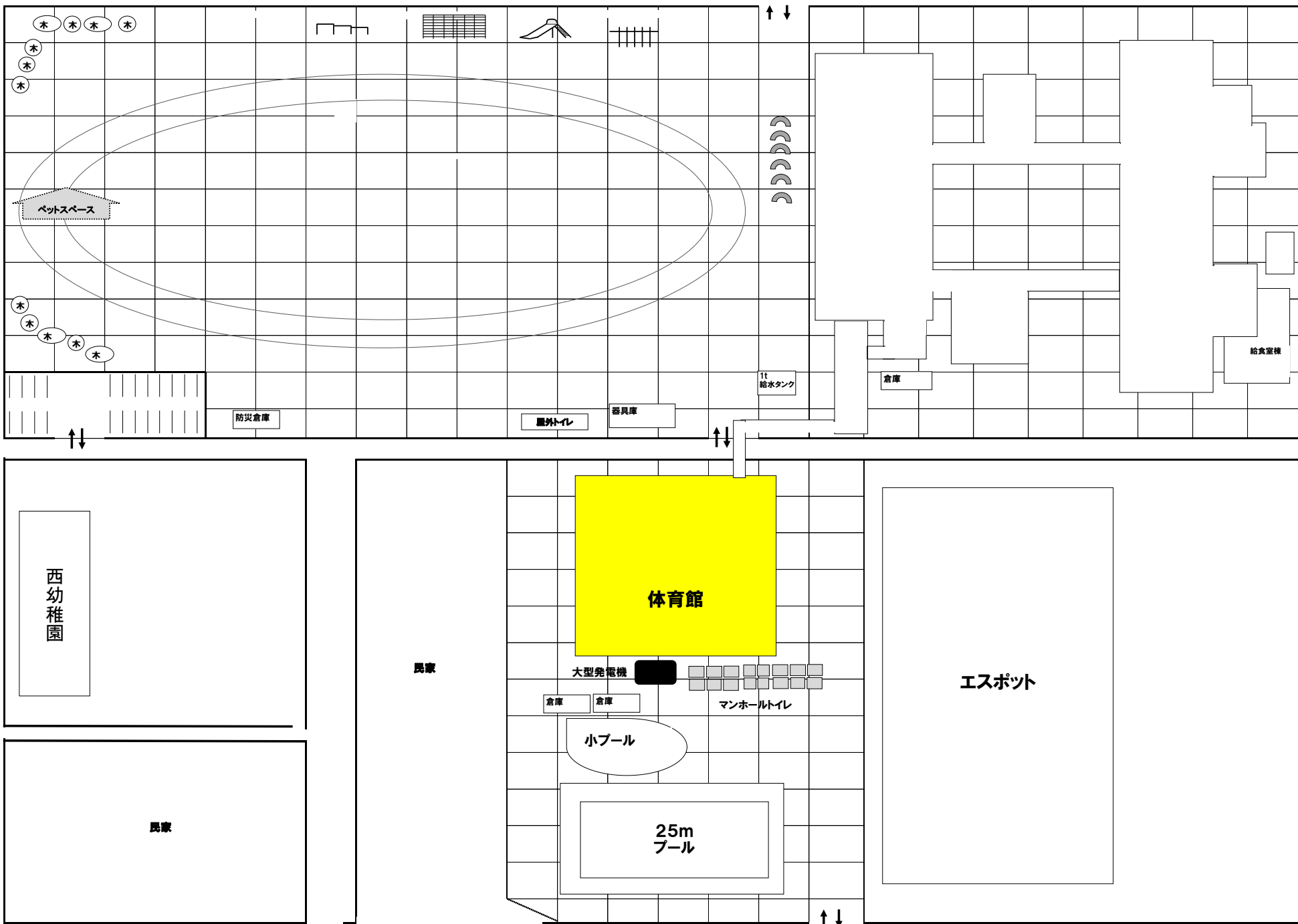




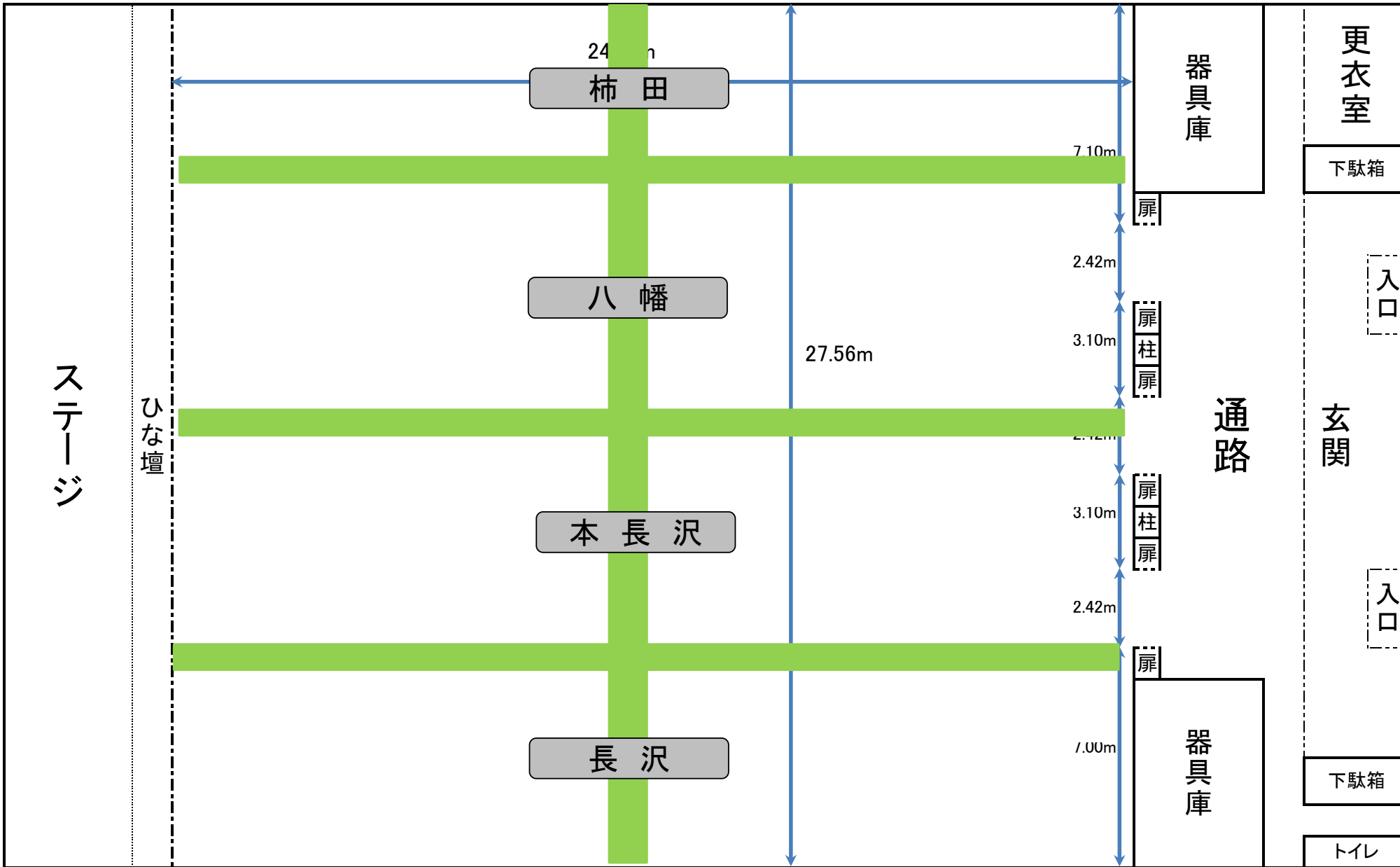
避難所での1人当りのスペースは、縦2m×横1.5mの3㎡





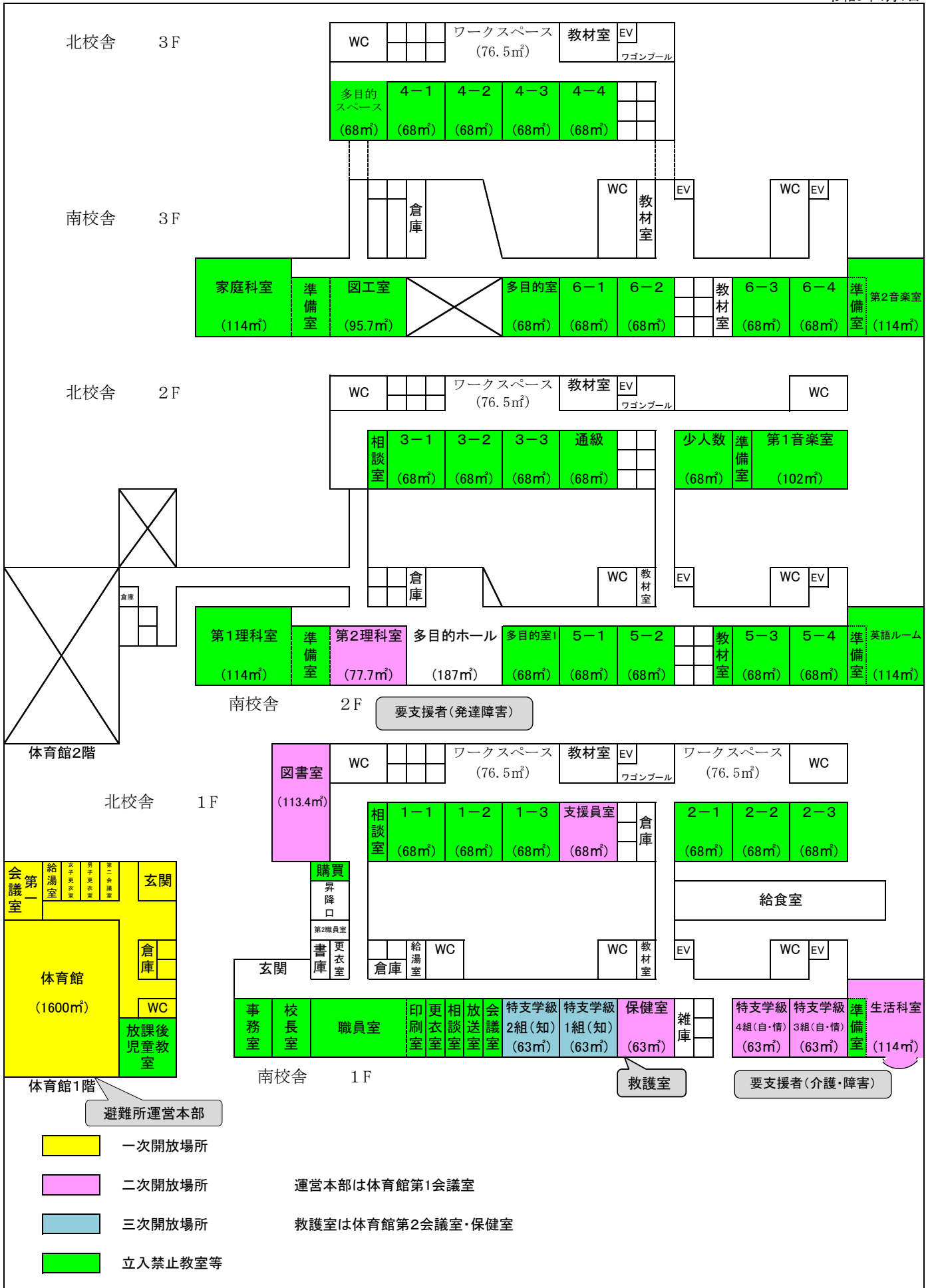


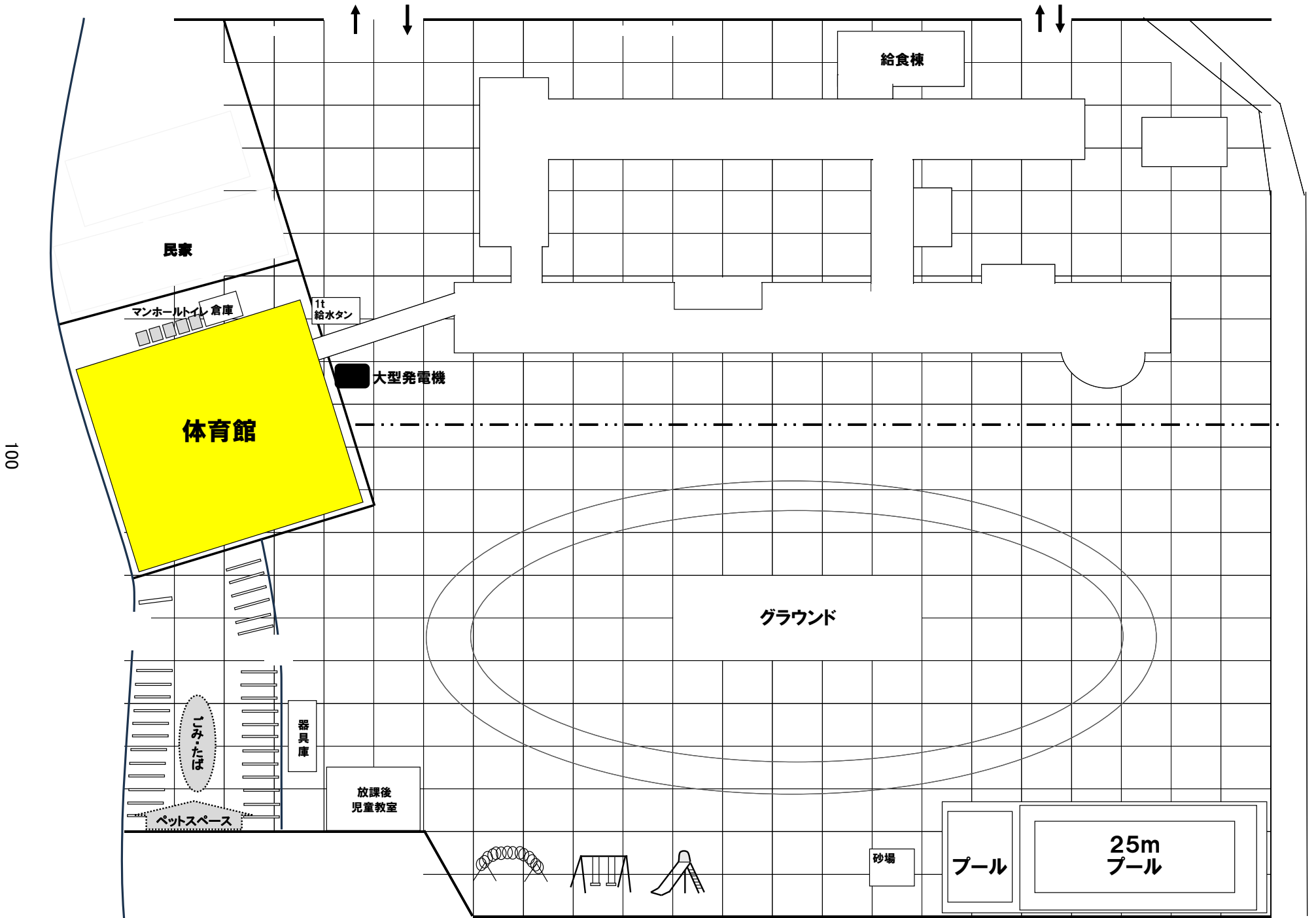
避難所での1人当りのスペースは、縦2m×横1.5mの3㎡



南小学校 校舎平面図

令和8年4月1日

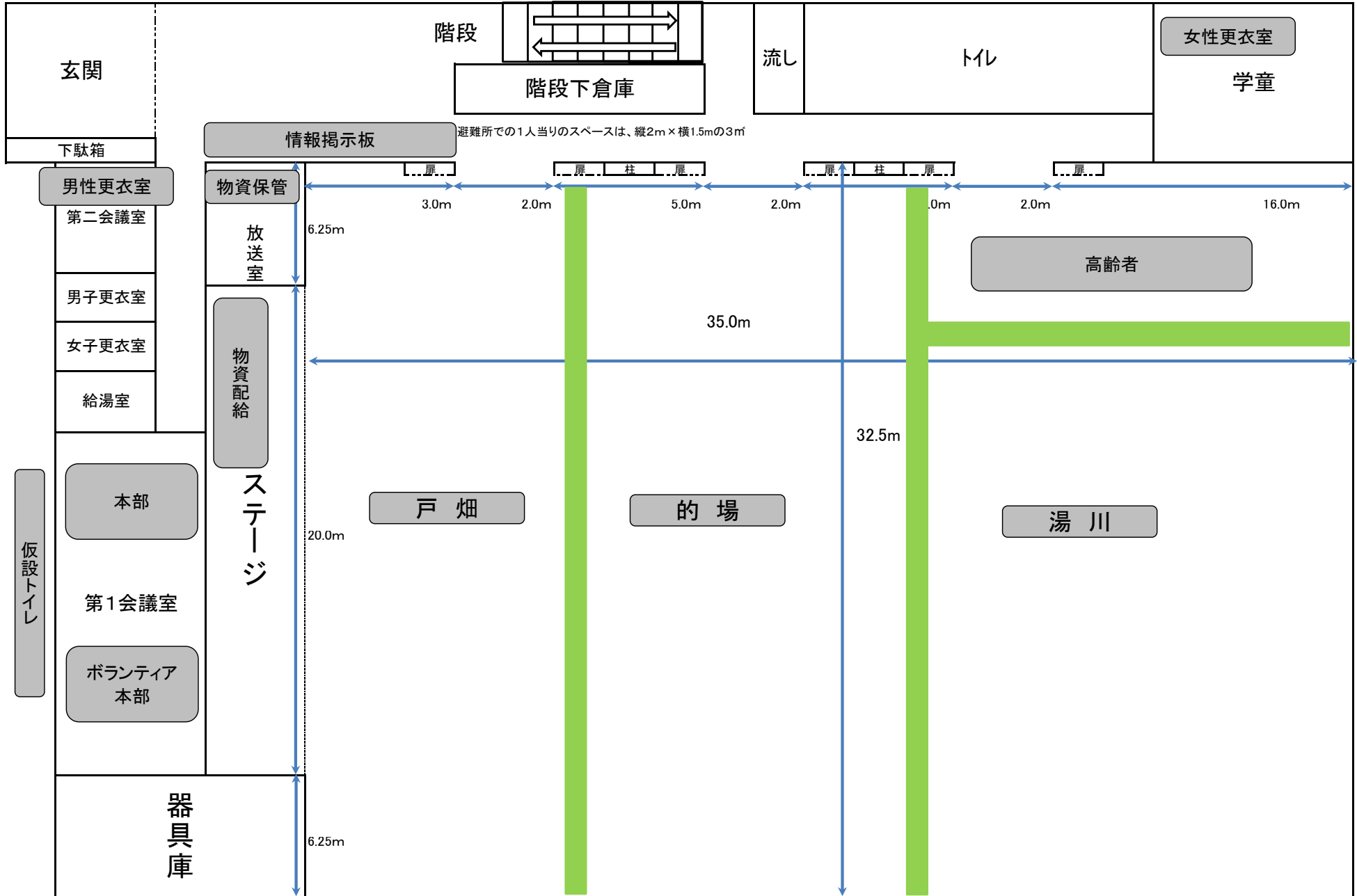




100

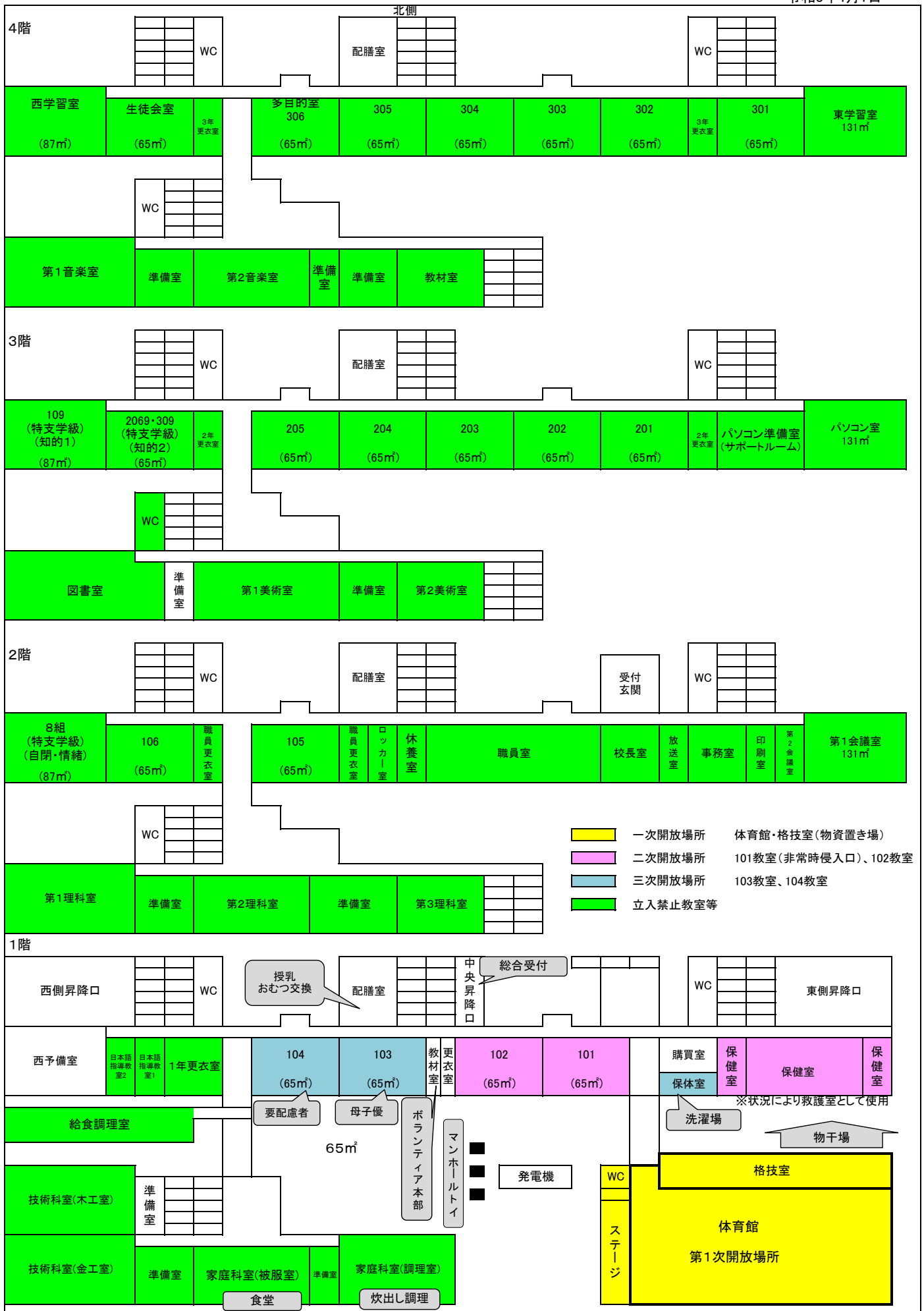
避難所での1人当りのスペースは、縦2m×横1.5mの3㎡

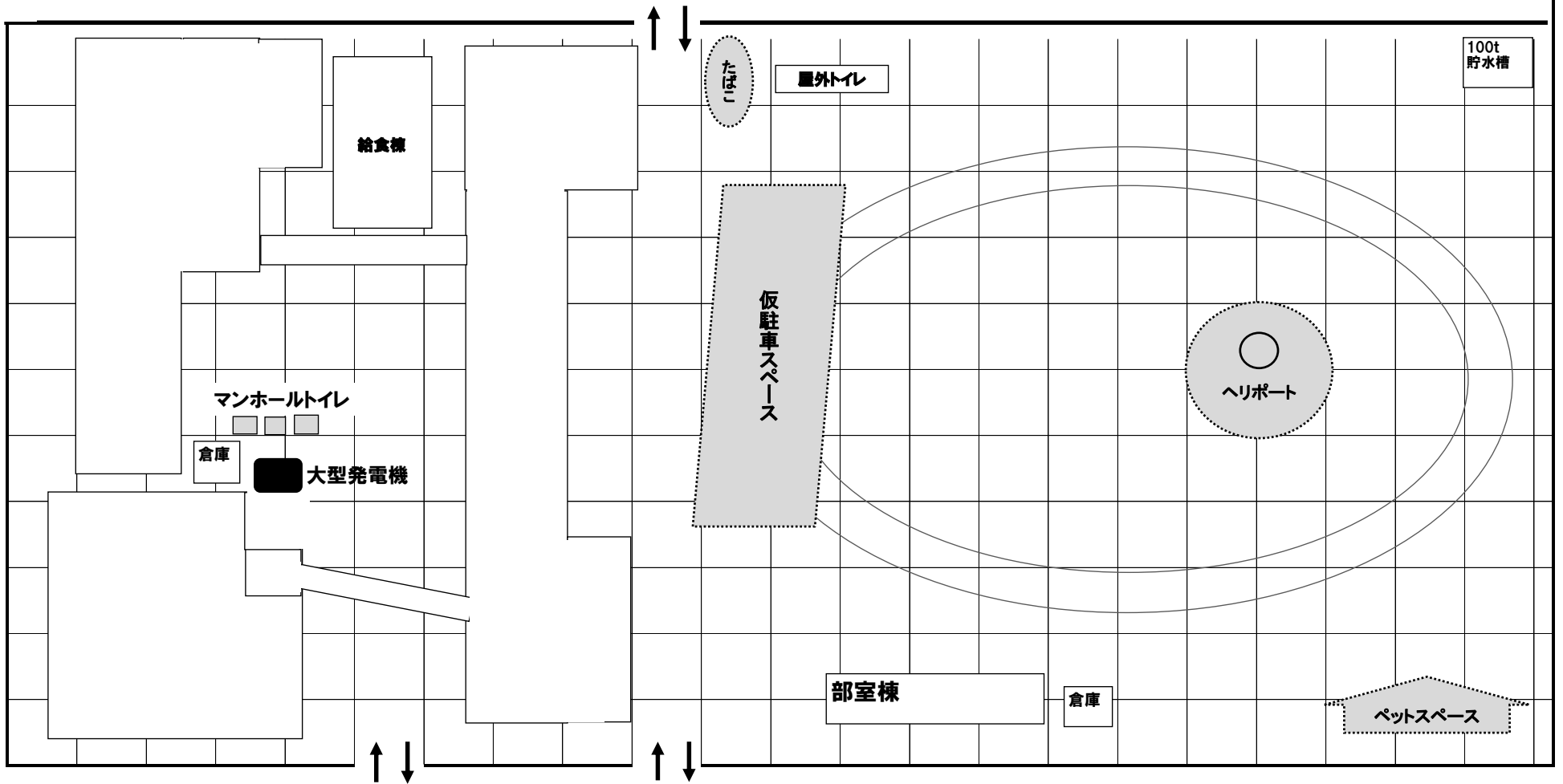
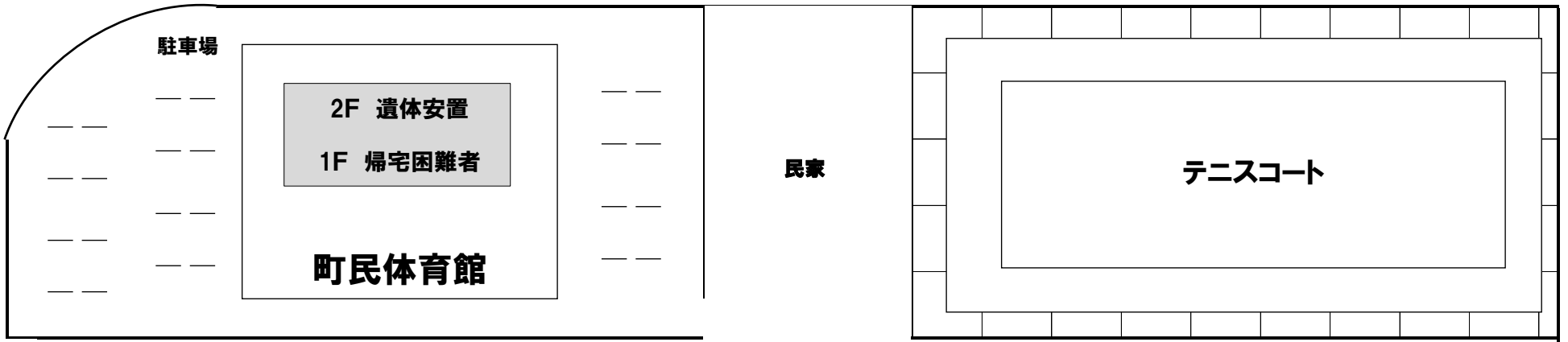
2F 仮設電話



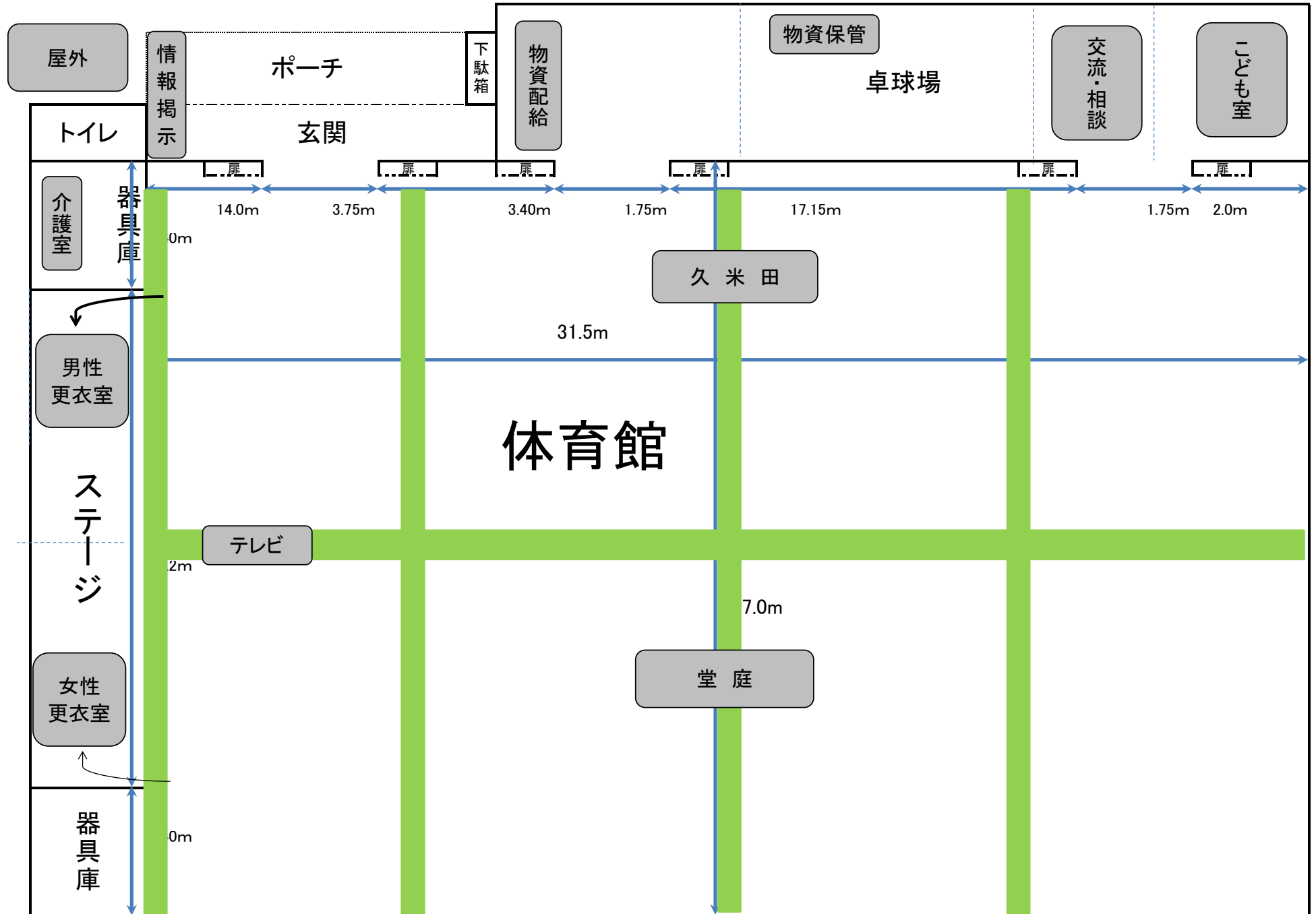
清水中学校 校舎平面図

令和8年4月1日



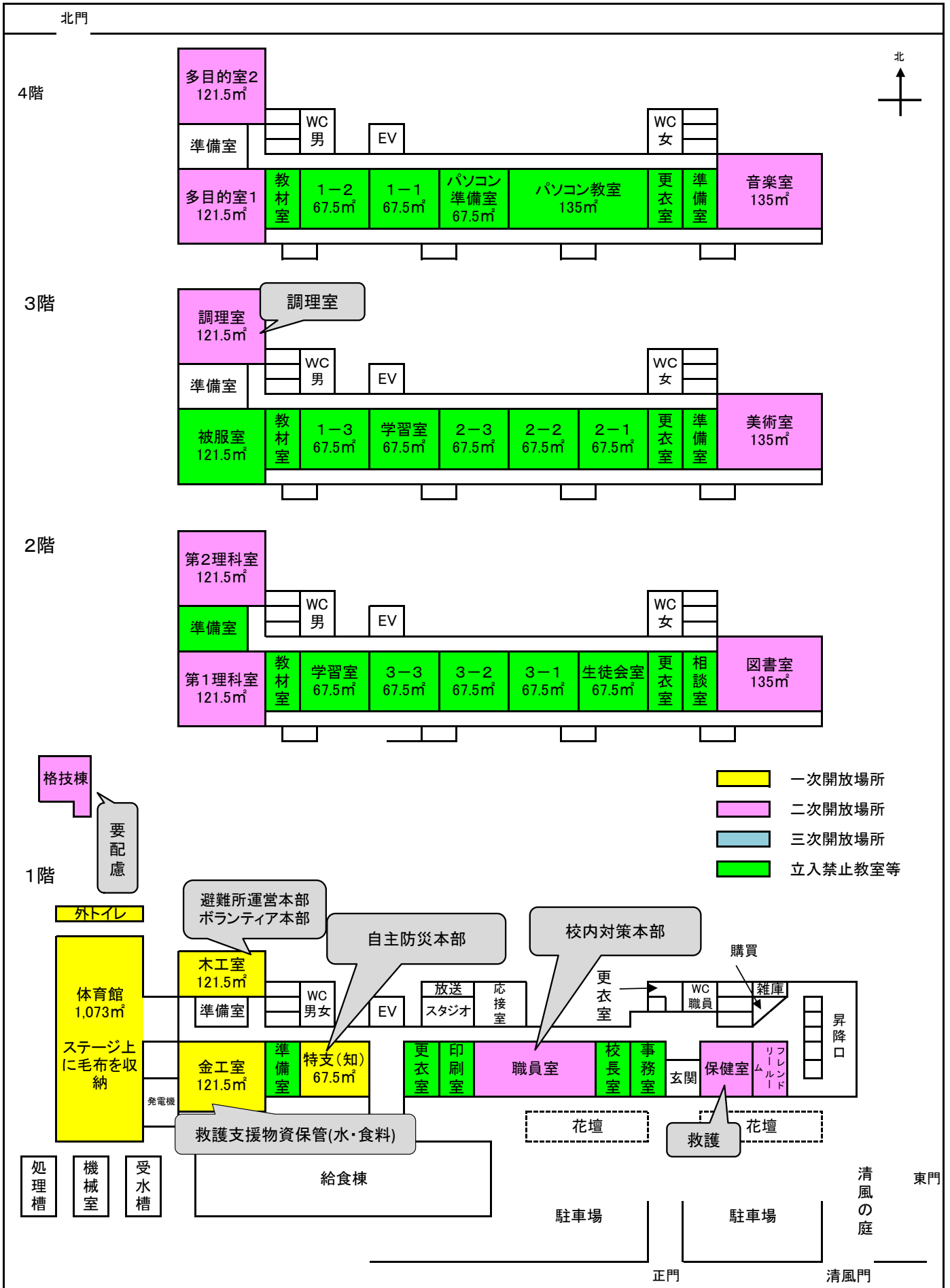


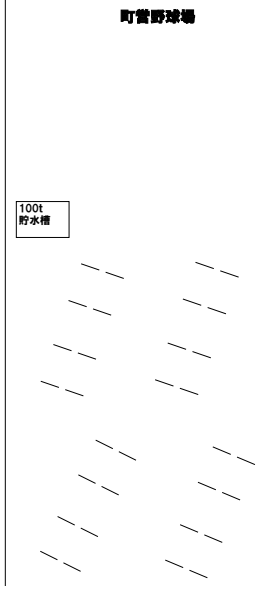
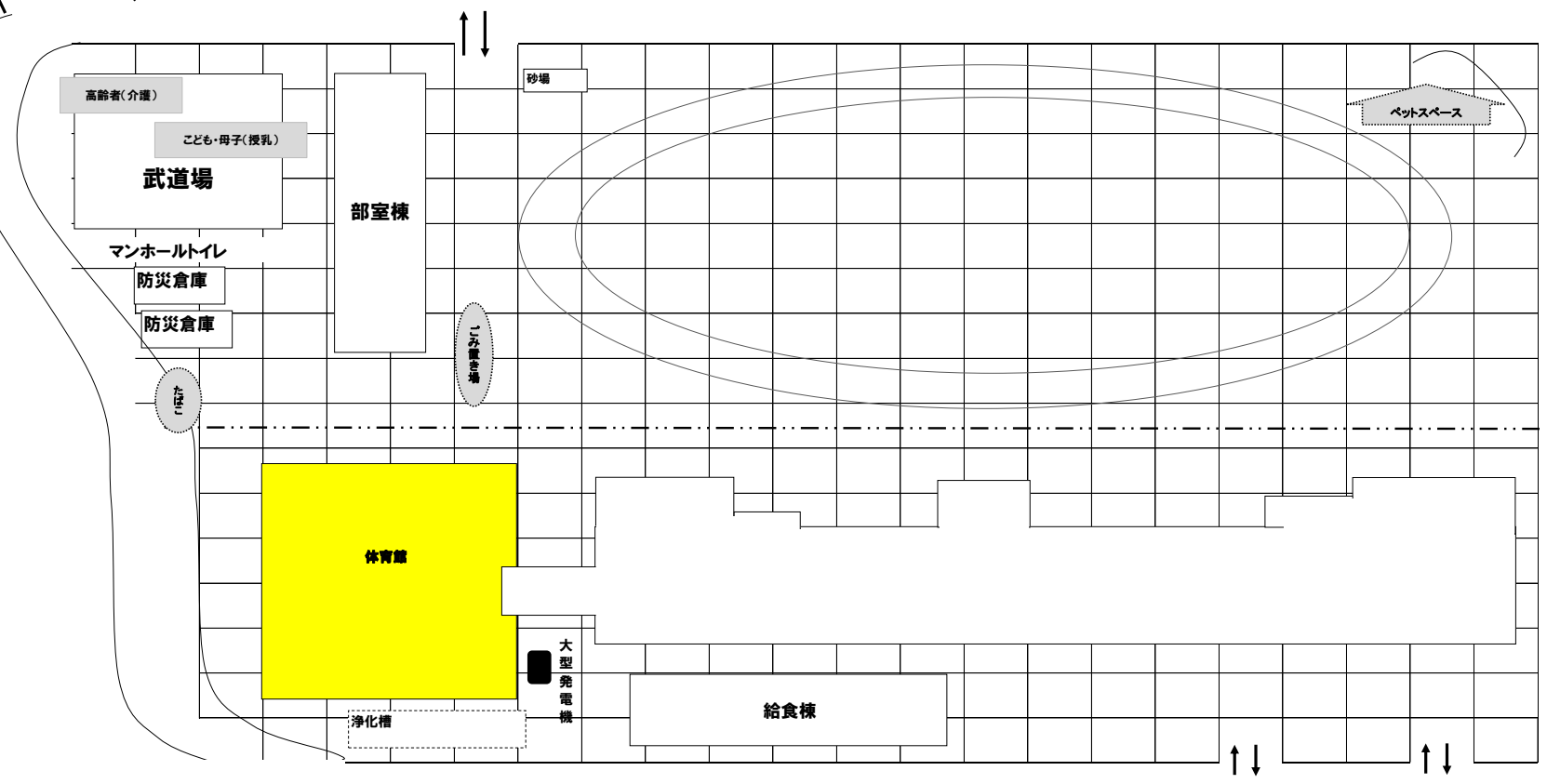
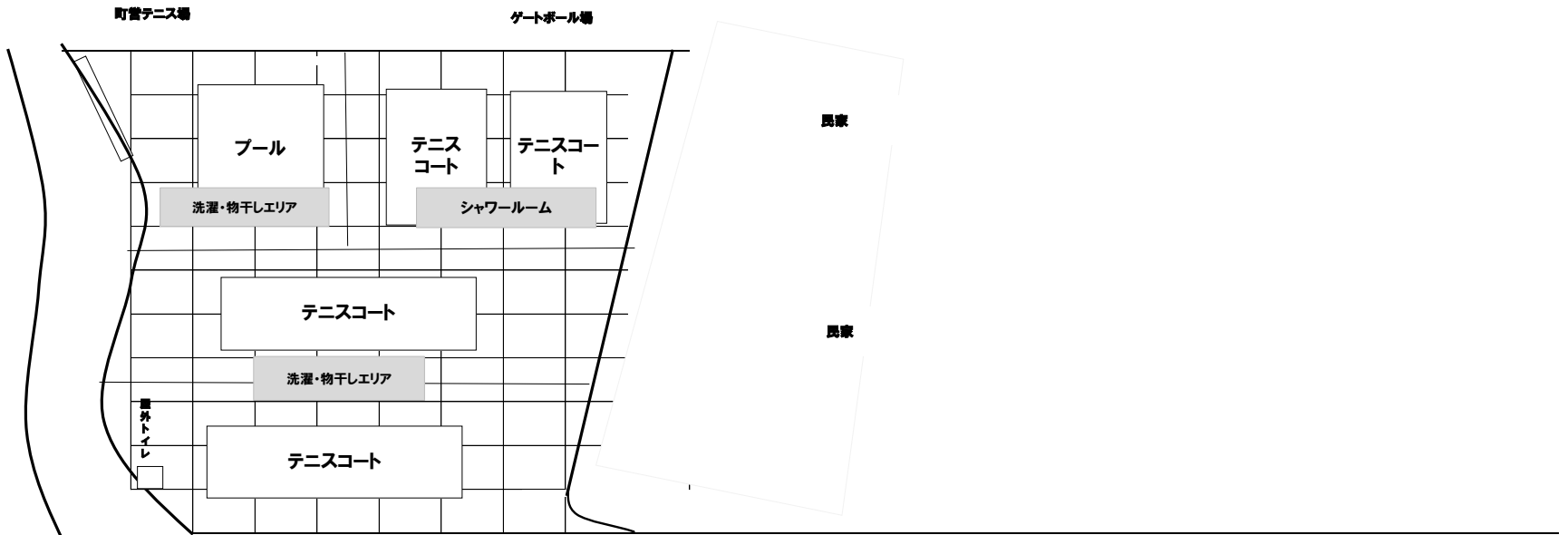
避難所での1人当りのスペースは、縦2m×横1.5mの3㎡



南中学校 校舎平面図

令和8年4月1日

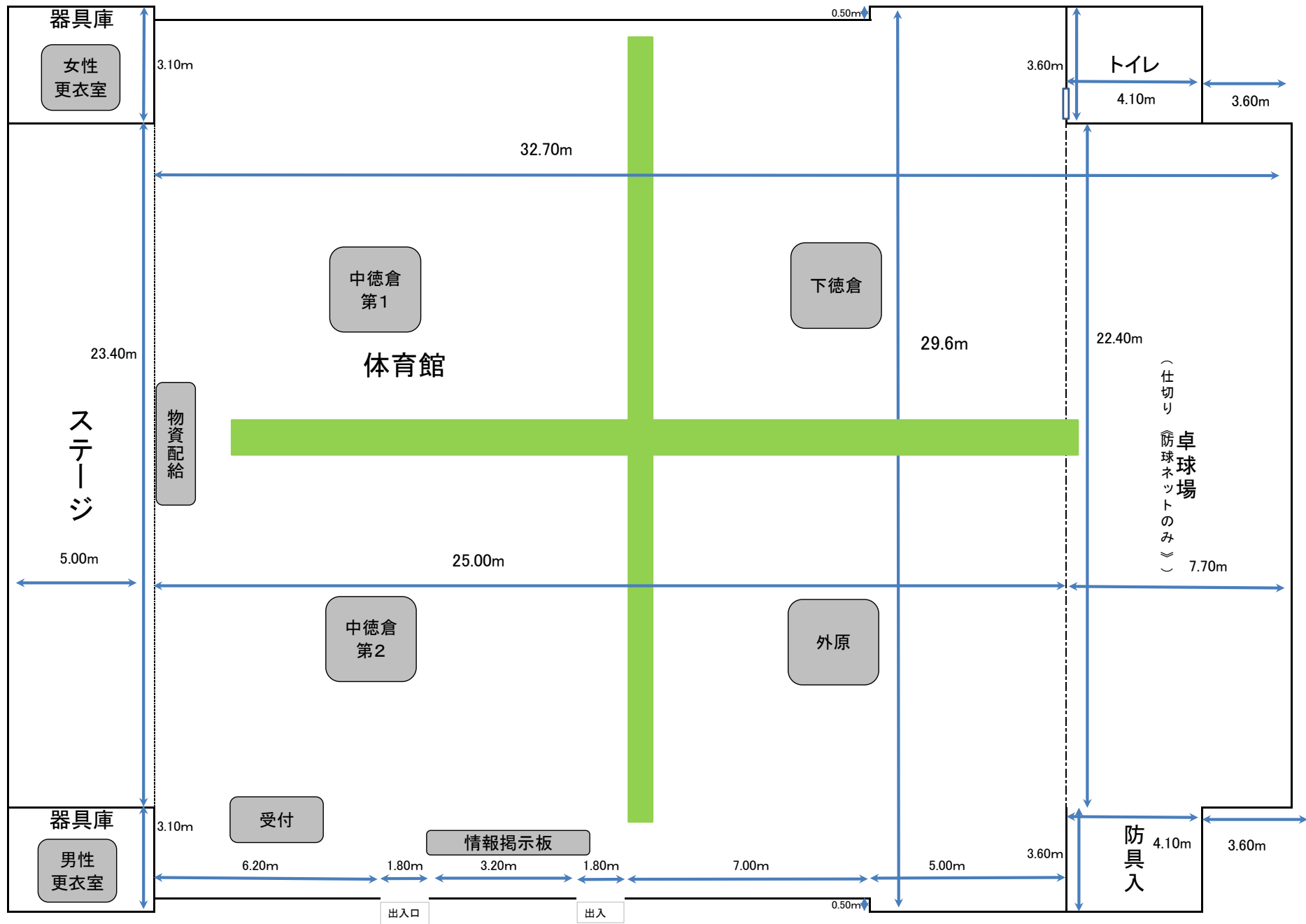




南中学校 体育館

避難所での1人当りのスペースは、縦2m×横1.5mの3㎡

南中学校 体育館



資料12 - 2

福祉避難所一覧表

箇所	名称	所在地	電話	収容可能人員	備考
1	防災センター	徳倉1603-40	932-3333	100人	床面積：817.41㎡ LPガス
2	地域交流センター	堂庭6-1	972-6678	100人	床面積：2854.87㎡ 非常時LPガス
3	福祉センター	堂庭221-1	981-1666	399人	床面積：2399.41㎡ 非常時LPガス
4	清水町温水プール	柿田166-1	976-8711	40人	床面積：2278.76㎡
5	柿田川ホーム	戸田54-11	983-2180	10人	都市ガス
6	夢の樹の郷	玉川183-1	971-1000	10人	都市ガス
7	かわせみ	的場188-6	984-3377	10人	LPガス
8	県立看護専門学校	長沢212-1	971-2135	10人	西小学学補完施設
合計				679人	

- ※ 防災センターは、清水町防災センター避難所運営マニュアルの清水町防災センター避難生活計画書を参照
- ※ 地域交流センター及び福祉センターは1人約6㎡を目安。ただし、1人当たりの割り当ては約3㎡とし、残りは通路等共用スペース
- ※ 4つの施設は、デイサービスやリハビリ等のスペースを活用

資料12 - 3

地区避難所等

箇所	名 称	所 在 地	電 話	備 考
1	玉川区公民館	玉川250	————	
2	新宿公民館	伏見811	————	
3	伏見公民館	伏見865	————	
4	八幡区公民館	八幡129	————	
5	本長沢区公民館	長沢153-3	————	
6	長沢区公民館	長沢648-1	————	
7	柿田区公民館	柿田277-1	————	
8	堂庭公民館	堂庭138-5	————	
9	久米田区公民館	久米田90	————	
10	戸畑公民館	畑中62	————	
11	的場公民館	的場102-4	————	耐震基準満たさず
12	湯川公民館	湯川107	————	
13	上徳倉区公民館	徳倉561-2	————	
14	下徳倉区公民館	徳倉1828	————	
15	外原区公民館	徳倉2191-8	————	
16	中徳倉区公民館	中徳倉15-7	————	
17	清水保育所	伏見47-1	975-8935	床面積695㎡
18	清水幼稚園	堂庭95-1	975-7325	床面積1,018㎡
19	北幼稚園	伏見647-2	975-7325	床面積1,029㎡
20	西幼稚園	長沢238-1	973-2320	床面積1,054㎡

沼津医師会 清水町地区 一 覧 表

	医療機関名称	所在地	診療科目	電話番号
1	おおしろ整形外科クリニック	清水町堂庭184-5	整形外科、リハビリ科	055-976-0027
2	柿田川第一クリニック	清水町戸田53-15	泌尿器科、人工透析	055-981-2022
3	アミクリニック耳鼻咽喉科	清水町長沢585-1	耳鼻咽喉科	055-981-3341
4	稲玉内科クリニック	清水町伏見788-1	内科、消化器内科、循環器内科	055-991-5111
5	遠藤クリニック	清水町久米田159-4	消化器内科、外科	055-975-8801
6	柿田川医院	清水町柿田168-4	内科、消化器内科、循環器内科	055-973-3601
7	耳鼻咽喉科崎川医院	清水町伏見649-3	耳鼻咽喉科	055-975-9131
8	つかだ医院	清水町堂庭109-4	内科、泌尿器科、皮膚科	055-983-1577
9	まるやま小児科医院	清水町堂庭89-12	小児科、アレルギー科	055-981-8577
10	薬袋内科クリニック	清水町徳倉1004	内科、循環器内科、呼吸器内科	055-933-0148
11	やぐち内科・循環器科クリニック	清水町伏見51-6	内科、循環器内科	055-973-3811
12	島田産婦人科医院	清水町伏見38-1	産科、婦人科	055-972-6100
13	清水スキンクリニック	清水町伏見51-8	形成外科、皮膚科、美容外科	055-983-6700
14	清流クリニック	清水町堂庭187-2	内科、糖尿病内科	055-941-8688
15	ひがしおかメディケアクリニック	清水町柿田181-9	救急科、脳神経外科、内科	055-941-8269
16	桑名眼科脳神経クリニック	清水町久米田27-1	眼科、脳神経外科、脳神経内科	055-975-2200
17	湧水耳鼻いんこう科	清水町伏見58-1 サントムーン アネックス3階	耳鼻咽喉科	055-983-1155
18	TOBE整形外科スポーツ&リハビリクリニック	清水町伏見58-27	整形外科、リハビリテーション科	055-957-2277
19	徳倉なかにし整形外科	清水町徳倉616-1	整形外科、リハビリテーション科	055-941-6868

駿東歯科医師会清水町支部

	医療機関名称	所在地	診療科目	電話番号
1	会田歯科医院	清水町玉川185-1	歯科、小児歯科	055 - 972 - 0418
2	おおしろ歯科医院	清水町新宿819-2	歯科、矯正歯科、小児歯科	055 - 973 - 2900
3	太田歯科医院	清水町長沢959 - 2	歯科	055 - 972 - 1318
4	さきかわ歯科医院	清水町伏見649 - 7	歯科、小児歯科	055 - 976 - 8241
5	しんあい歯科医院	清水町伏見250 - 19	歯科、小児歯科、矯正歯科	055 - 973 - 6686
6	杉沢歯科医院	清水町柿田209 - 9	歯科、小児歯科、矯正歯科	055 - 975 - 4618
7	中里歯科医院	清水町伏見264-17	歯科、小児歯科、矯正歯科	055 - 976 - 1818
8	メイヨ歯科医院	清水町長沢311-9	歯科	055 - 972 - 3846
9	ゆきひこ歯科医院	清水町玉川81-12	歯科、小児歯科	055 - 973 - 6841
10	渡辺歯科医院	清水町徳倉1605-43	歯科、小児歯科、口腔外科	055 - 931 - 1236
11	さいとう歯科医院	清水町徳倉1586-3	歯科、小児歯科、 歯科口腔外科	055 - 933 - 3918
12	せき歯科クリニック	清水町的場1-9	歯科、小児歯科、 歯科口腔外科	055 - 981 - 2633
13	木の花歯科医院	清水町堂庭72-6	歯科、小児歯科	055 - 972 - 0097
14	なかがわ歯科	清水町長沢881-5	歯科、小児歯科	055 - 973 - 7777
15	森島デンタルクリニック	清水町徳倉411-4	歯科、小児歯科、矯正歯科	055 - 934 - 4618
16	こうざい歯科クリニック	清水町堂庭187-10	歯科、小児歯科、 歯科口腔外科、矯正歯科	055 - 928 - 5434
17	三島・清水町スマイリー歯科	清水町伏見58-1 サントムーン アネックス3階	歯科、小児歯科、 歯科口腔外科、矯正歯科	055 - 928 - 5434

資料14-1 し尿処理施設及びし尿処理業者

1 し尿処理施設一覧表

処 理 場	所 在 地
沼津市アクアプラザ	沼津市原字女鹿塚2948-1
(注) プラント使用不可能の場合は町が指定する場所	

2 し尿処理業者一覧表

業 者 名	所 在 地	電 話
泉企業(有)	的場191-1	977-2167
徳倉スズコオ(有)	徳倉1485-2	932-7164

資料14-2 ごみ処理施設

分 類	処 理 場	所 在 地
可燃物	沼津市清掃プラント	沼津市上香貫三ノ洞2417-1
不燃物	町の指定する場所	
(注) プラント使用不可能の場合は町が指定する場所		

遺体収容所一覧表

1 公共施設

番号	施設名	住 所	電 話 番 号
1	清水町体育館	堂庭287-1	971-0160

2 協定先

番号	寺 院 名	住 所	電 話 番 号
1	福 泉 寺	玉川201	975-8880
2	円 泉 寺	玉川244-1	975-5896
3	玉 井 寺	伏見707	975-4349
4	宝 池 寺	伏見720-1	975-1032
5	法 泉 寺	八幡113-1	975-5155
6	東 光 寺	長沢29	975-4560
7	秀 源 寺	長沢22	975-4384
8	普 濟 寺	柿田246	975-4000
9	蓮 華 寺	堂庭132	975-6052
10	正 眼 寺	久米田109	971-5353
11	藤 泉 寺	戸田63	977-2345
12	法 善 寺	戸田87	977-1367
13	慈 音 寺	畑中40	977-1551
14	養 光 寺	的場73	977-1745
15	龍 泉 寺	徳倉1920	931-6301
16	普 光 寺	徳倉929	931-1547

資料15 - 1

ライフライン事業所一覧表

1 電力会社

番号	事業所名	住所	電話	FAX
1	東京電力パワーグリッド (株)静岡総支社	沼津市大手町 3-7-25	915-5400 (非常時) 915-5989 (夜間)	951-3403 (非常時) 973-8761 (夜間)

2 ガス事業者 (清水町地区会員)

エルピーガス

番号	事業所名	住所	電話	FAX
1	かさや商店	八幡155-1	975-1697	975-1319
2	沼津酸素工業(株)	柿田615	975-4732	972-1269
3	サンダイ(株)	徳倉1805-2	933-4141	933-4343
4	ミライフ株式会社/沼津店	八幡22-1	975-5361	973-1019

都市ガス

番号	事業所名	住所	電話	FAX
1	静岡ガス(株) 東部センター	沼津市岡一色 809	927-2811	927-2850

3 上水道

管理者

番号	事業所名	住所	電話	FAX
1	沼津市水道部	沼津市御幸町 16-1	934-4851	931-8101
2	沼津市泉水源地 送水管理センター	清水町八幡 270		

町内指定給水装置工事事業者

番号	事業所名	住所	電話
1	(有)北村設備	徳倉1231-10	932-0205
2	(有)佐野工業所	伏見14-2	975-4296
3	(有)谷設備	徳倉1103-3	932-5214
4	(株)トライブ	徳倉2468-6	913-3455
5	真野設備	伏見312-19	080-1625-2830
6	(有)吉田工業	徳倉914-1	932-0930
7	渡辺水道工業所	玉川 3-1	975-6370
8	(株)杉山土建	柿田746-2	975-8420

4 町内給油所（自家用給油取扱所を除く）

令和7年4月1日現在

事業所名称	所在地	電話番号	油種(L)			施設種別
			ガソリン	軽油	灯油	
(有)飯田商事 セルフ長沢SS	長沢700-12	975-7885	40,000	15,000	15,000	給取 ミニローリー
(有)飯田商事 わくわくセルフ徳倉SS	徳倉453-7	932-3221	40,000	10,000	10,000	給取 ミニローリー
伊伝(株) Dr. Drive セルフ三島伏見店	伏見596-24	976-0005	40,000	10,000	10,000	給取
(有)駿河石油 徳倉SS	徳倉2480	931-6033	15,000	5,000	10,000	給取 ミニローリー
カーケアセンター 卸団地SS	卸団地19-3	971-1115	50,000	25,000	15,000	給取 ミニローリー
フジプロ(株) セルフ黄瀬川SS	八幡22-1	975-5356	48,000	16,000	32,000	給取 移動タンク 灯2,000 移動タンク
駿豆石油(株)	伏見7	971-7647	-	-	-	灯1,700 移動タンク

※給取…給油取扱所 ミニローリー…少量移動タンク貯蔵所

資料 15 - 2 - 1

耐震性貯水槽（飲料水兼用 1 0 0 m³型）一覽表

番号	水利番号	所在地	目 標	設置年
1	3 - 8 - 水 1	徳倉 2 2 2 2 - 3	町宮野球場駐車場	H 9
2	1 - 3 - 水 1	伏見 3 0 - 1 4	総合運動公園駐車場	H 9
3	2 - 3 - 水 1	堂庭 2 6 7	清水中学校敷地内北側	H 1 1

資料 15 - 2 - 2

応急給水計画

1 目的

大規模地震等が発生した場合、円滑に応急給水を実施するために必要な事項を定める。

2 必要量の推定と給水可能見積

(1) 必要量の推定

① 発災後 1 日～ 3 日目まで

町民全員を対象とする

$30,000 \text{ 人} \times 3 \text{ リットル} \times 3 \text{ 日} = 270,000 \text{ リットル}$

② 発災後 4 日目～ 7 日目まで

$30,000 \text{ 人} \times 20 \text{ リットル} \times 4 \text{ 日} = 1,200,000 \text{ リットル}$

(2) 給水可能見積

① 飲料水兼用耐震貯水槽

場 所	容 量	備 考
総合運動公園北側駐車場	100,000 リットル	緊急遮断弁
清水中学校グラウンド北	100,000 リットル	〃
町営野球場駐車場	100,000 リットル	〃
合 計	300,000 リットル	

② 給水タンク設置場所（1 t タンク）

設置年度	設置箇所	設置数	容量
平成 23 年度	清水町役場	1	1,000 <small>リットル</small>
	防災センター	1	1,000 <small>リットル</small>
平成 24 年度	西小学校	1	1,000 <small>リットル</small>
	南小学校	1	1,000 <small>リットル</small>
平成 25 年度	清水小学校	1	1,000 <small>リットル</small>
	地域交流センター	1	1,000 <small>リットル</small>
令和 2 年度	図書館・保健センター複合施設	1	1,000 <small>リットル</small>

③ 災害時要援護者等飲料水

保 管 場 所	容 量	数 量	備 考
指定避難所等 12 箇所	0.5 リットル	20,000 本	ペットボトル

④ 給水供給協定

相手先	締結内容	締結日
独立行政法人国立病院機構 静岡医療センター	センター内にある地下水貯水槽の余剰分を地域住民に無償で提供する等	H27/3/9

⑤ 車載用給水タンク保有状況

保管場所	容量	数量	備考
町役場防災倉庫等	1,000 リットル	5	積載アルミ製
町柿田防災倉庫	〃	1	〃
総合運動公園防災倉庫	〃	1	〃
清水中学校広域防災倉庫	〃	1	〃
西小学校広域防災倉庫	〃	1	〃
南小学校広域防災倉庫	〃	1	〃
合 計		10	

(3) 給水組織

① 発災後 1 日～ 3 日目まで

100 t 飲料水兼用貯水槽設置箇所において、町職員（避難所班）及び自主防災組織と協力し給水する。

なお、ペットボトルについては、災害時要配慮者用飲料水として、上記態勢が整うまでの間利用するものである。

② 発災後 4 日目～ 7 日目まで

建設班は、自主防災組織の協力を得て、車両に給水タンク（1 t）を積載し、避難所及び各地区指定場所で給水する。

(4) 実施要領

① 発災後 3 日間は飲料水を主体とし、各自蓄えた水又は飲料水兼用貯水槽設置箇所での給水で賄うものとする。

② 発災後 4 日目から 7 日目までは、自主防災組織の応援を得て、給水タンクにより生活必要水を指定した給水拠点で供給する。

なお、タンクへの補給については沼津市水源地に依頼する。

③ 町の給水体制に不足を生じた場合は、県に調達の斡旋を依頼する。

災害時における防災協定等締結状況一覧
(令和8年4月1日現在)

区分	協定等名称	団体等名	連絡先	締結年月日	主な内容
行政 (8件)	東部地域災害時等の相互応援に関する協定	9市9町	令和7年度幹事 伊東市	平成29年12月27日	①被災者一時受入れ施設提供 ②資機材、生活物資の提供 ③職員の派遣・・・その他
	全国姉妹町災害応援協定	北海道(清水町) 福井県(福井市) 和歌山県(有田川町) 静岡県(当町)	0156-62-2111 (北海道清水町) 0776-20-5234 (福井県福井市) 0737-52-2111 (和歌山県有田川町)	平成28年8月27日	食糧、生活物資等 職員の派遣 被災者の一次受入等
	東海道五十三次市区町災害時相互応援に関する協定	21市区町	令和7年度幹事 三重県亀山市	平成17年4月1日	食糧物資、救助、医療、防疫、被災者一時受入、職員派遣等
	災害時相互応援に関する協定	36市町村 静岡県 9市9町 神奈川県 2市8町 山梨県 1市3町4村	代表応援調整市 小田原市	令和8年4月1日	①食糧、飲料水、生活物資等 ②救助、医療、防疫等 ③被災者一時受入れ施設提供 ④職員の派遣・・・その他
	災害時の情報交換に関する協定	沼津河川国道事務所	沼津河川国道事務所 災害対策本部 055-934-2012	平成23年4月6日	リエゾン派遣による情報交換
	災害時等における相互応援に関する協定	宮城県利府町 北海道七飯町	0138-65-2511 (北海道七飯町) 022-767-2111 (宮城県利府町)	平成24年10月16日	応急措置及び応急復旧に必要な職員の派遣、被災者の救助、医療救護及び防疫に必要な資機材及び物資の提供、生活必需物資のあっせん及び提供並びにその補給に必要な資機材の提供、救援及び救助活動に必要な車両等の提供
	災害時の相互応援協定	熊本県嘉島町	096-237-1111 (熊本県嘉島町)	平成30年6月28日	被災者の支援に必要な物資及び資機材の提供、被災者一時収容施設の提供、職員の派遣、災害ボランティアのあっせんのほか、特に要請のあった事項
	災害時等における相互応援協定	岐阜県神戸町	神戸町 総務課 0584-27-3111	令和7年5月9日	応急措置及び応急復旧に必要な職員の派遣、被災者の救助、医療救護及び防疫に必要な資機材及び物資の提供、生活必需物資のあっせん及び提供並びにその補給に必要な資機材の提供、救援及び救助活動に必要な車両等の提供
医療救護 (12件)	災害時に要介護者等の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定	社会福祉法人「育清会」	055-983-2180	平成12年11月21日	災害時に要介護者の受入れ 特別養護老人ホーム「柿田川ホーム」
	災害時の医療救護活動に関する協定書	社団法人沼津薬剤師会	055-927-2065	平成13年8月26日	医療救護活動時の薬剤師等の派遣
	災害時の医療救護活動に関する協定書	駿東歯科医師会	055-972-0097	平成14年6月1日	医療救護活動時の歯科医師等の派遣
	災害時に要介護者等の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定	医療法人社団「敬寿会」	055-971-1000	平成15年9月1日	災害時に要介護者の受入れ介護老人保健施設「夢の樹の郷」
	災害時に要介護者等の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定	社会福祉法人「湧泉会」	055-984-3377	平成16年6月1日	災害時に要介護者の受入れ 特別養護老人ホーム「かわせみ」
	災害時の医療救護活動に関する協定書	一般社団法人沼津医師会	055-991-5111 稲玉先生 055-973-3811 谷口先生	平成16年9月29日	医療救護活動時の医師等の派遣
	災害時の医療救護活動に関する協定	医療法人社団宏和会 岡村記念病院	055-973-3221	平成29年1月4日	救護病院として医療救護活動を実施する
	災害時の医療救護活動に関する協定	医療法人社団健栄会 遠藤クリニック	055-975-8801	平成29年1月4日	救護医院として医療救護活動を実施する
	災害時の医療救護活動に関する協定	医療法人社団道仁会 柿田川第一クリニック	055-922-0222	平成29年1月4日	救護医院として医療救護活動を実施する
	災害時の医療救護活動に関する協定	島田産婦人科医院	055-972-6100	平成29年1月4日	救護医院として医療救護活動を実施する
	災害時における救護活動等に関する協定	一般社団法人静岡県助産師会	0538-38-0031	令和4年2月14日	母子の安全確保や支援
	救急安心電話相談窓口(#7119)の運営に関する協定	静岡県	静岡県	令和7年4月1日	救急医療機関の適正受信及び救急車の適正利用を推進するため、甲と乙が独自で実施する広報等の事業
救助・人材支援 (9件)	包括連携に関する協定	三島郵便局 町内各郵便局	975-2610	平成29年8月31日	災害支援
	災害時における救助業務及び応急対策に関する協定	コイケ自動車工業(株)	055-925-2488	平成15年11月25日	車両内、家屋内等で発生した要救助者の救助。道路を塞ぐ車両等の排除 倒壊建物、落下物、工作物の排除
	災害時における必要な物資の供給及び応急復旧活動への協力に関する協定	株式会社 石井産業	090-3106-3059	平成24年2月17日	①コンテナ等の資機材の提供 ②復旧活動に必要な人員及び車両の派遣
	災害時における必要な物資緊急輸送等への協力に関する協定	株式会社シンエイ	055-977-6726	平成24年8月23日	緊急輸送等に必要な車両及び資機材の提供、人員の派遣
	災害時における応急復旧活動に関する協定	有限会社月井重機	055-933-0044	平成24年8月23日	応急復旧活動に必要な車両及び資機材の提供、人員の派遣
	災害時の応急復旧活動に必要な物資の供給に関する協定	株式会社チキリ	971-9610 (090-3151-6803)	平成24年10月18日	①応急復旧活動に必要な資機材及び車両の提供 ②応急復旧活動に必要な人員の派遣
	災害時における無人航空機の活用に関する協定書	株式会社テクノスジャパン	昼:090-8739-8777(杉山) 夜:090-8864-4300(酒井)	平成29年2月13日	災害時にドローンを活用して速やかに情報収集・被害状況の把握等に協力
	静岡県消防相互応援協定及び覚書	駿東伊豆消防本部	055-920-0119	平成29年4月1日	発災時の応援要請
	災害時における無人航空機の活用に関する協定書	寺崎組(Flap)、一般社団法人災害対策建設協会JAPAN47	045-225-8922	令和2年6月24日	災害時にドローンを活用して速やかに情報収集・被害状況の把握等に協力

区分	協定等名称	団体等名	連絡先	締結年月日	主な内容
土木・建設・住宅 (6件)	建設業者による災害応援対策に関する協定	清水町建設事業協同組合	資料10-2参照	平成23年10月26日	①避難路、輸送路の応急復旧工事 ②被災地の応援復旧工事
	災害時における家屋被害認定調査に関する協定書	静岡県土地家屋調査士会	055-977-9223	平成21年4月1日	被害認定調査の協力
	災害時における応急危険度判定作業における協定	静岡県建築士会 沼津地区	担当：山口 090-3157-7064	平成21年8月12日	公共施設の体育館等の応急危険度判定
	災害時における民間賃貸住宅に係る空き家情報の提供に関する協定	静岡県宅地建物取引業協会 三島支部	090-9127-4262	平成21年10月21日	空家情報提供
	災害時における協力に関する協定	有限会社 山之内建設	090-3456-4805	平成23年3月29日	避難路・輸送路の応急復旧工事
災害又は事故における測量設計等業務委託に関する協定	一般社団法人 静岡県測量設計業協会	静岡コンサルタント 055-977-8080	平成25年12月20日	災害時等における復旧工事などに必要な測量設計業務	
用地・施設利用 (7件)	招商との避難地・避難所に関する覚書	県立沼津商業高等学校	055-931-7080	平成10年11月9日	避難地、避難所
	災害時災害派遣車両の用地使用覚書	東京電力パワーグリッド(株) 静岡総支社	055-915-5866	平成20年2月4日	電力復旧に必要な設備・資機材置場、復旧車両の駐車、仮設テント設置等の用地(柿田川公園駐車場) 使用許可
	災害時における避難施設としての使用に関する協定	静岡県立看護専門学校	055-971-2135	令和3年10月13日	避難地として屋外施設、避難所として部内施設を使用
	大規模地震発生時の大津波警報発令時における一時避難所としての施設利用に関する協定	独立行政法人 静岡医療センター	055-975-2000	平成23年11月18日	大津波警報発令時、看護学校施設を一時避難所として提供(長沢・本沢・柿田の住民)
	災害時における宿泊施設等の利用に関する協定	ホテル・エルクミューゼン シー	055-976-7878	平成27年9月30日	被災した高齢者、障害者、乳幼児などの避難行動要配慮者等の臨時避難所の提供
	一時避難施設としての使用に関する協定	ふれあい伏見	055-981-2221	令和2年8月21日	指定避難所への入所困難者を一時的に避難所として使用
町民の緊急輸送及び一時的な避難場所	合同会社 SORA	055-933-1123	令和6年12月25日	避難所又はその他の場所から避難所への輸送、避難所又はその他の場所から救護所への輸送、救護所から後方医療機関への輸送、その他緊急輸送業務	
物資供給 (18件)	災害時に必要な物資の調達に関する協定	沼津卸商社センター	090-7304-0832	平成1年12月15日	食糧①調理不要の食品②主食+副食品 ③自炊のための食材 物資①衣類②日用品③燃料等
	災害時に必要な物資の調達に関する協定	生活協同組合コープ静岡	054-204-2300	平成9年8月14日	食糧①調理不要の食品②主食+副食品 ③自炊のための食材 物資①衣類②日用品③燃料等
	大規模災害時協力ガソリンスタンド	町内大規模災害時協力店(協力店は看板設置済)	資料15-1参照	県石油業共同組合加入時	①緊急車両への燃料供給 ②被害状況の情報提供等 ③一時的な物資保管所の提供
	災害時に必要な物資の調達に関する協定	㈱エンチョー ホームアシスト	055-981-8500	平成17年2月14日	食糧①調理不要の食品②主食+副食品 ③自炊のための食材 物資①衣類②日用品③燃料等
	災害時に必要な物資の調達に関する協定	ウエルシア薬局株式会社	03-5209-5679	平成17年3月1日	食糧①調理不要の食品②主食+副食品 ③自炊のための食材 物資①衣類②日用品③燃料等
	災害時における救援物資提供に関する協定	コカ・コーラ セントラルジャパン㈱	055-977-2114	平成18年11月29日	①自販機内商品の無償提供 ②飲料水を10箱無償備蓄 ③災害時商品の優先補充
	災害時における物資等の供給協力に関する協定	株式会社 フジプロ	055-975-5356	平成24年1月23日	①ガソリン、軽油等の燃料の供給 ②資機材保管の為の用地提供
	災害時における物資等の供給協力に関する協定	株式会社 岩崎米穀	055-975-1287	平成24年1月25日	米穀類及び炊飯類、米飯類の提供
	災害時における物資の供給協力に関する協定	マックスバリュ 東海株式会社	総務部 055-999-3100	平成25年1月23日	食料・生活必需品の提供
	災害時における車用等の供給に関する協定	株式会社MYコミュニケーションズ(オートボックス・びっくりドンキー・カーブス・丸源)	055-977-2230	平成26年5月8日	車両のリース、仕出し弁当、臨床心理士、その他提供可能な物品
	災害時における資機材等の調達に関する協定	株式会社 ナガワ	055-922-9922	平成27年8月24日	応急仮設住宅以外の仮設ハウス、暖房機器、冷房機器、その他の資機材の供給
	災害時における仕出し弁当及び飲料水の供給に関する協定	株式会社マルヨ	055-975-9588	平成30年2月27日	災害時に必要な仕出し弁当及び飲料水の供給
	災害時における物資供給に関する協定	株式会社タカラ・エムシー	055-983-1039	平成31年1月21日	食料・生活必需品の提供
	災害時における物資供給等の協力に関する協定	株式会社 木村鋳造所	055-975-7050	令和2年12月1日	発泡スチロール製のパーテーション等の提供
	災害時におけるレンタル機材の貸与に関する協定	山一産業ダスキンレントオール静岡三島イベントセンター	055-976-8291	令和3年1月25日	レンタル機材の提供
	災害時におけるキッチンカーによる炊き出しの実施等に関する協定	全国キッチンカー事業振興協会	055-932-9118	令和3年10月4日	避難所におけるキッチンカーによる炊き出しの実施等
	災害援助に必要なLPガスの供給に関する覚書	一般社団法人静岡県LPガス協会 三島地区会	055-977-3108 (㈱TOKAI三島支店)	令和4年12月21日	避難所等施設へのLPガス供給及び供給設備、消費設備の整備
	災害時における食品及び倉庫の提供に関する協定書	株式会社 布袋屋		令和7年4月1日	食料及び飲料の提供
廃棄物処理 (4件)	災害時におけるし尿等の処理に関する協定	沼津市環境整備事業協同組合	055-922-0484	平成20年5月16日	震災時のし尿処理等に関する事
	災害等における障害物等の除去に関する覚書	東京電力パワーグリッド株式会社 静岡総支社		令和4年3月2日	優先的啓開すべき道路の通行に支障となる電力設備等の除去
	災害時における廃棄物処理の支援に関する協定	イー・ステージ株式会社 株式会社 石井産業		令和7年11月13日	町内において発生した一般廃棄物の運搬、焼却、破砕、資源化、保管及び処分
	地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定	株式会社ミダック		令和8年1月27日	災害廃棄物の処理等、生活ごみ(可燃ごみ)の処理等

区分	協定等名称	団体等名	連絡先	締結年月日	主な内容
ライフライン (12件)	災害時における特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	N T T 西日本㈱静岡支社	054-205-9122	平成25年9月5日	各広域避難所の特設公衆電話の設置・利用
	災害時における物資等の供給協力に関する協定	沼津酸素工業株式会社	055-975-4732	平成24年2月17日	①プロパンガス等の燃料の提供 ②ガスコンロ等の資機材の提供
	災害時における地下水の供給に関する協定	独立行政法人 静岡医療センター	975-2000	平成27年3月9日	災害により断水した場合に、病院が地下水供給システムで余剰が生じた分の地下水を地域住民に無償で供給する
	災害時における応急対策活動に関する協力協定(下水道)	静岡県環境施設メンテナンス協同組合	カーンサービス 055-971-1700 オリエント工業 055-963-0538	平成28年8月8日	被災時における下水道管路等の点検、調査及び復旧に関する事
	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド株式会社 静岡総支社		令和3年8月2日	停電復旧に係る応急措置の実施等
	災害時における飲料水の提供及び応急復旧活動に関する協定	株式会社蔦寺崎組 株式会社Flap		令和5年11月27日	飲料水の提供、応急復旧活動
	災害時における井戸水の提供に関する協定	駿東化成工業株式会社		令和6年8月6日	飲料水以外の生活用水(井戸水)の提供
	災害時における井戸水の提供に関する協定	株式会社平成建設		令和7年7月11日	飲料水以外の生活用水(井戸水)の提供
	災害時における井戸水の提供に関する協定	株式会社マルヨ三須茶園		令和7年8月13日	飲料水以外の生活用水(井戸水)の提供
	災害時における井戸水の提供に関する協定	株式会社テイク・フォー		令和7年8月29日	飲料水以外の生活用水(井戸水)の提供
報道 (4件)	災害時における放送に関する協定	エフエムみしまかなみ	055-981-8602	平成16年4月1日	公衆電話、有線等が通信できない場合の非常災害放送要請
	災害時における非常災害放送に関する協定	静岡エフエム放送 株式会社	053-457-1153	平成23年5月26日	災害時における非常災害放送による要請・周知
	災害時における非常災害放送に関する協定	エフエムぬまづ株式会社	055-952-3515	平成27年6月16日	非常災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、清水町の要請に基づきエフエムぬまづが必要と認めた場合に、他の放送に優先して放送する。
	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	03-6898-7120	平成27年7月31日	災害時に清水町の運営するウェブサイトがアクセス集中により閲覧しづらい状況になった場合にヤフー株式会社にて災害情報のキャッシュサイトを作成し公開する。
被災者支援 (10件)	災害時における協力に関する協定	㈱沼津登山東海バス	055-935-6612	平成20年5月26日	避難所間の住民移送に関する事
	災害時における協力に関する協定	(有)ドリーム観光バス	055-946-5361	平成20年5月26日	避難所間の住民移送に関する事
	災害時におけるボランティア活動に関する協定	清水町社会福祉協議会	055-981-1666	平成20年10月21日	ボランティア活動に関する協力体制
	災害時における人員の緊急輸送等に関する覚書	商業組合静岡県タクシー協会 沼津・三島	平和タクシー 055-977-1623	平成25年11月12日	避難行動要支援者、疫患者等の輸送
	大規模災害時における被災者支援協力に関する協定	静岡県行政書士会	055-921-3512	平成25年12月17日	被災者支援相談窓口の設置・人材派遣等
	災害時における協力に関する協定	エステック	055-972-7003	平成31年3月21日	①一時避難地として敷地の解放 ②一時的な物資保管所の提供
	災害時における司法書士相談業務の支援に関する協定	静岡県司法書士会	0548-34-1211	令和4年6月16日	被災者支援相談窓口の設置・人材派遣等
	平時の災害対策及び災害時被災者支援活動に関する協定	静岡県弁護士会	055-951-6960	令和6年11月13日	被災者支援相談窓口の設置・人材派遣等
	災害時等徒歩帰宅者の支援に関する協定	フランチャイズチェーン (FC) 事業者	県協定	平成25年11月23日	災害時に徒歩で帰宅する者で支援を必要とする場合におけるトイレ、水道水、情報(交通状況等)の提供
大規模災害発生時における災害ボランティア活動拠点に関する覚書	株式会社静岡銀行	県協定	平成27年3月26日	災害時におけるボランティア本部・情報センターのボランティア活動等の活動拠点として駐車場の無償借用	
その他 (9件)	災害時における協力に関する協定	(株)東日本セレモニー	055-972-0004	平成16年9月1日	遺体の搬送、収容及び安置等に関する事
	災害時における協力に関する協定	(株)農協葬祭	0120-37-4949	平成19年9月1日	遺体の搬送、収容及び安置等に関する事
	緊急物資の荷さばき及び輸送業務に関する協定	県トラック協会東部支部 (町内16社)	055-923-0669	平成26年5月30日	食料や生活必需品の荷さばき及び輸送業務
	郵便差出箱への「避難所名表示」の設置に関する協定	日本郵便株式会社 三島郵便局	975-2610	平成26年9月16日	郵便差出箱に避難所名表示を設置
	地域社会の発展に貢献するパートナーシップ協定	沼津信用金庫	055-921-0329	平成28年1月21日	災害応援に関する事
	災害に係る地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン	株式会社ゼンリン東海 055-975-6699	平成28年7月28日	住宅地図、広域地図、WEBで利用できる住宅地図システムの提供及び複製利用承諾の提供等
	地域貢献型電柱看板に関する協定	東電タウンブランニング株式会社 沼津総支社 東海広業株式会社	045-394-7300	平成28年9月21日	清水町内における地域貢献型電柱看板の掲出について
	清水町地方創生に関するパートナーシップ協定	株式会社静岡中央銀行	055-962-6110	平成30年2月20日	防災力の向上に関する事
	健康増進及び大規模災害対応における連携に関する協定	中北薬品㈱ 三島支店	055-988-1515	令和4年3月22日	地域の健康増進の推進及び大規模災害時の対応

罹災証明書

世帯主住所	
世帯主氏名	
(追加記載事項欄①)	

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家 [※] の 所在地	
住家 [※] の被害の 程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)
(追加記載事項欄②)	

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

(追加記載事項欄③)	
------------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

清水町長